

2016 年度

保護観察中の性犯罪者の  
性的認知の歪みに関する研究

千葉大学大学院

人文社会科学研究所

博士後期課程

勝田 聡

## 目 次

### 序論 問題の所在と本研究の目的

1. 問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  - 1.1. 性犯罪者の性的認知の歪みの内容に関する議論の欠如・・・・・・・・ 6
  - 1.2. 性犯罪者の性的認知の歪みに関する実証研究の絶対的な不足・・・・・・・・ 6
  - 1.3. 性的認知の歪みと性犯罪の関連に関する研究の欠如・・・・・・・・ 7
  - 1.4. 問題点のまとめと、性犯罪者処遇実施上の課題・・・・・・・・ 7
2. 本研究の目的と本論文の構成・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

### 本論

#### 序説

1. 本研究における基本的概念の定義・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
2. 日本における性犯罪の動向・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
3. 日本の保護観察制度
  - 3.1. 仮釈放者と保護観察付執行猶予者・・・・・・・・ 17
  - 3.2. 保護観察の内容・・・・・・・・ 18
  - 3.3. 性犯罪者処遇プログラム・・・・・・・・ 19

### 第 I 部 理論研究

#### 第 1 章 性犯罪者が有すると仮定される性的認知の歪みの内容とその検証

1. 問題と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
2. 先行研究の概観の結果
  - 2.1. 犯罪者の認知の歪みについて・・・・・・・・ 24
    - 2.1.1. 中和の技術・・・・・・・・ 24
    - 2.1.2. 道徳的発達理論・・・・・・・・ 25
    - 2.1.3. 社会認知理論・・・・・・・・ 26
  - 2.2. 性犯罪者の性的認知の歪みの内容について・・・・・・・・ 28
  - 2.3. 子どもを被害者とする性犯罪者の性的認知の歪みの内容とその検証  
について・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

2.3.1.	子どもを対象とする性犯罪者自身の性犯罪行動に関する特定の な性的認知の歪み	31
2.3.2.	子どもを対象とする一般的な性的認知の歪み	34
2.4.	大人を被害者とする性犯罪者の性的認知の歪みの内容とその検証に ついて	44
2.4.1.	大人を対象とする性犯罪者自身の性犯罪行動に関する特定のな 性的認知の歪み	44
2.4.2.	大人を対象とする一般的な性的認知の歪み	45
2.5.	質問紙研究に対する批判と意義について	57
2.6.	性犯罪のプロセスに関する研究について	58
3.	考察	
3.1.	子どもを被害者とする性犯罪者と大人を被害者とする性犯罪者の性 的認知の歪みの異同について	61
3.2.	日本の性犯罪者の性的認知の歪みに関する研究の方法について	62

## 第Ⅱ部 実証研究

### 第2章 保護観察中の性犯罪者における子どもを対象とする一般的性的認知の歪 みの検証

1.	研究の目的	66
2.	方法	
2.1.	研究の対象	66
2.2.	測定方法	68
2.3.	手続	68
2.4.	分析方法	69
3.	結果	
3.1.	因子分析	69
3.2.	各サブスケール得点を従属変数とする分散分析	74
4.	考察	75

第3章	保護観察中の性犯罪者における女性を対象とする一般的性的認知の歪みの検証	
1.	研究の目的	76
2.	方法	
2.1.	研究の対象	76
2.2.	測定方法	77
2.3.	手続	78
2.4.	分析方法	78
3.	結果	
3.1.	因子分析	79
3.2.	比較分析	83
4.	考察	
4.1.	強姦と強制わいせつの性犯罪者の一般的な性的認知の歪みについて	83
4.2.	日本の性犯罪者の一般的な性的認知の歪みについて	84
第4章	保護観察中の性犯罪者の犯罪行動のプロセス	
1.	問題と目的	86
2.	方法	
2.1.	研究の対象	86
2.2.	情報の収集	86
2.3.	収集した情報の内容	87
3.	分析	
3.1.	分析の方法	88
3.2.	分析の過程	89
4.	結果	
4.1.	つまずき	92
4.2.	犯罪に関する認知	
4.2.1.	性犯罪をしたい気持ち	94
4.2.2.	自分の欲求へのこだわり	95

4.2.3.	性犯罪ができるという考えと性犯罪をしてもよいという考え	95
4.2.4.	統制不能	95
4.2.5.	女性の気持ちの読み違いと犯罪をしたい気持ち	96
4.3.	被害者への接近	97
4.4.	犯罪直後の感情	98
4.5.	裁判後	100
5.	考察	
5.1.	カテゴリの内容について	
5.1.1.	《つまずき》の段階	101
5.1.2.	性犯罪に結びつく認知要因	102
5.1.3.	《被害者への接近》と《犯罪直後の感情》	104
5.2.	性犯罪の具体的プロセスについて	105

### 第Ⅲ部 総合的考察

1.	各章の研究結果と議論のまとめ	
1.1.	理論研究	108
1.2.	実証研究	
1.2.1.	子どもを対象とする一般的な性的認知の歪みの検証	109
1.2.2.	女性を対象とする一般的な性的認知の歪みの検証	110
1.2.3.	性犯罪のプロセス	112
2.	総合的考察	
2.1.	日本の性犯罪者における性的認知の歪みについて	113
2.2.	実践上の示唆	
2.2.1.	質問紙の回答結果の解釈について	114
2.2.2.	性犯罪のプロセスを踏まえた性犯罪者処遇について	115
3.	本研究の意義と今後の課題	117

謝辞	119
----	-----

文献	120
----	-----

初出論文一覧

論文の章	初出
序論	
問題の所在と本研究の目的	書き下ろし
本論	
序説	書き下ろし
第Ⅰ部 理論研究	
第1章 性犯罪者が有すると仮定される性的認知の歪みの内容とその検証	勝田聡 (2014) 保護観察中の性犯罪者の認知の歪みに関するアセスメント 千葉大学人文社会科学研究, 28, 150-161.
第Ⅱ部 実証研究	
第2章 保護観察中の性犯罪者における子どもを対象とする一般的性的認知の歪みの検証	Katsuta, S., & Hazama, K. (2016). Cognitive distortions of child molesters on probation or parole in Japan. <i>Japanese Psychological Research</i> , 58, 163-174.
第3章 保護観察中の性犯罪者における女性を対象とする一般的性的認知の歪みの検証	Hazama, K., & Katsuta, S. (2016). Cognitive distortions among sexual offenders against women in Japan. <i>Journal of Interpersonal Violence: Concerned with the Study and Treatment of Victims and Perpetrators of Physical and Sexual Violence</i> , Published online before print, September 15, 2016. (equal contribution)
第4章 保護観察中の性犯罪者の犯罪行動のプロセス	勝田聡 (2017) 保護観察中の性犯罪者の犯罪行動のプロセス 質的心理学研究, 16, 135-152.
第Ⅲ部 総合的考察	書き下ろし ただし、実践上の示唆および今後の課題に関しては、Hazama & Katsuta (2016) , 勝田聡 (2017) および Katsuta & Hazama (2016)

# 序 論

## 問題の所在と本研究の目的

犯罪に巻き込まれることなく、安心して暮らすことは国民すべての願いであり、安全な社会を実現することは国の重要な責務である（犯罪被害者等基本法〔平成16年法律第161号〕前文）。国は、新たな犯罪を予防する手立てをし、かつ、一度犯罪をした人の再犯を防止する方策を講じることに關して、不断の努力を重ねることが求められている。

犯罪の被害者は、犯罪によって生命を奪われ、身体を傷付けられ、あるいは、財産を失う。加えて、犯罪の結果、心理的被害を受けることが少なくない。さらに、司法手続、医療、福祉等の過程で配慮に欠けた対応を受けた場合には、二次的被害を受けることもある（第2次犯罪被害者等基本計画〔2011年3月25日閣議決定〕）。とりわけ、性犯罪の被害は重大である。なぜならば、性犯罪は、被害者の性的自由を侵害する犯罪であるが、その結果、被害者に身体的被害のみならず、長期にわたる深刻な心理的傷跡を残すからである（男女共同参画会議, 2012）。したがって、性犯罪者の再犯の防止は、犯罪対策の中でも特に重要なものの一つである。

犯罪者の再犯防止のための処遇の手法として、認知行動療法の考え方に基づくアプローチが効果的であるとされ（e.g., Andrews & Bonta, 2010; Landenberger & Lipsey, 2005; Pearson, Lipton, Cleland, & Yee, 2002）、欧米諸国の社会内処遇や施設内処遇の多くの実務家は、認知行動療法を基盤とする性犯罪者処遇を実施してきた（McGrath, Cumming, Burchard, Zeoli, & Ellerby, 2010）<sup>注1</sup>。認知行動療法とは、もともと不安障害、うつ病、物質依存等の治療に用いられてきた技法であり、同療法の中核となる考え方は、物事をどのように認識するかを決定している認知によって、人間の行動や情動的反応が大きく影響されている、というものである（Hofmann, 2012）。Hofmann は、「我々は、不安、怒りあるいは悲しみに理由があると考えるときに限って、不安になり、怒り、あるいは悲しむのである。換言すれば、我々の情動の原因となるのは、状況それ自体ではなく、我々の情動の原因となっている出来事の認識、期待、解釈（すなわち認知的評価）なのである」（p.5）とし、認知行動療法の主要な焦点は、認知の変容にあるとした。犯罪者処遇について、Andrews & Bonta (2010) は、認知行動療法の考え方を基盤とし、犯罪者の反社会的思考を社会適合的思考に変化させることが重要であると論じた。そして、犯罪者の反社会的思考の変化を図るため、犯罪者処遇実施者が、犯罪者に、(a) 自分の思考が行動に結びつくことを理解させ、(b) 問題行動に關係する思考パターンを特定する方法を教え、(c) 反社会的認知の代替となる社会適応的

認知を教え、(d) 新たな認知行動的スキルを定着させること（認知再構成 cognitive restructuring）が有益であるとした。

欧米諸国で行われている認知行動療法の考え方に基づく性犯罪者処遇の基盤には二つの仮説がある。第一に、性犯罪者は、被害者への性的加害行為を容認するなど、性犯罪を促進する特有の考え方、態度、ビリーフを有していると仮定されている。この仮定は認知の歪み (cognitive distortion) と呼ばれてきた (e.g., Abel, Becker, & Cunningham-Rathner, 1984; Bumby, 1996; Stermac & Segal, 1989)。本研究では、先行研究で性犯罪者が有すると仮定されてきた認知の歪みを「性犯罪者の性的認知の歪み」、または、単に「性的認知の歪み」と呼ぶこととする。性犯罪者が、性的認知の歪みを有し、あるいは、歪みが大きいということは、欧米諸国の性犯罪者処遇の基盤となる第一の仮説である。第二の仮説は、性的認知の歪みの存在あるいは歪みの大きさが性犯罪を促進しているという仮説である (e.g., Ward, Hudson, Johnston, & Marshall, 1997)。

欧米諸国の実務家は、これら二つの仮説を前提として、性犯罪者の性的認知の歪みの程度を測定し、あるいは、犯罪プロセスのアセスメントを行っている (Beech, Fisher, & Thornton, 2003)。そして、性犯罪者処遇において、性犯罪者に、性的認知の歪みを修正させることが、再犯防止のために必要であるとされている (e.g., Murphy, 1990)。

欧米諸国における、認知行動療法を基盤とする性犯罪者処遇は、各種の処遇方法を組み合わせられて実施されている。具体的には、(a) 社会的影響の改善のための家族支援、対人スキルの向上、社会的スキル訓練、(b) 性的認知の歪みを修正するための認知再構成や犯罪の責任受容の促進、(c) 被害者への共感を高めるための処遇、(d) 性的自己統制を高めるための性的興奮のコントロール、(e) 一般的自己統制を高めるための感情統制、問題解決訓練、セルフモニタリングなどがある (McGrath et al., 2010)。

日本においては、2004年11月、子どもへの強制わいせつの前科を有する人が奈良県で惹起した、小学校1年生の女儿誘拐殺害事件を契機に、性犯罪に対する国民の不安が急速に高まった。法務省(2006)は、認知行動療法を基盤とするプログラムには、欧米諸国の研究の結果、再犯防止の効果が認められているとし、日本の刑事施設ならびに保護観察所<sup>注2</sup>における性犯罪者処遇を充実させるため、同療法の考え方に基づいた性犯罪者処遇プログラムを開発した。刑事施設における同プログラムでは、処遇の必要性が高い受刑者を選定し、刑務所職員が最大69セッションの指導を行うのに対し、保護観察所における同プログラムでは、全ての仮釈放者（仮釈放期間3月以上）および保護観察付執行猶予者<sup>注3</sup>を対

象（重度の精神障害者や日本語を解さない人を除く）とし、保護観察官が5セッションのプログラムを実施している（法務省，2006）。全国の保護観察所は，2006年9月1日以降に保護観察を開始した人に同プログラムを行ってきており，同プログラムの開始からすでに10年が経過している。そして，これらの性犯罪者処遇プログラムの効果について，刑事施設を管轄する法務省矯正局と，保護観察所を管轄する法務省保護局がそれぞれ検証を行った。法務省保護局（2012）の検証は，性犯罪者処遇プログラムを受講した性犯罪の保護観察対象者の群と，非受講群（同プログラムを導入した2006年よりも前に保護観察を開始したために，同プログラムを受講していない性犯罪の保護観察対象者）の再犯の有無を追跡調査したものである。分析の結果，受講群のほうが，有意に再犯率が低いことを明らかにし，性犯罪者処遇プログラムに再犯防止の一定の効果が認められたと結論づけた。法務省矯正局成人矯正課（2012）は，刑事施設において性犯罪者処遇プログラムを受講した受刑者の追跡調査の結果，同プログラムに一定の効果があつたとした。

他の国において発展してきた心理療法を日本で実施する場合には，文化的相違を踏まえ，そのモデルの日本への適合性を検証することが必要である。Bernal & Rodríguez (2012) は，心理療法を歴史のある時点で生じて発展していく文化的現象としてとらえ，心理療法を実施するためには，その心理療法のモデルに含まれている文化的要素を明らかにし，そのモデルを他の文化圏や言語圏に持ち込んで活用することに含まれる課題を慎重に検証することが重要であるとした。とりわけ，西洋文化の生産物を他の文化圏に持ち込むと，西洋における価値観，規範，ならびに，他者（特に従属的な立場の人々）へのビリーフを押しつけることになる危険があると指摘した。Bernal, Jiménez-Chafey, & Rodríguez (2009) は，心理療法に関して，文化的に適合した実践をすることと科学的に正しい介入方法を選択することとのバランスを保つことが重要であるとし，そのためには，エビデンスに基づく治療や介入を基盤としつつ，クライアントの文化的パターン，意味づけ，価値と一致するように，言語，文化および文脈を考慮して体系的修正を加えることが必要であると論じた。Griner & Smith (2006) は，文化的に適合させた精神保健的介入に関する76研究のメタアナリシスを行った結果，文化的に適合させた介入は，伝統的な介入方法と比較して，効果的であることを明らかにした。

日本と欧米諸国の文化は，必ずしも類似したものとは言えない。犯罪に関する文化差について言えば，たとえば，Maruna (2001) は，イギリスにおいて，刑を受け終わった50人の男女の面接調査を行い，収集したナラティブの質的分析を行った。その結果，犯罪者は，

犯罪行為の正当化や言い訳の発言をすることが少なくないことを見いだした。Marunaによれば、日本は、犯罪をした人が謝罪や改心によって変化することを認める社会であるため、説明や言い訳をせずに罪を無条件に認めることが、期待され、評価される。しかし、西洋社会においては、犯罪者が、自分自身の犯罪行為について、意図的に目的を有して行ったことを認めてしまうと、その犯罪者は、社会の他の人とは基本的に異なる、犯罪をするタイプの人間であることに同意したことになるという。そのため、西洋社会の犯罪者は、自己価値を保護し、不安を軽減するために、正当化や言い訳によって犯罪の責任を回避するし、それは改善更生のプロセスにおいて健康的な反応であるとした。

加えて、Burt (1980) は、アメリカ文化における強姦を支持する態度を検証するため、アメリカの成人住民 598 人を対象とする面接調査を行った。分析の結果、多くのアメリカ人が多くの強姦を支持するステレオタイプやビリーフ(強姦神話と呼ばれる)を信じており、そのような強姦に関する態度は、性的役割のステレオタイプ、性別の異なる人への不信、ならびに、対人暴力の容認といった態度と強く結びついているとした。加えて、これらの態度の組み合わせが、アメリカの性犯罪の発生率の高さの要因となっていると論じた。アメリカの性犯罪発生率について、法務省法務総合研究所 (2008) がまとめた 30 か国を対象とする国際犯罪被害実態調査によると、調査対象年 (2003 年または 2004 年) の 1 年間に 1 回以上性犯罪の被害を受けた人の比率は平均 0.6%であり、アメリカとアイスランドが、いずれも 1.4%と最も高い被害率を示していた。なお、日本は 0.8%であった。

上述した心理療法の文化的適合性に関する議論と、犯罪に関する文化差の議論を踏まえると、欧米諸国で発展してきた認知行動療法を基盤とする性犯罪者処遇の方法を日本で実施するためには、まず、日本の性犯罪者にそのアプローチ法的前提仮説が妥当するかどうかに関して慎重に検証することが不可欠である。先述のように、同療法の考え方に基づく性犯罪者処遇の基盤には、二つの仮説がある。すなわち、(a) 性犯罪者は性的認知の歪みを有しており、あるいは、歪みが大きく、(b) 性的認知の歪みの存在あるいは歪みの大きさが性犯罪を促進しているという仮説である。これら二つの仮説が日本の性犯罪者についても妥当であることを確認することは、日本において認知行動療法の考え方に基づく性犯罪者処遇を行う前提条件である。また、これら二つの仮説を検証するためには、そもそも、欧米の先行研究で議論されてきた性犯罪者の性的認知の歪みの内容とは、どのようなものを明らかにすることが不可欠である。そこで、性犯罪者処遇の前提となる研究課題である、(a) 性犯罪者の性的認知の歪みの内容、(b) 性的認知の歪みの有無や大きさの検証、および、

(c) 性的認知の歪みが性犯罪行動に与える影響の 3 点に関して、日本の先行研究が抱えてきたいくつかの重要な問題点を以下に指摘し、本研究の目的に繋げていくこととしたい。

## 1. 問題点

### 1.1. 性犯罪者の性的認知の歪みの内容に関する議論の欠如

欧米諸国の先行研究では、性犯罪者が有すると仮定される性的認知の歪みの内容に関して、多くの議論が積み重ねられてきた。その嚆矢となった Abel et al. (1984) は、子どもを被害者とする性犯罪者には、子どもとの性的行為を支持する認知の歪みがあると指摘した。また、Burt (1980) は、強姦、強姦被害者、強姦加害者に関する、偏見のある、ステレオタイプの、あるいは、誤ったビリーフを強姦神話と呼んだ。その後、性的認知の歪みの内容について様々な議論がなされてきた (e.g., Dean, Mann, Milner, & Maruna, 2007; Maruna & Mann, 2006; Ward et al., 1997)。このような議論の状況について、性的認知の歪みという言葉で示される内容は、いまだ明確なコンセンサスに至っていないとの指摘もある (e.g., Blake & Gannon, 2008)。

しかし、日本においては、そもそも、性犯罪者の性的認知の歪みという言葉が何を指すのかに関する議論がなされておらず、先行研究の調査も行われてきていない。

### 1.2. 性犯罪者の性的認知の歪みに関する実証研究の絶対的な不足

欧米諸国の多くの実務家や研究者達は、性犯罪者の供述の分析、あるいは、質問紙調査などの方法により、性犯罪者の性的認知の歪みの程度を測定する研究を積み重ね、性犯罪者には性的認知の歪みがあり、あるいは、歪みが大きいという仮説の検証を進めてきた (e.g., Abel, Gore, Holland, Camp, Becker, & Rathner, 1989; Bumby, 1996; Burt, 1980; Polaschek, Hudson, Ward, & Siegert, 2001; Ward, Loudon, Hudson, & Marshall, 1995)。

日本人の性犯罪者の性的認知の歪みの実証研究はほとんどない。唯一、大淵・石毛・山入端・井上 (1985) が、強姦犯罪者と強制わいせつ事犯者を対象として性的認知の歪みの程度を測定する研究を行った。彼らは、Burt (1980) が開発した “Rape Myth Acceptance Scale” を改編し、「暴力的性の容認」、「潜在的被強姦願望」、「女性のスキ」および「ねつ造」の四つのサブスケールからなる、5段階評定 10 項目の質問紙を作成した。この質問紙に対する性犯罪者と対照群の回答結果を分析し、これらの四つのサブスケールのうち、「潜在的被強姦願望」サブスケールについて、性犯罪者が対照群に比べて得点が高く、つまり、性的認

知の歪みが大きかったことを明らかにした。しかし、大淵他 (1985) の調査対象者は、強姦および強制わいせつ犯罪者が 19 人であるのに比し、対照群である性犯罪歴のない男子受刑者が 56 人、男子大学生が 70 人、女子大学生が 73 人であって、性犯罪者の人数が少なく、統計解析に必要とされるサンプル数に至っていないという限界があった。

### 1.3. 性的認知の歪みと性犯罪の関連に関する研究の欠如

欧米諸国の研究者は、性犯罪者の陳述を質的に分析し、性犯罪のプロセスの仮説モデルを構築し、その中で、性的認知の歪みが性犯罪の実行に果たす役割を明らかにしてきた (e.g., Polaschek et al., 2001; Ward et al., 1995)。加えて、欧米の先行研究には、性犯罪者の一般的な性的認知の歪みと再犯との関係について、統計的に検証したものが少なくない (e.g., Helmus, Hanson, Babchishin, & Mann, 2013)。

しかし、日本の性犯罪者の性的認知の歪みと性犯罪の結びつきに関する研究は、これまで全くなされていない。

### 1.4. 問題点のまとめと、性犯罪者処遇実施上の課題

日本の保護観察所の性犯罪者処遇プログラムは、日本の保護観察において、初めて導入された認知行動療法の考え方を基盤とする専門的処遇プログラムである。再犯リスク要因とされている事項に焦点を当て、5 回のセッションという一定の構造を構築し、保護観察官の関与を高めている。同療法を基盤とする専門的処遇プログラムは、その後、薬物事犯者処遇、暴力事犯者処遇、飲酒運転事犯者処遇へと拡大され、日本の保護観察処遇の形態を変える大きなインパクトを与えるに至っている。しかし、先述の問題点をまとめるなら、日本においては、欧米諸国で考案され実施されてきた同療法の考え方に基づく性犯罪者処遇を実施するために必要不可欠な (a) 性犯罪者の性的認知の歪みの内容の議論の整理、(b) 性的認知の歪みの検証、(c) 性的認知の歪みと性犯罪の関連性にかかる研究が極めて乏しい。このように、性犯罪者処遇プログラムを実施するための基礎となる理論研究および実証研究が不十分であるが故に、プログラムという枠組みはあるものの、その土台や内容に関する議論が極めて貧弱だと指摘せざるを得ない。このような現状は、日本の犯罪学や更生保護学の発展のために重大な問題である。

加えて、これらの問題は、性犯罪者処遇実施上、看過できない問題を引き起こしている。欧米諸国の実務家は、性犯罪者のアセスメントにおいて、性犯罪者が犯罪に至った要因と

要因間の相互作用を分析し、併せて、質問紙を使用して、再犯リスク要因の一つである、性犯罪者が有していると仮定される性的認知の歪みの程度を測定してきた (Beech et al., 2003)。日本においても、保護観察官は、性犯罪者処遇プログラムの中で、性犯罪者の性的認知の歪みの程度を測定する質問紙調査を実施している。その回答結果は、保護観察中の性犯罪者の性的認知の歪みの有無や程度を把握するための重要な手がかりとなりうる。しかし、性的認知の歪みとされている認知の内容の議論や、質問紙の測定結果を使用した研究がなされていないため、回答結果が示している性的認知の歪みの内容、質問紙の点数の評価基準、評価結果を踏まえた性犯罪者処遇の留意事項のいずれについても必ずしも明確になっていない。そのため、性犯罪者の性的認知の歪みのアセスメントが不十分となっている。

さらに、日本の性犯罪者処遇プログラムは、欧米諸国の先行研究を参考にした、一定の性犯罪プロセスのモデルを用いている。しかし、日本の性犯罪者が実際に行った犯罪プロセスを詳細に分析する研究がまったく行われていないため、性犯罪に結びつく鍵となる要因、ならびに、性的認知の歪みと性犯罪の関連性が明らかにされていない。そのため、性犯罪者のアセスメントや性犯罪者処遇の留意事項が不明確なままとなっている。

## 2. 本研究の目的と本論文の構成

上記の問題点を踏まえると、日本の性犯罪者処遇の研究において、検討すべき重要な課題は次の3点にまとめることができる。第一に、性犯罪者の性的認知の歪みの内容に関する先行研究の議論を概観し、整理することである。第二に、日本の性犯罪者が、性的認知の歪みを有している可能性があるか否か、あるとすれば、歪みが大きいかどうかを検証し、さらに、その歪みの内容を実証的に明らかにすることである。第三に、日本の性犯罪者の性的認知の歪みと性犯罪の関連を明らかにすることである。これらの結果を踏まえ、欧米諸国で発展してきた認知行動療法を基盤とするプログラムを日本の性犯罪者に適用することが適切であるかどうかを考察し、日本の性犯罪者処遇プログラムの理論的基礎を確立することが、本研究の最終的な目的となる。

本論文は、これらの目的を達するための理論研究と実証研究を行う。以下に具体的な構成を示す。この序論において本研究の問題と目的を明らかにした上で、本論文は、本論、総合的考察へと続く。本論では、序説として、本研究の前提となる事項を示す。具体的には、本研究で使用する用語を定義し、日本における性犯罪の動向を示し、日本における保

護観察制度を概説する。続いて、第 I 部に理論研究の章を置く。まず、上記の第一の目的に対応し、第 1 章において、性犯罪者の性的認知の歪みの内容や歪みの検証に関する欧米諸国の実証研究や理論研究を精査していく。このような理論研究を通じて、日本の性犯罪者を対象とした、性犯罪者の性的認知の歪みに関する実証研究を行うための基盤を整える。

第 II 部は、実証研究からなり、三つの章を置く。本研究の第二の目的に対応し、日本の保護観察所における性犯罪者処遇プログラムで使用している質問紙への回答結果を分析して、日本の子どもを被害者とする性犯罪者（第 2 章）と女性を被害者とする強姦または強制わいせつの性犯罪者（第 3 章）に、性的認知の歪みがあるか否か、あるいは、歪みが大きいと言えるか否かを検証する。

さらに、第 4 章では、本研究の第三の目的に対応して、保護観察中の性犯罪者のワークシートの自由記載や供述を分析し、強姦犯罪者、強制わいせつ事犯者、および、子どもを被害者とする性犯罪者の性犯罪プロセスを明らかにし、性的認知の歪みと性犯罪との関連について考察する。

総合的考察においては、日本における性犯罪者処遇の理論的基礎を確立するため、第 1 章から第 4 章までの研究結果を踏まえ、欧米諸国で発展してきた認知行動療法の考え方に基づく性犯罪者処遇の前提仮説が、日本の性犯罪者にも妥当するかどうかを論じる。加えて、性犯罪者のアセスメントや性犯罪者処遇の実践上のいくつかの留意事項を指摘する。最後に、本研究の意義を明らかにし、今後の検討課題を展望する。

## 注

- 1 McGrath et al. (2010) は、アメリカとカナダの社会内あるいは施設内で性犯罪者処遇プログラムを実施する処遇担当者にアンケート調査を実施し、1,379 のプログラムに関する回答を得た。プログラムの主要な理論的基盤として最も適合するものを 13 の選択肢から三つを回答する調査の結果、成人男性を対象とする処遇実施者のうちで、認知行動療法を主要な理論的基盤とすると回答したのは、アメリカの社会内処遇（計 324）の 92.0%、施設内処遇（計 79）の 95.0% であり、カナダの社会内処遇（計 19）の 63.2%、施設内処遇（計 8）の 100.0% であった。
- 2 保護観察は、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生を図り、再犯や再非行を防ぐことを目的とする社会内処遇である（更生保護法〔平成 19 年法律第 88 号〕第 1 条、第 49 条第 1 項）。

保護観察所は法務省の地方機関（地方支分部局）である（法務省設置法〔平成11年法律第93号〕第15条）。保護観察所の所掌事務は、更生保護法第29条各号（保護観察の実施等）と心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第19条各号（精神保健観察の実施等）の事務である。保護観察所は全国50箇所に設置されている（法務省組織令〔平成12年政令第248号〕第75条）。

- 3 仮釈放者とは、懲役または禁錮の刑に処せられ、刑事施設において受刑した人のうち、「改悛の状」（刑法〔明治40年法律第45号〕第28条）が認められ、期間満了前に仮に釈放された人である。仮に釈放された受刑者は、仮釈放の期間中保護観察に付される（更生保護法第40条）。保護観察付執行猶予者とは、裁判において刑の執行を猶予され、かつ、保護観察に付された人である（刑法第25条の2第1項、第27条の3第1項、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律〔平成25年法律第50号〕第4条第1項）。仮釈放と保護観察付執行猶予の制度は、序説に詳述する。

# 本 論

## 序説

序説では、まず、本研究における基本的概念の定義を行う。次に、日本における性犯罪の動向を示し、最後に、本研究の対象となる保護観察の制度を解説する。

### 1. 本研究における基本的概念の定義

本節では、本研究における基本的概念の定義を明らかにする。まず、法律上の概念としての「犯罪行為」とは、刑罰の対象となる行為である。刑罰に関する法律には、一般的な犯罪についての刑法と、特定の犯罪についての特別刑法がある。本研究は、法律によって処罰を受け、保護観察に付された人を対象とするものであるので、「犯罪行為」とは、刑罰の対象となる行為と定義する。

「犯罪者」という言葉は、法律上多義的である。たとえば、刑法第 42 条第 1 項の「罪を犯した者」は、判決の有無を問わず、犯罪行為をした人を意味しているが、保護観察の基本法である更生保護法第 1 条に規定されている「犯罪をした者」は確定裁判を経て刑罰に処せられた人を意味している<sup>注1</sup>。本研究は、刑罰を受けた保護観察中の性犯罪者を対象とするので、本研究における「犯罪者」は、刑罰に処せられた人と定義する。

「性犯罪」は、刑罰に関する法律に規定されている文言ではない。一定の公的定義もない。たとえば、法務省法務総合研究所 (2012) ならびに内閣府 (2012) は、性犯罪を強姦罪および強制わいせつ罪としたが、法務省法務総合研究所 (2006) は、強姦罪、強制わいせつ罪、わいせつ目的拐取罪および強盗強姦罪とした。法務省法務総合研究所 (2015) は、これら 4 罪種に加えて都道府県の迷惑防止条例違反の犯罪者も加えている。このように、「性犯罪」の概念は、記述の目的に応じて操作的に定義されている。

本研究における実証研究は、保護観察対象者を対象としている。保護観察における性犯罪者とは、(a) 本件処分の罪名または非行名に、強制わいせつ罪、強姦罪、準強制わいせつ罪・準強姦罪、集団強姦罪、強制わいせつ等致死傷、強盗強姦または同致死罪が含まれる人と (b) 本件処分の罪名または非行名のいかんにかかわらず、犯罪・非行の原因・動機が性的欲求に基づいている人（たとえば、下着窃盗、住居侵入）とを含む概念である（平成 20 年 5 月 9 日付け法務省保観第 345 号法務省保護局長通達）。このように、保護観察における「性犯罪」の概念は、刑法および特別刑法の罪名による分類とは一致しない広範囲のものである。

性犯罪者を分類する場合、上述のように罪名によって区分することもあるが、本研究は、

罪名と行為態様の相違を踏まえた精緻な分析を行うため、性犯罪を、強姦、強制わいせつ、子どもを被害者とする性犯罪、ならびに、その他の性犯罪という四つに分類する。各類型の具体的定義は次のとおりである。

本研究における「強姦」とは、13歳以上の女性を対象とする強姦罪または準強姦罪に該当する行為とする。刑法に規定されている強姦罪（刑法第177条）は、暴行または脅迫を用いて13歳以上の女性を姦淫した人と、暴行または脅迫の有無を問わず、13歳未満の女子を姦淫した人を処罰するものである。準強姦罪（刑法第178条）は、人の心神喪失もしくは抗拒不能に乗じ、または、心神喪失もしくは抗拒不能に陥れて、女子を姦淫した人を処罰するものである。したがって、本研究における「強姦」は、強姦罪や準強姦罪の対象者から13歳未満の女子を姦淫した人を除外したものとなる。なお、強姦罪や準強姦罪の行為は、強制わいせつ行為の一種であるが、実害の大きさに着目して、強制わいせつ罪と分離して規定されたものである（亀山・河村，2013）。

次に、本研究における「強制わいせつ」とは、13歳以上の被害者を対象とする強制わいせつ罪または準強制わいせつ罪に該当する行為とする。たとえば、乗り物内、路上やエレベータ等で通りすがりの女性に触る行為が挙げられる。刑法に規定されている強制わいせつ罪（刑法第176条）は、暴行または脅迫を用いて13歳以上の男女にわいせつな行為をした人と、暴行または脅迫の有無を問わず、13歳未満の男女にわいせつな行為をした人を処罰するものである。準強制わいせつ罪（刑法第178条）は、人の心神喪失もしくは抗拒不能に乗じ、または、心神喪失もしくは抗拒不能に陥れて、わいせつな行為をした人を処罰するものである。したがって、本研究の「強制わいせつ」は、刑法上の強制わいせつ罪や準強制わいせつ罪の対象者から13歳未満の人を被害者とする犯罪者を除外したものとなる。

本研究の「子どもを被害者とする性犯罪」とは、13歳未満の被害者を対象とする性的加害行為であり、かつ、犯罪に該当する行為とする。罪名は、強姦罪、強制わいせつ罪、公然わいせつ罪などである。被害者である子どもの年齢を13歳未満としている理由は、刑法の強姦罪と強制わいせつ罪の規定を踏まえたものである。

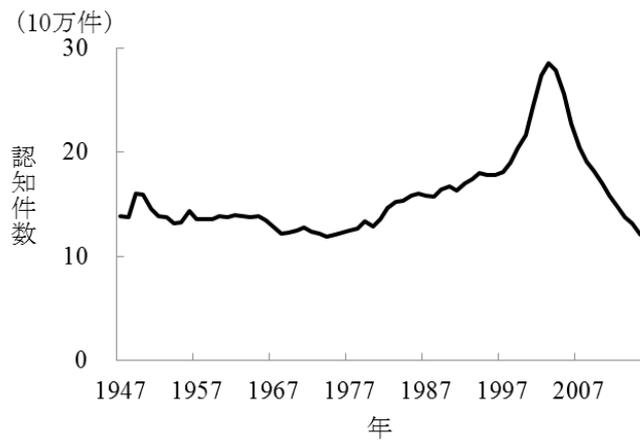
「その他の性犯罪」には、下着窃盗、のぞき、露出、13歳以上18歳未満の児童との淫行などがある。罪名は、公然わいせつ罪、わいせつ物頒布等の罪、窃盗罪、住居侵入罪、児童福祉法違反、青少年健全育成条例違反、迷惑防止条例違反などである。

なお、「性犯罪」という言葉に関しては、諸外国の先行研究において様々な定義が使用

されている。また、「子ども」の概念は、国や研究の目的によって異なり、13歳未満ではないことも少なくない。さらに、刑罰法令の規定も国によって多様である。したがって、本研究において、諸外国の先行研究について記述するときは、上記の定義とは異なる意味で使用している場合があることを付記する。

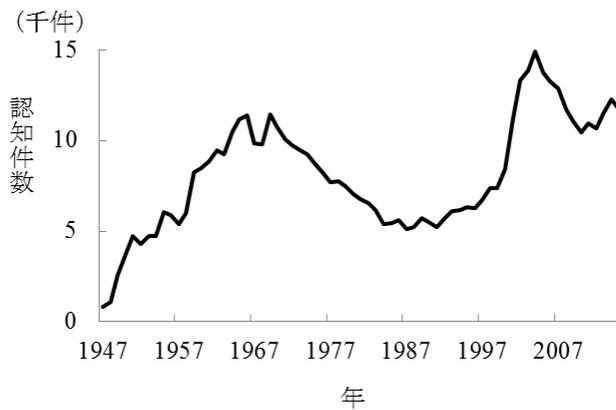
## 2. 日本における性犯罪の動向

本節では、日本における性犯罪の発生状況を示す。法務省法務総合研究所 (2015) によれば、日本における刑法犯の認知件数（自動車運転過失致死傷等の罪を除く）は、2002年の約285万件をピークとして減少しており、2014年には約121万件であった (Figure 1)。この統計において、性犯罪は、強姦罪、強制わいせつ罪、公然わいせつ罪の3種の罪名が掲載されている。これら3種の性犯罪を合計した認知件数を見ると、2003年の約1万5千件を頂点として、2009年には約1万件まで減少し、2012年には、11,793件となっている (Figure 2)。刑法犯の認知件数に対する上記3種の性犯罪の認知件数の割合は、1993年の0.35%から、2012年の0.97%まで増加した (Figure 3)。このように、犯罪全体の認知件数は、最近10年間減少を続けていたが、性犯罪の認知件数は高い水準にあり、比率も増加した。



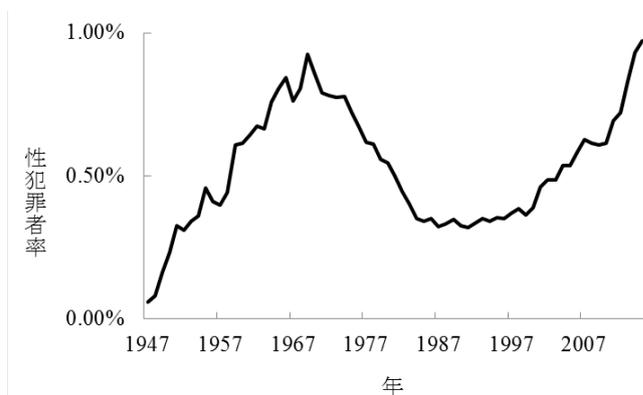
**Figure 1** 刑法犯の認知件数

注 法務省法務総合研究所 (2015) のデータから作成した。



**Figure 2** 性犯罪（強姦罪，強制わいせつ罪および公然わいせつ罪）の認知件数

注 法務省法務総合研究所 (2015) のデータから作成した。



**Figure 3** 認知件数における性犯罪者（強姦罪，強制わいせつ罪および公然わいせつ罪）の比率

注 法務省法務総合研究所 (2015) のデータから作成した。

法務省法務総合研究所 (2015) によれば、2005 年から 2014 年までの保護観察事件数（年末係属件数）は、仮釈放者が 2005 年の 7,715 件から 2014 年の 5,364 件へと減少し、保護観察付執行猶予者も 2005 年の 15,413 件から 2012 年の 10,692 件へと減少した (Figure 4)。これに対して、性犯罪者に関しては、仮釈放者は 2007 年の 283 件から 2012 年の 349 件の間で推移していた。性犯罪の保護観察付執行猶予者は、2005 年の 1,094 件から、2014 年は 1,262 件に増加した (Figure 5)。2014 年の性犯罪者率は、仮釈放者 5.9%、保護観察付執行猶予者 11.8%であった (Figure 6)。このように、保護観察中の性犯罪者は、全体の保護観察事件数の減少にも関わらず、減少していない。

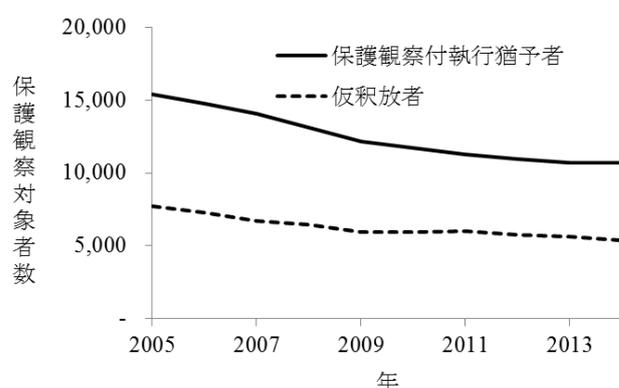


Figure 4 保護観察対象者数

注 法務省法務総合研究所 (2015) のデータから作成した。

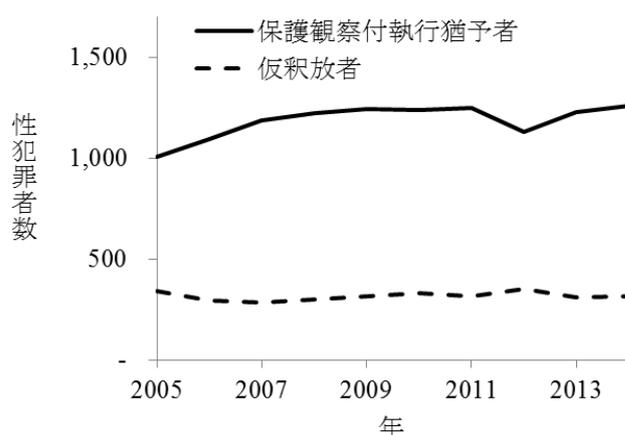
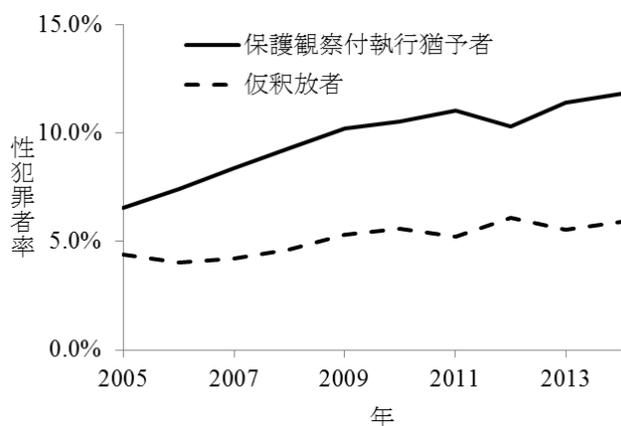


Figure 5 性犯罪の保護観察対象者数

注 法務省法務総合研究所 (2015) のデータから作成した。



**Figure 6** 保護観察対象者の性犯罪者率

注 法務省法務総合研究所 (2015) のデータから作成した。

### 3. 日本の保護観察制度

#### 3.1. 仮釈放者と保護観察付執行猶予者

本研究の対象は、保護観察中の成人男性の性犯罪者であり、仮釈放者ならびに保護観察付執行猶予者である。仮釈放とは、懲役または禁錮の刑に処せられ、刑事施設において受刑している人について、「改悛の状」がある場合に、刑期満了前に釈放する刑法上の制度である。有期の定期刑については刑期の3分の1を、無期刑については10年を経過したときは、行政庁の判断により、仮に釈放することができる（刑法第28条）。なお、少年のときに懲役または禁錮の言渡しを受けた人については、少年法（昭和23年法律第168号）第58条の規定により、無期刑については7年、無期刑から減輕された有期刑（少年法第51条第2項）については刑期の3分の1、不定期刑については短期の3分の1を経過したときに、仮釈放を許すことが可能である。

仮釈放の許可の具体的基準は、「悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をしておそれがなく、かつ、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認めるときにするものとする。ただし、社会の感情がこれを是認すると認められないときは、この限りでない。」（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則〔平成20年法務省令第28号〕第28条）と規定されている。仮釈放者は、仮釈放中保護観察に付される（更生保護法第40条）。

刑の執行猶予とは、懲役、禁錮または罰金の刑の言渡しを受けた人の刑の執行を、1年以上5年以下の期間、猶予する刑法上の制度である。刑の執行猶予には、刑の全部の執行

猶予（刑法第 25 条）と刑の一部の執行猶予（刑法第 27 条の 2）がある。刑の一部の執行猶予制度は 2016 年 6 月 1 日から施行されたものであり、本研究の対象は、すべて刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた保護観察対象者である。そのため、刑の一部の執行猶予制度に関する説明は省略する。

刑の全部の執行猶予の要件（刑法第 25 条）は 2 種類の規定がある。まず、同条第 1 項の規定によれば、裁判所は、禁錮以上の刑に処せられたことがない人、もしくは、禁錮以上の刑に処せられたことがあるが、執行の終了あるいは免除後 5 年を経過している人について、3 年以下の懲役、禁錮または 50 万円以下の罰金を言い渡し、かつ、「情状」が認められる場合に刑の執行を猶予することができる。第二に、同条第 2 項によれば、裁判所は、禁錮以上の刑に処せられたことがあるが、1 年以下の懲役または禁錮の言渡しを受けた人につき、「情状に特に酌量すべきものがある」場合に刑の執行を猶予することができる。

保護観察は、裁判所が刑の執行猶予の判決とともに付するものであり、上記の刑法第 25 条第 1 項による執行猶予の場合には裁判所の裁量によって、同条第 2 項による執行猶予の場合には必要的に付されることとなる（刑法第 25 条の 2）。執行猶予が認められるか否かは法令上「情状」によるとされているのみであり、仮釈放のような具体的基準は規定されていない。保護観察を付するかどうかの判断基準についても明文規定はない。

### 3.2. 保護観察の内容

保護観察は、法務省の地方機関である保護観察所の長の権限において、保護観察に付された非行少年と犯罪者の改善更生を図ることを目的として実施する社会内処遇である（更生保護法第 49 条第 1 項）。保護観察処遇は、その対象者に、遵守事項によって一定の行動を義務付け、または、禁止するとともに、指導監督および補導援護を行うことを基本的な枠組みとする。遵守事項には、法律で内容が定められている一般遵守事項（更生保護法第 50 条）と、個々の保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内において具体的に定めるものとされている特別遵守事項（更生保護法第 51 条）とがある。保護観察対象者が遵守事項に違反した場合には、仮釈放取消しなどの不利益処分がなされることがある。

指導監督は、(a) 面接等の方法により保護観察対象者と接触を保ち、行状を把握すること、(b) 遵守事項等を守るよう必要な指示、措置をとること、(c) 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施すること、の 3 種類の方法を中心として行う（更生保護法第

57条第1項)。補導援護は、(a) 職業を補導し、および、就職を助けること、(b) 生活環境を改善し、および、調整すること、(c) 社会生活に適応させるために必要な生活指導を行うこと、などの7種類の方法によって行う(更生保護法第58条)。具体的には、たとえば、犯罪の主要な原因が飲酒の問題である保護観察対象者ならば、遵守事項によって飲酒を禁止するとともに、継続的に面接して断酒を維持するための指導監督をしつつ、断酒のための自助グループを紹介したり、就職のあっ旋をするといった補導援護を行うこととなる。

### 3.3. 性犯罪者処遇プログラム

序論において述べたように、保護観察所は2006年から成人男性の性犯罪の仮釈放者および保護観察付執行猶予者を対象とする性犯罪者処遇プログラムを開始した。本研究の実証研究の対象は、同プログラムを受講した人である。そこで、同プログラムのより詳細な内容について、ここに示すこととする。

保護観察所における性犯罪者処遇プログラムの対象となる性犯罪者は、先述した性犯罪者の定義と同じであり、(a) 本件処分の罪名に、強制わいせつ罪、強姦罪、準強制わいせつ罪・準強姦罪、集団強姦罪、強制わいせつ等致死傷または強盗強姦および同致死罪が含まれる人と、(b) 本件処分の罪名のいかんにかかわらず、犯罪の原因・動機が性的欲求に基づいている人とを含んでいる。つまり、同プログラムの対象には、被害者への暴力や脅迫を伴う強姦から、被害者との直接の接触をしない下着窃盗に至るまで、広範な罪種の性犯罪者が含まれている。

保護観察所の性犯罪者処遇プログラムの中核は、保護観察官が実施する5回のセッションから構成されるコア・プログラムである。保護観察官とは、地方更生保護委員会<sup>注2</sup>の事務局および保護観察所に配置されている常勤の国家公務員である。保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者、および、非行のある少年の更生保護ならびに犯罪の予防に関する事務に従事する(更生保護法第31条)。

性犯罪者処遇プログラムにおけるコア・プログラムは、性犯罪者に、性犯罪行動に結びつく自己の問題点を理解させた上で、認知を修正させ、行動をコントロールする能力を身に付けさせるなどして、問題行動を回避できるようにすることを目的としている。各セッションの概要を以下に示す。

第1回目のセッションは、プログラム受講者に、自分の起こした性犯罪がどのような過

程で起きたのかを一定のモデルを用いて理解させ、性犯罪がコントロール可能なものであるという意識を高め、変化の動機づけを強化することを目的とする。ここで用いる仮説モデルは、五つの段階からなる過程を反復することによって性犯罪が繰り返されていくことを想定して作成されており、「性犯罪のサイクル」と呼ばれている。五つの段階とは、(a) 日常の出来事やきっかけ、(b) ため込み、(c) 危険な状況や引き金、(d) 犯罪の実行、(e) 実行後の正当化等の行動である。プログラム受講者には、五つの段階を円環状に図示したワークシートを配付し、自分が行った性犯罪の過程を記入させるなどの方法で、セッションを実施する。

第2回目のセッションは、プログラム受講者に、性犯罪を是認するような考え方や思い込み等の性的認知の歪みを自覚させ、社会適応的な認知に再構成させることにより、自分が行った性犯罪の責任の否認・わい小化や性犯罪行為の正当化の程度を低減させることを目的とする。同セッションでは、保護観察官は、認知が変化すれば行動も変わることなどを教え、性的認知の歪みを測定する5件法の質問紙による調査を実施する。この質問紙には、子どもを性的対象として認識することや、子どもと大人の性的行為を容認することなど、子どもを対象とする性的認知の歪みを測定する質問紙と、女性への性的加害行為を容認することなど、女性を対象とする性的認知の歪みを測定する質問紙の2種類がある。保護観察官は、プログラム受講者の質問紙の回答の結果を検討し、性的認知の歪みの自覚を求めていく。さらに、自分の性的認知の歪みによって、性犯罪行動を起こしやすい心理状態になっていたことを考えさせ、性的認知の歪みの修正を求める。

第3回目のセッションは、プログラム受講者に、事件のサイクルから抜け出す具体的な方法として、自己管理や対人関係のスキルを獲得させ、自分の衝動や感情をコントロールし、他者との関係を構築できるようにすることを目的とする。たとえば、まず、性犯罪に至るプロセスにおいて解決する必要がある対人関係の問題を特定する。次に、その問題を解決するための方策をワークシートに記入させながら考えさせる。必要に応じて、ロール・プレイを行い、適切な対人関係を形成するための会話や態度の取り方の練習をする。

第4回目のセッションは、プログラム受講者に、性犯罪の被害者が受けた影響を考えさせることにより、性的認知の歪みを修正し、再犯の防止に向けた動機づけを高めることを目的とする。保護観察官は、たとえば、性犯罪が、被害者に身体的のみならず心理的な傷を与え、長期間にわたって深刻な影響をもたらすことなどを教えた上で、被害者の手記を朗読したビデオを視聴させる。さらに、自分が行った事件の被害者への影響を考えさせ、

被害者への謝罪の気持ちをワークシートに記載させる。

第5回目のセッションは、上記4回のセッションの内容を振り返り、性犯罪を起こさないための方法を具体的な行動計画としてまとめさせ、再犯をしない意志を強化することを目的とする。具体的には、ワークシートに事件のサイクルを記載させた上で、事件のサイクルの各段階において、性犯罪に至る過程から抜け出す方法を考えさせて、記入させていくなどの方法で本セッションを実施する。

保護観察所の性犯罪者処遇プログラムは一種類のみであり、罪種や保護観察の種類に応じた区別を設けていない。ただし、上記のとおり、第2回目のセッションで使用する性的認知の歪みを測定する質問紙には、子どもを対象とする性的認知の歪みを測定する質問紙と、女性を対象とする性的認知の歪みを測定する質問紙の2種類がある。また、第4回目のセッションで使用する被害者のビデオには、強姦、強制わいせつ、子どもを被害者とする性犯罪の3パターンがあり、プログラム受講者の罪種に応じたものを使用している。

このコア・プログラムは、地方更生保護委員会または保護観察所の長が特別遵守事項に定めることによって、受講することが仮釈放者または保護観察付執行猶予者に法的に義務付けられる（更生保護法第51条第2項第4号）。コア・プログラムの受講は、受講拒否に対して不良措置<sup>注3</sup>を採ることができるという意味で、強制的なものである。実施形態は、保護観察所の規模に応じて、個別または集団で行う。

## 注

- 1 更生保護法第1条の「犯罪をした者」は、仮釈放、保護観察、生活環境の調整の対象となるという点では、刑罰に処せられた人を意味する。しかし、更生緊急保護（更生保護法第85条第1項）は、判決言渡し後の判決未確定の人や起訴猶予処分を受けた人も対象に加えているため、これらの人を含む概念であるという解釈も可能である。
- 2 地方更生保護委員会は法務省の地方機関（地方支分部局）である（法務省設置法第15条）。地方更生保護委員会の所掌事務は、更生保護法第16条各号の事務であり、たとえば、仮釈放の許可、保護観察の停止、保護観察付執行猶予者の保護観察の仮解除等を行う。地方更生保護委員会は3人以上の委員によって組織されており（更生保護法第17条）、仮釈放の許可などの決定は3人の委員による合議体で行う（更生保護法第23条第1項）。地方更生保護委員会は全国8箇所設置されている（法

務省組織令第 67 条)。

- 3 保護観察における不良措置とは、保護観察対象者が遵守事項に違反した場合の仮釈放の取消し（刑法第 29 条第 1 項第 4 号）、執行猶予の取消し（刑法第 26 条の 2 第 2 号）などの不利益処分である。いずれの不良措置においても、措置が決定された保護観察対象者は刑務所等で受刑することとなる。

第 I 部  
理論研究

## 第1章 性犯罪者が有すると仮定される性的認知の歪みの内容とその検証

### 1. 問題と目的

序論で述べたとおり、欧米諸国の実務家は、認知行動療法の考え方に基づく性犯罪者処遇を実施してきた。その前提条件には、第一に、性犯罪者は性的認知の歪みを有しており、あるいは、歪みが大きいという仮説と、第二に、その歪みの存在または大きさが性犯罪を促進しているという仮説がある。多くの研究者は、性犯罪者が、性的加害行為の被害者である子どもや女性などについてどのように認知しているかを分析し、あるいは、質問紙等によって測定し、上記第一の仮説を検証する研究を積み重ねてきた。さらに、欧米諸国の研究者は、上記第二の仮説を検証するため、性的認知の歪みと性犯罪行動との関連についても探求してきた。日本の法務省は、2006年から認知行動療法を基盤とする性犯罪者処遇を開始したが、本邦では、欧米諸国の先行研究が仮定している性犯罪者の性的認知の歪みとは何を意味するのかという点に関して、議論の概観・整理すらなされていない。さらに、性犯罪者に性的認知の歪みがあり、または、歪みが大きいとする仮説について、日本の性犯罪者を対象に検証した研究はほとんどない。加えて、日本の性犯罪者の性的認知の歪みと性犯罪との結びつきに関する研究は全くなされてきていない。

本章は、先行研究を概観し、(a) 性犯罪者が有すると仮定されている性的認知の歪みの内容、(b) 性犯罪者に性的認知の歪みがあり、あるいは、歪みが大きいという仮説の検証や (c) 性犯罪のプロセスに関する研究結果をまとめた上で、日本において求められる研究課題や研究実施上の留意事項について論じることを目的とする。

### 2. 先行研究の概観の結果

#### 2.1. 犯罪者の認知の歪みについて

##### 2.1.1. 中和の技術

性犯罪者の性的認知の歪みの内容とその検証に関する先行研究を示す前提として、犯罪者一般について指摘されている、犯罪者特有の考え方、態度、ビリーフに関する議論を踏まえる必要がある。本節では、犯罪者の認知の代表的な理論である、Sykes & Matza の中和の技術、Gibbs の道徳的発達の理論と自己保護的認知の歪み、Bandura の社会認知理論の三つについて述べていく。

アメリカの犯罪学者・社会学者である Sykes & Matza (1957) は、非行少年が、非行を容

認するサブカルチャーの影響を受け、次の五つの方法によって、自分が行った犯罪を不適切に正当化すると指摘した。第一の方法は責任の否定であり、非行少年は、非行に関して、アクシデントであったという抗弁をし、あるいは、親、環境、共犯者のせいにして、責任を否定することがあるという。第二は加害の否定である。Sykes & Matza は、非行少年が、破壊行為をいたずらだと言い、自動車を盗んだ行為を借りただけだと言い、あるいは、抗争を個人的な喧嘩だと言うことによって、加害を否定することがあると論じた。正当化の第三の方法が被害者の否定である。たとえば、非行少年は、破壊行為を不公平な教師や学校への報復だと言い、窃盗をいかさま師の店主から奪ったと主張し、被害者を否定することがあるという。第四は懲罰者の断罪であり、非行少年は、警察こそが腐敗して、愚かで、残虐だと抗弁し、あるいは、教師がえこひいきしたのだとし、懲罰者を断罪することがあるとされた。第五に、Sykes & Matza は、非行少年が、兄弟分、ギャング、仲間などの集団を重視する発言をし、より高い忠誠のために非行をしたと主張することがあるとした。

Sykes & Matza (1957) は、このような (a) 責任の否定、(b) 加害の否定、(c) 被害者の否定、(d) 懲罰者の断罪、(e) より高い忠誠の表明の五つの方法による非行の合理化を中和の技術 (techniques of neutralization) と呼んだ。加えて、非行少年は、社会規範に逆らう考え方を有しているが故に中和の技術を用いるのではなく、社会規範を容認した上で、犯罪の不適切な正当化を行っているとした。Sykes & Matza は、非行少年が、中和の技術を用いて、犯罪行動を事後的に合理化することによって、その後の逸脱行動を行いやすくなるとした。

### 2.1.2. 道徳的発達理論

アメリカの発達心理学者である Gibbs は、道徳的発達の理論を構築した。Gibbs, Potter, Goldstein, & Brendtro (1996) は、Piaget (1948 大伴訳 1954) が提唱し、Kohlberg (1969 永野監訳 1987) が発展させた道徳的発達の理論を踏まえ、非行少年には道徳的発達の遅れがあると論じた。具体的には、子どもの道徳的な発達は、(a) 大きい人、あるいは、力が強い人が主張するかどうかで道徳性を判断する段階、(b) 道徳性を好意や悪意の交換として判断する段階、(c) 信頼と相互的援助を重視する段階、(d) 社会全体のための相互依存と協調を重視する段階という四つの段階を通じて達成されるという。そして、非行少年は第2段階以前に止まることが多いとし、非行少年には道徳教育が必要であると論じた。

イギリスの犯罪学者の Palmer (2007) は、Gibbs et al. (1996) の道徳的発達の理論を踏ま

えて、犯罪に関する考え方や態度の発達<sup>1</sup>の4段階のモデルを提唱した。すなわち、(a) 処罰を回避できるなら犯罪は道徳的に正当化されるとする考え方や態度をとる段階、(b) リスクよりも利益が上まわるならば、犯罪は道徳的に正当化されると考える段階、(c) 人間関係を維持するためならば、犯罪は道徳的に正当化されるとする段階、(d) 社会を維持するためならば、あるいは、基本的人権や社会正義を守るためならば、犯罪は道徳的に正当化されるとする段階であり、この順に発達が進むという。

Gibbs (2010) は、非行少年には、道徳的発達<sup>1</sup>の遅れに加えて、2種類の自己保護的認知の歪み (self-serving distortions) があるとした。第一に、人間は、子ども時代に、他者のことを考慮せず、自分の考え、期待、ニーズ、権利、その場の感情ならびに欲求を優先する自己中心的な傾向を有するが、自己中心性を示す期間がより長くなれば、自己中心性がより強固になると論じた。Gibbs は、この自己中心性を一次的な自己保護的認知の歪みと呼んだ。第二に、自己中心的な態度を有し、それに基づく反社会的行動を継続している犯罪者は、自分自身の犯罪行動について防衛的な合理化をすると指摘した。たとえば、「お前が俺を怒らせた」などと他者を非難すること (他罰)、「このままだと殺される」、「捨てられる」など最悪のシナリオを必然的であるかのように考えること (最悪の仮定)、あるいは、被害を軽視し、あるいは、被害者が喜んでいたとすること (わい小化とレッテル貼りの誤り) である。Gibbs は、この (a) 他罰、(b) 最悪の仮定、ならびに、(c) わい小化とレッテル貼りの誤りの三つを二次的な自己保護的認知の歪みと呼んだ。二次的な自己保護的認知の歪みは、自分自身の反社会的行動と自分が善い人間であるという自己像との認知の不一致あるいは不協和<sup>2</sup>を解消する機能を果たすという。

この道徳的発達<sup>1</sup>のモデルに関して、アメリカやオランダの研究者が、一次のおよび二次的自己保護的認知の歪みの大きさを測定する質問紙である“*How I Think*” (Barriga & Gibbs, 1996) を使用した検証を重ねてきた。それらの研究の結果は、非行少年の自己保護的認知の歪みが大きいことを示していた (Barriga & Gibbs, 1996; Barriga, Landau, Stinson, Liao, & Gibbs, 2000; Liao, Barriga, & Gibbs, 1998; Nas, Brugman, & Koops, 2008)。なお、この質問紙は、自分自身の犯罪行動に関する認知を問うものではなく、犯罪行動についての一般的な考え方を尋ねる内容である。

### 2.1.3. 社会認知理論

カナダの心理学者で、社会認知理論の創始者である Bandura (1977) は、非人間的行為

(inhumane conduct [犯罪, テロ, 戦争での残虐行為, 差別等を含む行動]) をしても自己非難しないで済む自己調整プロセスが四つあると指摘した。すなわち, (a) 道徳的正当化, より非人間的な行為との比較, あるいは, 婉曲な表現による残酷な行為のすり替えによる行動の再解釈, (b) 責任の転嫁や拡散, (c) 加害結果の無視, わい小化あるいは再構成, (d) 被害者への非難と被害者の非人間化である。このような方法により, 人間の統制機能が行為と分離されるため, パーソナリティ構造や道徳, 自己評価システムを変えなくても非道徳的行為が可能になるという。そして, 非人間的行為の原因は性格的な問題というよりも, 自己免罪のプロセスであると論じた。Bandura (1991) は, 例えば, 強姦犯は, 「性行為をしたのは被害者が誘惑的であったからだ」とか, 性的加害に「強い抵抗をしなかったからだ」という主張をするなど, 強姦の被害者に被害の責任があるというビリーフを保持していることがあり, あるいは, 女性が強姦されるのを喜んでいるという考え方などの強姦被害の結果の軽視と歪みを示すことがあると指摘した。なお, Bandura (1991) は, 上記の道徳的発達理論に対して, 道徳的発達段階は固定的なものではなく, 同じ人でも状況に応じて道徳的判断の基準が変わり得ると批判した。

ここまで述べてきた中和の技術, 自己保護的認知の歪みおよび社会的認知理論は, いずれも, 犯罪をする人には, 犯罪を促進するような特有の考え方, 態度, ビリーフがあると仮定する点で, 一致している。オランダの研究者である Helmond, Overbeek, Brugman, & Gibbs (2015) は, 20,685 人が含まれている 71 研究のメタ分析を行った結果, 犯罪行動一般に関する認知の歪みがより大きい人は, 犯罪等のより重大な外在化行動を行う傾向があることを明らかにした。

ただし, 上述の, 犯罪者の認知に関する三つの理論にはいくつかの相違点が認められる。たとえば, Sykes & Matza (1957) は, 犯罪行動の事後的な合理化である中和の技術を学習することが犯罪行動の反復傾向につながると主張したが, その結びつきの具体については論じていない。その点について, Bandura (1977) の社会認知理論は, 自己免罪によって犯罪行動が容易になるとし, 犯罪行動の合理化がその後の犯罪行動に結びつくモデルを示した。Sykes & Matza と Gibbs (2010) を比較すると, 犯罪者が自分自身の犯罪行動を合理化する原因について, Sykes & Matza は不良文化の影響という外的要因を重視し, 一方, Gibbs は道徳的未成熟という内的要因に焦点を当てていた。さらに, Gibbs は, 行動一般に関する一次的な自己保護的認知の歪みと, 犯罪行動に関する二次的な自己保護的認知の歪みを識別していた。

## 2.2. 性犯罪者の性的認知の歪みの内容について

先述の犯罪者の認知の歪みの理論と同様に、多くの先行研究は、性犯罪者が、性犯罪を促進する特有の考え方、態度、ビリーフである性的認知の歪みを有すると仮定している (e.g., Abel et al., 1984; Bumby, 1996; Stermac & Segal, 1989)。性犯罪者が性的認知の歪みを有しているという仮説を最初に提唱したのは、アメリカの精神科医である Abel et al. (1984) である。彼らによれば、子どもを被害者とする性犯罪者は、子ども時代に逸脱した性的興奮を経験し、このような興奮や子どもとの性的行動を支持する性的認知の歪みを生じ、その結果、逸脱した性的行動を反復するという。

認知の歪みという言葉は、当初、犯罪者処遇の分野ではなく、アメリカの医学者・精神科医である Beck (1963, 1964) がうつ病治療の分野において使用したものである。Beck は、うつ病患者が、人間の価値、個性、行動や健康に関する否定的な評価や虚無主義的な予想などの非論理的あるいは非現実的な態度、ビリーフあるいは仮説を有していると主張し、これらの認知を「認知の歪み」と呼んだ<sup>注2</sup>。

Abel et al. (1984) は、近親者の子どもや近親者ではない子どもを被害者とする性犯罪者に特徴的に見られる七つの性的認知の歪みを指摘した。すなわち、(a) 大人の性的行動に抵抗しなかった子どもは性行為を望んでいる、(b) 大人との性行為は子どもの性教育になる、(c) (加害者が親の場合、) 親と子どもの性行為について、子どもが他の人に告げなかったのは、本当は性行為を楽しんでおり、それを続けたいと思っているからだ、(d) 将来的には大人と子どもの性行為は問題ないということを、社会は認識するだろう、(e) 子どもの体を感じ、あるいは、子どもの性器を感じるだけの大人は、本当は子どもに性的なことをしておらず、害はまったくくない、(f) 性行為に関する質問をする子どもは、大人の性器を見ること、あるいは、大人と性行為することを望んでいる、(g) 娘、息子、あるいはその他の子どもと大人である私との関係は、性行為によって強められる、という考え方があった。

Abel et al. (1984) が仮定した性犯罪者の性的認知の歪みと、Beck (1963, 1964) が論じたうつ病患者に仮定した認知の歪みは、非合理的あるいは非現実的な認知であることでは類似しているが、前者は犯罪行動の原因とされている一方で、後者は情動的な抑うつ状態の原因とされている点で、明らかに異なっている。イギリスの研究者である Maruna & Mann (2006) によれば、Beck がうつ病患者の認知の歪みと呼んだものは、患者に特有の歪んだ

思考の内容を指しており、解釈、自制、自己批判のような特定の思考を意味しているが、Abel et al. (1984) は、自己保護的な認知の偏りを性犯罪者の性的認知の歪みと仮定しており、これは Beck の述べたうつ病患者の認知の歪みには含まれていない内容であるという。

欧米諸国の先行研究において、子どもを被害者とする性犯罪者が有するとされる、子どもを対象とする性的認知の歪みと、強姦犯罪者など大人を被害者とする性犯罪者が有するとされる、大人を対象とする性的認知の歪みとは異なる特徴があるとされてきた。たとえば、ニュージーランドの心理学者である Ward (2000) は、子どもを被害者とする性犯罪者は、子どもを性的存在として認識し、あるいは、大人と子どもの性的接触は子どもにとって害悪ではないと考える傾向があるとした。これに対して、同じくニュージーランドの研究者である Polaschek & Ward (2002) は、強姦犯罪者は、女性への敵意や不信感を示す傾向があると指摘した。加えて、アメリカの政治心理学者でフェミニストである Burt (1980) は、女性への強姦を容認する認知である「強姦神話」は、アメリカの一般社会に共有されているバイアスであると論じた。Blumenthal, Gudjonsson, & Burns (1999) は、イギリスにおける質問紙調査の結果から、子どもを被害者とする性犯罪者は、大人を被害者とする性犯罪者よりも罪悪感への帰属がより強いが、大人への性的加害をした犯罪者は、子どもを対象とする性犯罪者よりも責任を外的に帰属させる傾向が強いことを見いだした。このような違いを踏まえ、多くの先行研究では、子どもを被害者とする性犯罪者と大人を被害者とする強姦等の性犯罪者のいずれかに研究対象を絞り、あるいは、両者を区別して比較分析をしてきた。以上を踏まえ、本章においても、以下、(a) 子どもを被害者とする性犯罪者を対象とする研究と (b) 強姦を中心とする大人を被害者とする性犯罪者を対象とする研究とを分けて記述していくこととする。

欧米諸国の先行研究において、性犯罪者の性的認知の歪みの内容は、自分自身の性犯罪行動に特定した、犯罪行動の正当化などの認知である場合と、性的加害や性犯罪被害者に関する一般的なステレオタイプである場合とがある。いくつかの先行研究は、自分自身の性犯罪行動に関する特定の認知と一般的な認知を識別すべきことを指摘している。たとえば、イギリスの研究者である Blake & Gannon (2008) や Dean et al. (2007) は、先行研究における性犯罪者の性的認知の歪みの内容には、(a) 犯罪を支持する態度やビリーフ、(b) 犯罪実行時の認知、(c) 犯罪後に行う犯罪の理由の説明という 3 種類があるとした。カナダの研究者である Nunes & Jung (2013) は、強姦犯罪者の性的加害行為一般についての性的認知の歪みと、自分が行った犯罪に関する否認やわい小化とは別の構造であると主張した。

以下、本章においても、先行研究を記述するに当たって、(a) 自分自身の性犯罪行動に関する特定の認知に着目するものと、(b) 性犯罪や性的行動に関する一般的な認知に焦点を当てているものとに分けることとする。

ただし、性犯罪者の自分自身の性犯罪に関する特定の歪みと一般的な性的認知の歪みとは、無関係なものではなく、むしろ、密接に関連するとされている。アメリカの社会学者である Hartley (1998) によれば、子どもを被害者とする性犯罪者が性犯罪のプロセスにおいて示す、自身の性犯罪行動に関する特定の性的認知の歪みは、性犯罪者が自分自身の犯罪行動を合理化するために用いている認知であり、社会から犯罪者に受け取られ、あるいは、誤って受け取られたメッセージを基盤とするビリーフを含んでいるという。アメリカの研究者である Schneider & Wright (2004) は、性犯罪者の性犯罪行動の否認について、犯罪事実、被害者に与えた影響、犯罪行動の重大性、責任、計画性、性的逸脱、将来の再犯の危険性などの多面的な要素の否定やわい小化であるとした上で、このような自分が行った性犯罪に関する特定の否認は、ゆがんだ一般的ビリーフによって促進されると論じた。イギリスの犯罪心理学者とニュージーランドの心理学者である Beech & Ward (2004) は、性犯罪者は、自己統制の弱さ、性犯罪を支持する一般的な認知、対人関係の問題など、性犯罪行動に至りやすい心理的脆弱性を有しており、この脆弱性を基盤として、犯罪行動に結びつく歪んだ認知、空想、親密性の切望などが生じるとした。前述の Nunes & Jung (2013) は、性犯罪者のビリーフを調査する測定法には二つの種類があると指摘した。すなわち、(a) 回答者自身の性加害行為に焦点を当てた測定法と (b) 性加害一般に焦点を当てた測定法である。彼らは、Bumby (1996) の“MOLEST Scale”や“RAPE Scale”のような、一般的な性的認知の歪みを調査する測定法と、回答者自身の性加害に関する否認／わい小化を調査するいくつかの測定法との関係の高さを検証するために、強姦犯罪者と子どもを被害者とする性犯罪者からなる既存の三つのデータセットを再分析した。二次的なメタアナリシスの結果、一般的な性的認知の歪みがより大きいことは、(a) 自分の罪と犯罪行為、(b) 自分の被害者に与えた害悪、(c) 自分が行った性犯罪への責任、(d) 自分が処遇を受ける必要性に関して、より強く否認／わい小化することと、有意に関係することを見いだした。

なお、性的認知の歪みをいくつかの種類に分け、犯罪者処遇上留意すべき性的認知の歪みを抽出する必要があるという議論がある。たとえば、Maruna & Mann (2006) は、性的認知の歪みには、犯罪を支持する態度（たとえば、「子どもが大人との性行為を望んでいた」と事後的な犯罪の正当化との区別ができることを指摘し、事後的な正当化は必ずしも犯罪

を促進しないが、犯罪を支持する態度は犯罪を促進すると述べ、性犯罪者の再犯防止のために性犯罪者処遇において焦点を当てるべきなのは、犯罪を支持する態度だと主張した。

## 2.3. 子どもを被害者とする性犯罪者の性的認知の歪みの内容とその検証について

### 2.3.1. 子どもを対象とする性犯罪者自身の性犯罪行動に関する特定の性的認知の歪み

子どもを被害者とする性犯罪者は、自分自身の犯罪行動に関して、歪んだ認知をする傾向があると論じられてきた (e.g., Barbaree & Cortoni, 1993; Murphy, 1990)。何人かの研究者は、性犯罪者が自分自身の犯罪行動の経緯や犯罪前後の状況等について述べたことを質的に分析することによって、性犯罪者が過去の具体的な性犯罪行動のプロセスにおいて、どのようなビリーフや考えを有し、あるいは、態度を取ったのかを明らかにしてきた (e.g., Ward, Fon, Hudson, & McCormack, 1998; Ward et al., 1995)。

Ward et al. (1995) は、ニュージーランドにおいて、16歳未満の子どもを被害者とする白人男性の性犯罪者 ( $n = 26$ , 平均年齢 44.9 [ $SD = 11.9$ ]) の陳述を分析した。分析の結果、性犯罪者は、被害者に接近し、犯罪行動を計画する時に、(a) 被害者の面倒を見るためだと思ひ、(b) 自分の子どもには何をしても良いと考え、(c) 被害者に性行為について尋ねられて教えただけだと考え、(d) 被害者が身体的接触を求めてきたと認識し、あるいは、(e) 被害者も楽しんでいと認知していたという。

先述した Hartley (1998) は、6歳から15歳までの親族内の子どもを被害者とする男性性犯罪者 8人 (平均年齢 35.4, 7人が白人, 1人がヒスパニック) の面接結果を分析した。分析の結果、性犯罪者が、犯罪行動の際に、(a) 社会文化的要因に関する認知、(b) 発覚のおそれを低く見積もる認知、(c) 責任をわい小化する認知、あるいは、(d) 子どもが性的行為に同意したとする認知を示すことを見いだした。これらのうち、社会文化的要因に関する認知には、たとえば、発覚しても重い処罰を受けないという認識、犯罪を飲酒による酩酊のせいにする考え、性器の挿入まではしていないという言い訳などが含まれている。

Ward et al. (1998) は、ニュージーランドにおいて、16歳未満の子どもを被害者とする男性性犯罪受刑者 20人 (平均年齢 54.8 [ $SD = 11.0$ ], 16人が白人, 4人がマオリ族) の心理アセスメントにおける供述を分析し、性犯罪者の犯罪プロセスにおいて作用している認知の内容を記述した。具体的には、(a) 性犯罪者が自分自身の行動をコントロールできないと考えること、(b) 被害者が性犯罪者を高リスク状態に導いたと主張すること、(c) 被害者

の性的ではない言動を、大人との性行為を望んでいると解釈すること、(d) 犯罪行動を飲酒酩酊のせいにする、(e) 他者に操作されて合理的な思考ができなかったと主張すること、(f) 自分自身の行動が不道徳であると考えないこと、(g) 同意による性行動と考えることなどであった。

以上の先行研究をまとめると、先行研究は、子どもを被害者とする性犯罪者が、自分自身の性的加害行為の際に、(a) 被害者への性的加害行動を容認し、(b) 性的加害行動の問題性や被害の重大さを軽視し、あるいは、(c) 性的加害行動の責任を飲酒、被害者の言動あるいは自分の心理状態に帰属させる傾向があることを示唆している。この三つの認知が、先行研究において、子どもを被害者とする性犯罪者が有すると仮定される、自身の犯罪行動に関する特定の性的認知の歪みの内容である。

以上の先行研究は犯罪行動時の認知に焦点を当てているが、子どもを被害者とする性犯罪者が、自分が行った性犯罪を振り返り、事後的にどう考えているかを探求した先行研究もある。たとえば、カナダの研究者である Pollock & Hashmall (1991) は、13歳以下の子どもを被害者とする性犯罪により逮捕され、入院または通院治療を受けている86人の男性（平均年齢37.4 [ $SD = 13.4$ ])の陳述を分析した結果、犯罪の言い訳の6類型を見いだした。すなわち、(a) 状況のせいにする、(b) 子どもとの性行為が悪いことではないとする、(c) 性的な事件であることを否定する、(d) 心理状態のせいにする、(e) 被害者から性的行為を始めたと主張する、(f) 否認する、であった。加えて、先述の Ward et al. (1995) によれば、性犯罪者は、犯罪後に、犯罪行動をわい小化して評価し、あるいは、被害者が性的行為を望んだと主張するという。このように、先行研究は、性犯罪者が、犯罪後にも、犯罪に至る過程における特定の性的認知の歪みの場合と同様に、(a) 被害者への性的加害行動を容認する認知、(b) 性的加害行動の問題性や被害の重大さを軽視する認知、または、(c) 性的加害行動の責任を飲酒、被害者の言動あるいは自分の心理状態に帰属させる認知の三つの性的認知の歪みを示すことを明らかにしている。

性犯罪の事後における、自分が行った性犯罪に関する特定の性的認知の歪みに類似するものとして、性犯罪者の否認とわい小化がある。カナダの研究者である Barbaree & Cortoni (1993) は、Pollock & Hashmall (1991) や Scully & Marolla (1984) の研究結果を踏まえて、子どもを被害者とする性犯罪者と強姦犯罪者を含む性犯罪者の否認とわい小化について論じた。Barbaree & Cortoni は、性犯罪者が、(a) 犯罪事実の完全な否定、(b) 同意あるいは欺罔による性行為だったという主張、または、(c) 行動の性的な意図の否定をする

ことがあるとし、これらを否認と呼んだ。加えて、性犯罪者が、(d) 被害者に与えた害悪のわい小化、(e) 犯罪前歴の回数や重大性のわい小化、あるいは、(f) 犯罪の責任の程度のわい小化をすることがあるとした。彼らによれば、性犯罪者は、犯罪の責任をわい小化するために、被害者への責任転嫁、酩酊やストレスなどの外的要因への責任帰属と、自分の虐待体験等の内的要因への責任帰属の方法を用いるという。Barbaree & Cortoni は、否認とわい小化は程度の相違であるとし、否認は極端でカテゴリー的であるのに対して、わい小化は段階的であると指摘した。加えて、否認は、事件の事実、あるいは、犯罪者が処遇を必要とする問題があるかどうかを否定するものであるが、わい小化は、犯罪の責任の大きさ、過去の犯罪の回数、被害者が苦しんでいる害悪の程度を小さく見積もるものであるとした。

先にまとめた、子どもを被害者とする性犯罪者の、自分が行った性犯罪に関する事後的で特定の性的認知の歪みの内容と、Barbaree & Cortoni (1993) の否認ならびにわい小化の内容とを比較すると、両者は、(a) 被害者への性的加害行動を容認する認知、(b) 性的加害行動の問題性や被害の重大さを軽視する認知、(c) 加害行動の責任を飲酒、被害者の言動あるいは自分の心理状態に帰属させる認知という3点で重なり合うが、Barbaree & Cortoni の否認とわい小化には、犯罪事実または性的意図の否定、処遇の必要性の否定、ならびに、犯罪前歴のわい小化が含まれているという点で、性的認知の歪みの内容と異なる。

なお、アメリカの精神科医である Murphy (1990) は、先行研究が仮定している子どもを被害者とする性犯罪者や強姦犯罪者の性的認知の歪みの内容を、Bandura (1977) が提案した三つの主要な認知プロセスによって説明することが可能であると主張した。具体的には、性犯罪者が行う、(a) 犯罪行為の正当化、(b) 結果の歪曲、(c) 被害者の価値下げと被害者への責任転嫁である。まず、犯罪行為の正当化とは、道徳的正当化、心理的正当化、緩和的比較、ならびに、あいまいなレッテル貼りであり、たとえば、「私の犯罪は妻の理解不足／飲酒／薬物のせいだ」という主張としてあらわれる。次に、結果の歪曲は、結果のわい小化、結果の無視、ならびに、結果の帰属の誤りであり、たとえば、「その子どもは苦しんでいなかった」という陳述に示される。Murphy は、このモデルは、性犯罪者の発言を分類するための枠組みであって、性的認知の歪みが性犯罪行為の原因であるか否かや、犯罪行為の事後的反応として生じているかどうかを示すものではないと述べた。Murphy のモデルは、犯罪行為当時の認知と犯罪後の時点での犯罪行為への回顧的な認知とを識別していないものの、先述した、先行研究において仮定されている、子どもを被害者とする性犯罪者の自分自身の犯罪行動に関する特定の性的認知の歪みの内容と重なり合う。すなわ

ち、Murphy のモデルの「犯罪行為の正当化」と、性的認知の歪みの内容である「被害者への性的加害行動を容認する認知」、Murphy の「結果の歪曲」と「性的加害行動の問題性や被害の重大さを軽視する認知」の歪み、Murphy の「被害者の価値下げと被害者への責任転嫁」と「加害行動の責任を飲酒、被害者の言動あるいは自分の心理状態に帰属させる認知」の歪みが、それぞれ対応している。

### 2.3.2. 子どもを対象とする一般的な性的認知の歪み

ここまで述べてきたとおり、先行研究は、子どもを被害者とする性犯罪者が、自分自身の性犯罪行動に関して特徴的な認知を示すことを明らかにしてきた。加えて、欧米諸国の多くの研究者は、子どもを被害者とする性犯罪者が、自分が行った性犯罪の被害者に限らず、子どもを性的対象として認識し、あるいは、子どもへの性的加害を容認するなどの一般的な性的認知の歪みを有するという仮説を立て、検証を重ねてきた (e.g., Abel et al., 1989; Stermac & Segal, 1989)。この節では、性犯罪者の一般的な性的認知の歪みの内容やその検証に関する先行研究を概観する。

Abel et al. (1989) は、子どもを被害者とする性犯罪者が、子どもと大人の性行為を、(a) 子どもにとって利益であるとし、(b) 子どもが望むものだとし、あるいは、(c) 性行為の結果をわい小化することがあるとした。さらに、彼らは、子どもを被害者とする性犯罪者が子どもを対象とする一般的な性的認知の歪みを有すると仮定し、その歪みを測定する 5 段階評定 (1: strongly agree から 5: strongly disagree まで)、28 項目の質問紙である “Abel and Becker Cognitions Scale” を開発した。この質問紙においては、より低い得点は、一般的な性的認知の歪みがより大きいことを示す。Abel et al. は、(a) 子どもを対象とする性的嗜好があると認定された男性 ( $n = 240$ , 平均年齢 33.9 [ $SD = 12.5$ ]), (b) 性的に倒錯し、子ども以外への性的嗜好があると認定された男性 ( $n = 48$ , 平均年齢 31.0 [ $SD = 11.4$ ]), (c) 公募した人と学生 ( $n = 86$ , 平均年齢 33.2 [ $SD = 13.3$ ]) に、この質問紙による調査を実施した。分析の結果、上記 (a) の子どもへの性的嗜好がある人の群は、(b) 群や (c) 群よりも得点が有意に低く、つまり、性的認知の歪みが大きいことを示す結果だった。Table 1 に、“Abel and Becker Cognitions Scale” を用いた主な先行研究をまとめた。これらの研究の結果は、子どもを被害者とする性犯罪者群は、質問紙への回答結果の得点が、性犯罪ではない犯罪者群や、非犯罪者群の得点よりも有意に低く、つまり、子どもを被害者とする性犯罪者の一般的な性的認知の歪みが大きいことを示していた (Abel et al., 1989; Marshall, Hamilton, &

Fernandez, 2001; Stermac & Segal, 1989)。

アメリカの犯罪心理学者である Bumby (1996) は、既存の質問紙を参考にして、子どもを被害者とする性犯罪者の、子どもを対象とする一般的な性的認知の歪みの程度を測定する質問紙として、1: strongly disagree から 4: strongly agree までの 4 段階評定 38 項目の“MOLEST Scale”を開発した。加えて、大人を被害者とする強姦等の性犯罪者の、大人を対象とする一般的な性的認知の歪みを測定する質問紙として、4 段階評定 (1: strongly disagree から 4: strongly agree まで) 36 項目の“RAPE Scale”を開発した。Bumby は、(a) アメリカの矯正施設に収容されている親族内の子どもを被害者とする男性性犯罪者 ( $n = 44$ , 平均年齢 34.2 [ $SD = 7.3$ ]), (b) 上記施設内で募集し同意を得た大人の女性を被害者とする男性強姦犯罪者 ( $n = 25$ , 平均年齢 30.4 [ $SD = 10.2$ ]), (c) 性犯罪以外の男性の対人暴力犯罪者 ( $n = 20$ , 平均年齢 29.3 [ $SD = 8.7$ ]) を対象として、これらの質問紙による調査を実施した。その結果、子どもを被害者とする性犯罪者群は、強姦犯罪者群や一般の犯罪者群よりも、“MOLEST Scale”への回答結果得点が有意に高く、つまり、性的認知の歪みが大きいことを示す結果だった。Table 2 に、“MOLEST Scale”を用いた主な先行研究をまとめた。これらの研究の結果は、子どもを被害者とする性犯罪者群は、質問紙への回答結果の得点が、大人を被害者とする性犯罪者群、財産犯罪者群、暴力犯罪者群、あるいは、非犯罪者群と比較して有意に高く、つまり、子どもを被害者とする性犯罪者が一般的な性的認知の歪みが大きいことを示していた (Arkowitz & Vess, 2003; Blumenthal et al., 1999; Feelgood, Cortoni, & Thompson, 2005; Marshall, Marshall, Sachdev, & Kruger, 2003; Pervan & Hunter, 2007)。

“Abel and Becker Cognitions Scale” (Abel et al., 1989) と “MOLEST Scale” (Bumby, 1996) の他にもいくつかの質問紙が開発され、質問紙を用いた測定の研究が行われてきた。たとえば、カナダの研究者である Hanson, Gizzarelli, & Scott (1994) は、“Hanson Sex Attitude Questionnaire”という質問紙を、イギリスの研究者である Mann, Webster, Wakeling, & Marshall (2007) は、“Sex With Children”という質問紙を、Veach (1999) は、“The Attitudes Toward Child Sexual Abuse Questionnaire”という質問紙をそれぞれ開発し、実施してきた。Table 3 にこれらの質問紙等を用いた主な研究をまとめた。そのほとんどの研究は、子どもを被害者とする性犯罪者群の質問紙への回答結果の得点を、強姦犯罪者、性犯罪者ではない犯罪者あるいは非犯罪者群の得点と比較した結果、子どもを被害者とする性犯罪者のほうが性的認知の歪みが大きいことを示していた (Hanson et al., 1994; Mann et al., 2007; McGrath, Cann, & Konopasky, 1998; Veach, 1999)。ただし、Fisher, Beech, & Browne (1999) の

研究の結果においては、子どもを被害者とする性犯罪者群と非犯罪者群との質問紙回答結果の得点の統計的有意差が認められなかった。

このように、子どもを被害者とする性犯罪者の、子どもを対象とする一般的な性的認知の歪みの程度を測定する質問紙への回答結果を分析した数多くの実証研究においては、子どもを被害者とする性犯罪者群が、強姦犯罪者群、性犯罪ではない犯罪者群、あるいは、非犯罪者群と比較して、より性的認知の歪みが大きいことを意味する得点を示している。

上述のうち、いくつかの先行研究は質問紙への回答結果を因子分析し、子どもを被害者とする性犯罪者の、子どもを対象とする一般的な性的認知の歪みの内容を明らかにしている。たとえば、Hanson et al. (1994) は、分析の結果、(a) 男性の性的特権を支持する態度、(b) 子どもを性的魅力があり、性的に動機づけられているとする認識、ならびに、(c) 子どもへの性的虐待による害悪のわい小化の3因子を見いだした。Mann et al. (2007) は、(a)「子どもの性行為は害ではない」、(b)「子どもは大人を誘惑することがある」という2因子を抽出した。加えて、Veitch (1999) は、因子分析の結果、(a) 性加害の刑の厳しき、(b) 子どもとの性的接触の是認、(c) 被害者への責任転嫁の三つの性的認知の歪みを明らかにした。これらの先行研究で指摘されてきた、子どもを対象とする一般的な性的認知の歪みの内容は、(a) 大人が子どもに性的加害行為をすることを容認する認知、(b) 大人が子どもに性的加害行為をすることの問題性や、その結果生じる被害の重大さを軽視する認知、(c) 子どもへの性的加害の責任転嫁をする認知、ならびに、(d) 性的権利意識にまとめることができる。これらの、子どもを対象とする一般的な性的認知の歪みの内容は、前節で述べた、子どもを対象とする自分自身の性犯罪に関する特定の性的認知の歪みの内容である、(a) 子どもへの性的加害行動を容認する認知、(b) 性的加害行動の問題性や被害の重大さを軽視する認知、ならびに、(c) 性的加害行動の責任を飲酒、被害者の言動あるいは自分の心理状態に帰属させる認知の三つと重なり合う。ただし、男性の性的特権を支持する態度(Hanson et al., 1994) については、子どもを対象とする性犯罪者の自身の性犯罪行動に関する特定の性的認知の歪みの内容には認められなかった認知である。

**Table 1** “Abel and Becker Cognitions Scale” を用いた先行研究

文献名	対象	結果
Abel et al. (1989)	<p>(a) 逸脱した性的嗜好がある人を公募し、子どもを対象とする性的嗜好があると認定された男性<sup>a</sup> (<math>n = 240</math>, 平均年齢 33.9 [<math>SD = 12.5</math>], 人種不明)</p> <p>(b) 逸脱した性的嗜好がある人を公募し、性的に倒錯し、子ども以外への性的嗜好があると認定された男性 (<math>n = 48</math>, 平均年齢 31.0 [<math>SD = 11.4</math>], 人種不明)</p> <p>(c) アメリカで公募した人と学生 (<math>n = 86</math>, 平均年齢 33.2 [<math>SD = 13.3</math>], 性別・人種不明)</p>	<p>子どもへの性的嗜好がある人の群は, (b) の公募者と (c) の学生の群よりも得点が有意に低く, つまり, 性的認知の歪みが大きかった。</p>
Marshall et al. (2001)	<p>(a) カナダの刑務所で募集した, 親族外の 14 歳未満の子どもを被害者とする性犯罪受刑者 (<math>n = 34</math>, 平均年齢 43.9 [<math>SD = 12.57</math>], 性別・人種不明)</p> <p>(b) 上記施設で秘匿を保証して募集した性犯罪以外の犯罪受刑者 (<math>n = 24</math>, 平均年齢 33.9 [<math>SD = 8.21</math>], 性別・人種不明)</p> <p>(c) 秘匿を保証して職業安定所で募集した男性 (<math>n = 28</math>, 平均年齢 30.5 [<math>SD = 10.69</math>], 人種不明)</p>	<p>子どもを被害者とする性犯罪者群は, 他の群よりも得点が有意に低く, つまり, 性的認知の歪みが大きかった。</p>
Stermac & Segal (1989)	<p>(a) カナダの司法精神医学的診断機関において, 犯罪を否認しておらず, 調査に同意し, 12 歳以下の子どもを被害者とする男性性犯罪者 (<math>n = 20</math>, 平均年齢 32.0, <math>SD</math>・人種不明)</p> <p>(b) 上記機関において同意した強姦犯罪者 (<math>n = 17</math>, 平均年齢 30.25, <math>SD</math>・人種不明)</p> <p>(c) 公募した一般人 (<math>n = 73</math>, 社会的経済的地位が低いとされた 20 人は男性が 40.0%, 平均年齢 27.0, <math>SD</math>・人種不明, 高いとされた 53 人は男性が 61.5%, 平均年齢 28.36, <math>SD</math>・人種不明)</p>	<p>子どもを被害者とする性犯罪者群は, 他のすべての群よりも得点が有意に低く, つまり, 性的認知の歪みが大きかった。</p>

- (d) 名簿から無作為抽出して募集した精神保健の専門家 ( $n = 35$ , 平均年齢 35.0,  $SD$ ・人種不明, 男性が 34.3%)
  - (e) 裁判所で募集した刑事法の法律家 ( $n = 20$ , 平均年齢 33.4,  $SD$ ・人種不明, 男性が 65.0%)
  - (f) 警察学校で募集した警察官 ( $n = 21$ , 平均年齢 33.6,  $SD$ ・人種不明, 男性が 90.5%)
- 

<sup>a</sup> この研究における子どもを対象とする性的嗜好があると認定された男性とは、18歳未満で、かつ、5歳以上年下の子どもに対する性的行動をしたか、そのような性的行動の空想を反復していた人、とされている。すなわち、犯罪行為をしていない人も含んでいる。

**Table 2** “MOLEST Scale” を用いた先行研究

文献名	対象	結果
Arkowitz & Vess (2003)	<p>(a) アメリカで民事的拘禁<sup>a</sup>を受けており、施設内プログラムに同意し、子ども<sup>b</sup>を被害者とする性暴力の捕食的性犯罪者<sup>c</sup>の患者 (<math>n = 86</math>, 平均年齢 45.6, <math>SD</math>・性別・人種不明) へのアセスメントと効果測定として実施</p> <p>(b) 上記と同様に同意を得た強姦犯罪者 (<math>n = 40</math>, 平均年齢 45.3, <math>SD</math>・性別・人種不明) へのアセスメントと効果測定として実施</p>	<p>子どもを被害者とする性犯罪者群は、強姦犯罪者よりも、得点が有意に高く、つまり、性的認知の歪みが大きかった。</p>
Blumenthal et al. (1999)	<p>(a) イギリスにおいて、調査に同意した、16歳未満の子どもを被害者とする男性性犯罪受刑者 (<math>n = 36</math>, 平均年齢 46.5 [<math>SD = 13.6</math>], 人種不明)</p> <p>(b) イギリスにおいて、調査に同意した、16歳以上の大人を被害者とする男性性犯罪受刑者 (<math>n = 30</math>, 平均年齢 33.2 [<math>SD = 12.1</math>], 人種不明)</p>	<p>子どもを被害者とする性犯罪者群は、大人を被害者とする性犯罪者群よりも、得点が有意に高く、つまり、性的認知の歪みが大きかった。</p>
Bumby (1996)	<p>(a) アメリカの矯正施設に収容されている親族内の子ども<sup>b</sup>を被害者とする男性性犯罪者 (<math>n = 44</math>, 平均年齢 34.2 [<math>SD = 7.3</math>], 91%が白人) に、アセスメントと効果測定のために実施</p> <p>(b) 上記施設内で募集し同意を得た大人の女性を被害者とする男性強姦犯 (<math>n = 25</math>, 平均年齢 30.4 [<math>SD = 10.2</math>], 96%が白人)</p> <p>(c) 性犯罪以外の男性対人暴力犯罪者 (<math>n = 20</math>, 平均年齢 29.3 [<math>SD = 8.7</math>], 90%が白人)</p>	<p>子どもを被害者とする性犯罪者群は、強姦犯罪者群や一般の犯罪者群よりも、得点が有意に高く、つまり、性的認知の歪みが大きかった。</p>
Feelgood et al. (2005)	<p>(a) オーストラリアの刑務所で秘匿を保証し、同意を得た 16歳未満の子どもを被害者とする性犯罪受刑者 (<math>n = 36</math>, 平均年齢 43.47 [<math>SD = 11.68</math>], 性別・人種不明)</p>	<p>子どもを被害者とする性犯罪者群は、他の 2 群よりも得点が有意に</p>

	(b) 上記施設で秘匿を保証し、同意を得た強姦犯受刑者 ( $n = 25$ , 平均年齢 36.04 [ $SD = 5.59$ ], 性別・人種不明)	高く、つまり、性的認知の歪みが大きかった。
	(c) 暴力犯受刑者 ( $n = 25$ , 平均年齢 31.84 [ $SD = 6.63$ ], 性別・人種不明)	
Marshall et al. (2003)	(a) 秘匿を保証して、カナダの刑務所で募集し、親族外の 14 歳未満の女子を被害者とする性犯罪者 ( $n = 23$ , 平均年齢 44.4 [ $SD = 9.59$ ], 性別・人種不明)	子どもを被害者とする性犯罪者群は他の 2 群よりも得点が有意に高く、つまり、性的認知の歪みが大きかった。
	(b) 上記と同様に募集した財産犯罪者 ( $n = 22$ , 平均年齢 38.5 [ $SD = 10.57$ ], 性別・人種不明)	
	(c) ボランティアの非犯罪者 ( $n = 30$ , 平均年齢 33.5 [ $SD = 11.37$ ], 性別・人種不明)	
Pervan & Hunter (2007)	(a) 募集に応じた、オーストラリアの子ども <sup>b</sup> を被害者とする男性性犯罪受刑者 ( $n = 64$ , 平均年齢・人種不明)	子どもを被害者とする性犯罪者群は、強姦犯罪者群および暴力犯罪者群と比較して、得点が有意に高く、つまり、性的認知の歪みが大きかった。
	(b) 募集に応じた、大人を被害者とする男性強姦犯罪受刑者 ( $n = 36$ , 平均年齢・人種不明)	
	(c) 募集に応じた、性的ではない暴力事件で身体的被害を与え、かつ、性犯罪歴のない男性暴力犯罪受刑者 ( $n = 25$ , 平均年齢・人種不明)	
	(d) 公募したボランティアで、暴力犯罪や性犯罪歴のない男子大学生 ( $n = 14$ , 平均年齢・人種不明)	

<sup>a</sup> 民事的拘禁とは、精神疾患等により性犯罪に及ぶ危険があると認められる人を、専門家による鑑定後、裁判所の決定をもって、受刑後も治療施設等に収容する措置である。

<sup>b</sup> 子どもの年齢区分の定義は記載されていなかった。

<sup>c</sup> 性暴力の捕食的性犯罪者とは、面識がない、あるいは、犯罪遂行目的で面識を得た複数の被害者に性犯罪を行い、精神障害と診断され、かつ、診断された精神障害の結果として性暴力の犯罪行動をする傾向がある人である。

**Table 3** その他の質問紙を用いた先行研究

文献名	質問紙	対象	結果
Fisher et al. (1999)	共感や性的認知の歪みなどの心理検査	(a) 受刑中または社会内処遇実施中の子ども <sup>a</sup> を被害者とする男性性犯罪者 ( $n = 140$ , 平均年齢 43.1 [ $SD = 10.5$ ], 98%が白人) (b) 処遇を担当していない刑務所職員から募集した男性非犯罪者 ( $n = 81$ , 平均年齢 29.1 [ $SD = 7.2$ ], 93%が白人)	性的認知の歪みの得点については有意差が認められなかった。
Hanson et al. (1994)	“Hanson Sex Attitude Questionnaire” <sup>b</sup>	(a) 児童福祉機関が処遇を行っている, 家庭内の子ども <sup>a</sup> を被害者とする男性性犯罪者 ( $n = 50$ , 平均年齢・人種不明) に秘匿を保証し, 同意を得て実施 (b) 秘匿を保証し, 同意を得た男性暴力事犯者 ( $n = 25$ , 平均年齢・人種不明) (c) 社会的サービス機関で公募した男性ボランティア ( $n = 25$ , 平均年齢・人種不明)	子どもを被害者とする性犯罪者群は, 暴力事犯者と対照群を結合させた群よりも, 6 因子中 3 因子: (a) 男性の性的権利意識を支持する態度, (b) 子どもを性的魅力があり, 性的に動機づけられているとする認識, (c) 子どもへの性的加害による害悪のわい小化の得点が有意に高く, つまり, 性的認知の歪みが大きかった。
Mann et al. (2007)	“Sex With Children” <sup>c</sup>	(a) イギリスの刑務所の子ども <sup>a</sup> を被害者とする男性性犯罪者 ( $n = 949$ , 平均年齢 40.9 [ $SD = 12.9$ ], 白人 94%以上) (b) 上記施設の大人の女性への男性強姦犯罪者 ( $n =$	因子分析の結果, (a) 子どもの性行為は害ではない, (b) 子どもは大人を誘惑することがあるという 2 因子が抽出され, いずれのサブスケールの得点も, 子どもを被害者とする性

		364, 平均年齢 35.2 [ $SD = 10.1$ ], 白人 86.6%)	
		(c) 上記施設の大人と子どもの両方を被害者とする男性性犯罪者 ( $n = 63$ , 平均年齢 40.1 [ $SD = 11.7$ ], 白人 95.1%)	犯罪者群は, 強姦犯罪者群, 非犯罪者群と比較して, 得点が有意に高く, つまり, 性的認知の歪みが大きかった。
		(d) 研修実施中の男性刑務所職員 ( $n = 40$ , 平均年齢 27.6 [ $SD = 6.6$ ], 人種不明)	
McGrath et al. (1998)	“Child Molester Scale” <sup>d</sup>	(a) 犯罪を否認していない, 子ども <sup>a</sup> を被害者とする性犯罪受刑者 ( $n = 30$ , 平均年齢 45.3 [ $SD = 14.4$ ], 性別・人種不明) に秘匿を保証して実施	子どもを被害者とする性犯罪者群は, 性犯罪ではない犯罪者群や対照群よりも, 得点が低く, つまり, 性的認知の歪みが大きかった。
		(b) 性犯罪者ではない犯罪者で, 刑期満了後中間処遇施設で居住している, または, 保護観察を受けている男性 ( $n = 30$ , 平均年齢 29.5 [ $SD = 8.4$ ], 人種不明) に秘匿を保証して実施	
		(c) 男子学生 ( $n = 30$ , 平均年齢 25.0 [ $SD = 6.5$ ], 人種不明) に秘匿を保証して実施	
Veitch (1999)	“The Attitudes Toward Child Sexual Abuse Questionnaire” <sup>e</sup>	(a) グループ・セラピーの受講命令を受けた, 子ども <sup>a</sup> を被害者とする男性性犯罪受刑者 ( $n = 34$ , 平均年齢 35.4, $SD$ 不明, 全員白人) に秘匿を保証し, 同意を得て実施	因子分析の結果, (a) 性加害の刑の厳しさ, (b) 子どもとの性的接触の是認, (c) 被害者への責任転嫁の 3 因子が抽出された。子どもを被害者とする性犯罪者群は, 他の 2 群よりも, 3 因子すべてについて得点が有意に高く, つまり, 性的認知の歪みが大きかった。
		(b) 協議会で募集した性犯罪者に関するセラピスト ( $n = 40$ , 平均年齢 32.2, $SD$ 不明, 全員白人, うち男	

性 22 人)

(c) 参加を単位認定される大学生 ( $n = 57$ , 平均年齢  
19.6,  $SD$  不明, 全員白人, 男性 14 人)

---

- <sup>a</sup> 子どもの年齢区分の定義は記載されていなかった。
- <sup>b</sup> 1: completely disagree から 5: completely agree までの 5 段階, 47 項目の質問紙である。
- <sup>c</sup> 0: strongly disagree から 4: strongly agree までの 5 段階, 18 項目の質問紙である。
- <sup>d</sup> “Abel and Becker Cognitions Scale” を参考にした 5 段階の質問紙である。
- <sup>e</sup> 1: strongly disagree から 5: strongly agree までの 5 段階, 31 項目の質問紙である。

## 2.4. 大人を被害者とする性犯罪者の性的認知の歪みの内容とその検証について

### 2.4.1. 大人を対象とする性犯罪者自身の性犯罪行動に関する特定の性的認知の歪み

本節では、大人を被害者とする強姦や強制わいせつの性犯罪者が有すると仮定される、大人を対象とする性的認知の歪みの内容とその検証に関する研究に焦点を当てる。本節においても、前節と同様に、(a) 自分自身の性犯罪行動の被害者に関する特定の性的認知と (b) 大人を対象とする一般的な性的認知を区別し、まず、特定の性的認知の歪みの内容とその検証に関する先行研究を概観する。

欧米諸国の研究者は、大人を被害者とする強姦や強制わいせつの性犯罪者が自身の行った犯罪に至る経緯や犯罪前後の状況等について語った内容を質的に分析する研究を積み重ねてきた。それらの研究結果に、大人を対象とする強姦や強制わいせつの性的加害をした性犯罪者が自分自身の犯罪行動に関して、どのような認知をしていたかが示されている。

Polaschek et al. (2001) は、ニュージーランドにおいて、16歳を超える被害者への強姦により収容されている24人の男性（調査時平均年齢不明）が口述したナラティブを、グラウンデッド・セオリーの方法により分析した。その結果見いだされた犯罪プロセスのモデルは、(a) 犯罪の背景要因、(b) 目標形成、(c) 被害者への接近、(d) 犯罪の準備、(e) 犯罪行動、(f) 犯罪後の行動の6段階だった。Polaschek et al. によれば、強姦犯罪者は、被害者への接近段階において、被害者が強姦犯罪者に服従している言動を、被害者の潜在的な同意によるものと解釈しがちであった。加えて、強姦犯罪者は、犯罪後の段階において、何事もなかったかのように振る舞うなどの正常化行動を行い、被害者と同意性交したにすぎないという認識を維持していたという。この Polaschek et al. の研究は、強姦犯罪者の犯罪行動に至る経緯と、犯罪行動の後の状況との両者を明らかにしている。

大人を被害者とする強姦や強制わいせつの性犯罪者が、犯罪行動の後で、自分が行った性犯罪について、どのように認知しているのかを探求した研究がいくつかある。たとえば、Scully & Marolla (1984) は、アメリカにおいて、114人の強姦受刑者男性（白人46%、平均年齢不明、10代の被害者への犯罪者を含む）への面接調査の結果、その多くが、自身の犯罪について正当化や言い訳をしていることを明らかにした。この正当化は、「女性が誘惑してきた」、拒否や抵抗していても同意していた、「女性は楽しんでいた」、「良い女性は強姦されない」という考え方を含んでいた。また、言い訳には、飲酒や薬物あるいは不快な感情のせいにするものや、「自分は本当は良い人間である」という主張があった。

Beech, Swaffer, Multra, & Fisher (2009) は、イギリスで受刑中の強姦犯罪者 7 人と強制わいせつ事犯者 3 人（男性、平均年齢 27.60 [ $SD = 6.59$ ]) を対象に、刑務所内の認知行動療法プログラムの前後において、自分が行った性犯罪の状況を聴取する半構造化面接調査を行い、グラウンデッド・セオリーの方法によりその内容を分析した。その結果、強姦犯罪者と強制わいせつ事犯者は、自身の犯罪行動に関し、事後的に、(a)「被害者が誘惑してきた」など被害者を非難し、(b) アルコールのせいにするなどの正当化を行い、あるいは、(c)「被害者が嘘をついている」などの否認をしていることを見いだした。加えて、このような性的認知の歪みの程度は、処遇の前よりも処遇後のほうが低下したという。

2.3.1 で述べたことの繰り返しになるが、Barbaree & Cortoni (1993) は、Scully & Marolla (1984) や Pollock & Hashmall (1991) の先行研究を踏まえて、子どもを被害者とする性犯罪者と大人を被害者とする強姦犯罪者を含む性犯罪者の、自分の犯罪行動に関する事後的な否認とわい小化について論じた。Barbaree & Cortoni が指摘した否認には、(a) 犯罪事実の完全な否定、(b) 同意あるいは欺罔による性行為だったという主張、(c) 行動の性的な意図の否定の 3 種類があった。また、彼らが論じたわい小化とは、(d) 被害者に与えた害悪のわい小化、(e) 犯罪前歴の回数や重大性のわい小化、ならびに、(f) 犯罪の責任の程度のわい小化の 3 種類だった。

Murphy (1990) は、先述のように、犯罪行為時の認知と、犯罪の後に生じる認知との区別をせず、性犯罪者が、(a) 犯罪行為の正当化、(b) 結果の歪曲、(c) 被害者の価値下げと被害者への責任転嫁をすると論じた。そして、強姦性犯罪者の性的認知の歪みの例として、「ほとんどの女性は強姦されたがっている」、「彼女はそもそも売春を仕事にしている」を示した。

このように、先行研究は、大人を被害者とする強姦や強制わいせつの性犯罪者が、犯罪行動当時あるいは、犯罪後において、(a) 被害者との同意性交を主張すること (b) 性的加害行為を飲酒や不快な感情のせいにする、あるいは、(c) 被害者を非難することがあることを明らかにしてきた。これらの認知は、大人を被害者とする強姦や強制わいせつの性犯罪者の、大人を対象とする自身の性犯罪行動に関する特定の性的認知の歪みの内容である。

#### 2.4.2. 大人を対象とする一般的な性的認知の歪み

先述のとおり、先行研究は、大人を被害者とする強姦や強制わいせつの性犯罪者が、大

人を対象とする自身の性犯罪行動に関して特徴的な認知を示すことを明らかにしてきた。さらに、多くの研究者は、大人を被害者とする強姦や強制わいせつの性犯罪者が、自分自身の性犯罪行動に限らず、大人を被害者とする一般的な性的認知の歪みを有すると仮定し、検証を重ねてきた (e.g., Bumby, 1996; Hermann, Babchishin, Nunes, Leth-Steensen, & Cortoni, 2012)。本節では、大人を対象とする一般的な性的認知の歪みの内容やその検証に関する先行研究を概観する。

子どもを被害者とする性犯罪者の、子どもを対象とする一般的な性的認知の歪みと、大人を被害者とする強姦等の性犯罪者の、大人を対象とする一般的な性的認知の歪みは、異なる特徴があるとされてきた。2.2 に記述したことの繰り返しになるが、子どもを被害者とする性犯罪者は、子どもを性的存在として認識し、あるいは、大人と子どもの性的接触は子どもにとって害悪ではないと考える傾向があるが (Ward, 2000)、大人を被害者とする強姦犯罪者は、女性への敵意を示し、あるいは、女性を理解不能とする傾向があるとされている (Polaschek & Ward, 2002)。また、Burt (1980) は、強姦を容認するビリーフ等である「強姦神話」はアメリカ社会に共有されているバイアスであるとした。さらに、Blumenthal et al. (1999) は、大人への性的加害をした犯罪者は、子どもを被害者とする性犯罪者よりも、責任を外的に帰属させる傾向が強いことを見いだした。

大人を被害者とする強姦犯罪者の一般的な性的認知の歪みに関する研究に先鞭を付けたのは、先述の Burt (1980) である。Burt は、強姦、強姦被害者、強姦加害者を対象とする、偏見のある、ステレオタイプの、あるいは、誤ったビリーフ (強姦神話と呼ばれる) として、(a) 被害者の服装や言動を理由として、強姦被害の責任を被害者に帰属させるもの、(b) 強姦をすることへの権利意識、(c) 被害者が強姦されたがっていたとする主張などを挙げた。彼女は、このような強姦神話が、アメリカ社会における、強姦被害者への敵対的な風潮を形成する役割を果たしているとした。さらに、Burt は、強姦神話を受け入れる態度を測定する “Rape Myth Acceptance Scale” を開発した。同スケールは、7段階 (strongly agree から strongly disagree) の 11 項目と、5 段階の 8 項目を結合させたものである。具体的には、たとえば、「悪い女性だから強姦されるのだ」、「被害者が本当に嫌なら抵抗できたはずだ」、「被害者は本当は強姦を望んでいた」などの項目である。加えて、関連するサブスケールとして、(a) 性別による役割分担への満足、(b) 性的役割のステレオタイプ、(c) 攻撃的性的ビリーフ、(d) 性に関する保守的な考え、(e) 対人暴力の容認のそれぞれを測定する質問紙も開発した。彼女は、無作為抽出されたアメリカの一般成人 ( $n = 598$ , 平均年齢 42 [ $SD =$

17.6], 男性が 40%) にこれらの質問紙調査を実施した結果, 多くの調査対象者が, 多くの強姦神話を信じていたことを見いだした。加えて, 強姦を支持する態度は, 他の三つの態度である, 性的役割のステレオタイプに同意する傾向, 敵対的な性的ビリーフの強さ, 対人暴力の容認と強く結びついていることを明らかにした。なお, “Rape Myth Acceptance Scale” を用いた研究としては, Epps, Haworth, & Swaffer (1993) があるが, 性犯罪少年と暴力犯罪少年との間に有意差は認められなかった (Table 4)。

アメリカの心理学者である Malamuth (1981) は, 強姦神話と強姦傾向についての先行研究をレビューし, それらに共通する次の 3 点を見いだした。第一に, 一般市民と比較して, 強姦犯罪者は, 強姦神話を受け入れる傾向が高く, また, 強姦の描写により強い性的興奮を感じる傾向があるということである。第二に, 強姦への親和性が低い男性に比して, 強姦への親和性がより高い一般男性は, 強姦神話の受け入れと強姦描写への性的興奮に関して, 強姦犯罪者のほうにより似ているという点である。第三に, 強姦傾向をより高く自己申告していたことが, 女性に, より攻撃的な行動をすることと関係しているということである。

アメリカの心理学者である Lonsway & Fitzgerald (1994) は, 強姦神話に関する先行研究をレビューし, 強姦神話を「一般的には誤りであるが広範かつ継続的に保持されていて, 女性への男性の性的攻撃を否認することと正当化することに役立つ態度およびビリーフ」(p. 134) と定義した。さらに, 彼女らは, 先行研究に共通する二つのタイプのビリーフとして, (a) 女性が強姦に関して日常的に嘘を言うという神話と, (b) 特定の女性, 特に評判の悪い女性だけが強姦されるという神話を挙げた。

Ward & Keenan (1999) と Ward (2000) は, 性犯罪者の性的認知の歪みは, 被害者に関する潜在的セオリーから生じるとした。Polaschek & Ward (2002) によると, 強姦犯罪者の潜在的セオリーは, 女性への敵意や女性が理解不能であるという考えなどだった。

2.3.2 で先述した Bumby (1996) は, Burt (1980) の “Rape Myth Acceptance scale” の約 1/3 の項目が, 強姦神話や性的認知の歪みを直接測定するものではないと批判した。そして, “MOLEST Scale” と, 強姦に関する 36 項目 4 段階 (1: strongly disagree から 4: strongly agree まで) の “RAPE Scale” を開発した。彼は, (a) 大人の女性を被害者とする男性強姦犯罪者 ( $n = 25$ , 平均年齢 30.4 [ $SD = 10.2$ ], 96%が白人), (b) 子どもを被害者とする男性性犯罪者 ( $n = 44$ , 平均年齢 34.2 [ $SD = 7.3$ ], 91%が白人), (c) 性犯罪以外の対人暴力の男性犯罪者 ( $n = 20$ , 平均年齢 29.3 [ $SD = 8.7$ ], 90%が白人) を対象として, これらの質問紙調査を実施した。

分析の結果、上記 (a) の強姦犯罪者群は、(c) の暴力犯罪者群よりも、質問紙への回答結果得点が有意に高く、この結果は強姦犯罪者の性的認知の歪みが大きいことを示していた。ただし、(a) 強姦犯罪者群と (b) 子どもを被害者とする性犯罪者群との質問紙の回答結果得点に有意差は認められなかった。Table 5 に、強姦犯罪者を対象とする“RAPE Scale”を用いた先行研究をまとめた。Feelgood et al. (2005) と Pervan & Hunter (2007) の研究においては、強姦犯罪者群と、他の犯罪者群や非犯罪者群との回答結果得点の有意差が認められなかった。Arkowitz & Vess (2003) は、子どもを被害者とする性犯罪者群よりも強姦犯罪者群のほうがむしろ有意に回答結果得点が低く、つまり、強姦犯罪者のほうが性的認知の歪みがより小さいことを示す結果だった。

強姦犯罪者について、他の測定法を用いた研究も重ねられてきた。たとえば、Feild (1978) は“Attitude Toward Rape”という質問紙を、Hall, Howard, & Boezio (1986) は“Rape Attitude”という質問紙を、Marolla & Scully (1986) は“Rape Stereotype Scale”を、それぞれ開発、実施してきた。Scott & Tetreault (1987) と Segal & Stermac (1984) は、女性への保守的な態度を測定する“Attitude Toward Women Scale”(Spence, Helmreich, & Stapp, 1973)を使用した分析を行った。Table 6 にこれらの研究をまとめた。Field (1978), Hall et al. (1986) ならびに Marolla & Scully (1986) は、強姦犯罪者が性的認知の歪みが大きいことを示す結果だった。このように、欧米諸国の研究者は、大人を被害者とする強姦犯罪者の、大人を対象とする一般的な性的認知の歪みの内容を明らかにし、その検証を行ってきた。質問紙を用いて性的認知の歪みの程度を測定する研究の結果、強姦犯罪者群が、対照群と比較して、性的認知の歪みが大きいことを示す結果を得た先行研究が少なくなかった。

Hermann et al. (2012) は、カナダにおいて、280人の男性の性犯罪者（子どもを対象とする性犯罪者と強姦犯罪者を含む、平均年齢44.7歳 [ $SD = 13.0$ ], 白人82.1%)に“Rape Scale” (Bumby, 1996) を実施した。回答結果を因子分析した結果、「強姦の言い訳」と「強姦の正当化」の2因子が得られた。Hermann et al. によれば、「強姦の言い訳」の性的認知の歪みは、(a) 被害者の告訴の信頼性を疑うこと、(b) 被害者の共謀に強姦行動の責任を帰属させること、あるいは、(c) 強い性的欲求、性的欠乏、あるいは、幼少期の性的虐待経験に犯罪の責任を帰属させることであり、これらの歪みは、強姦犯の責任や罪悪感を軽減させる機能があるという。また、彼女らは、「強姦の正当化」の性的認知の歪みは、性的権利意識、女性への敵意、あるいは、強姦が暴力ではないとする考えによって、強姦の悪質性や害悪をわい小化する機能があるとした。

以上に述べたように、大人を対象とする一般的な性的認知の歪みの内容とその検証に関する先行研究のほとんどは、強姦犯罪者を対象としてきた。しかし、強制わいせつは、大人への性的加害の、もう一つの典型的で重大な犯罪行為である。強姦犯罪者と強制わいせつ事犯者からなる性犯罪者の認知の歪みを測定する研究は、Blumenthal et al. (1999) と大淵他 (1985) がある (Table 5,6)。

強姦や強制わいせつの犯罪には暗数が多いため、犯罪記録のみに依拠する研究は、極めて歪んだ観点を提供するに過ぎないという批判もある (Abbey & McAuslan, 2004)。そのため、非犯罪者を対象として、“Rape Myth Acceptance Scale” (Burt, 1980) を使用して強姦神話を容認する態度を測定した研究 (Burt, 1980; Murphy, Coleman, & Haynes, 1986) , 女性への敵意の強さを測定した研究 (Abbey & McAuslan, 2004), 強姦への性的興奮の高さを測定する研究 (Malamuth, Haber, & Feshbach, 1980) などが行われてきた。これらの研究の結果を Table 4 と 6 にまとめた。大人を対象とする性的認知の歪みがより大きい人は、強姦や強制わいせつ行為を容認し、あるいは、これらの行為を行う傾向がより強いことが明らかになっている。

Murnen, Wright, & Kaluzny (2002) は、犯罪者を対象としていない、男性性のイデオロギーに関連する質問紙を用いた 39 の研究のメタアナリシスを行った。分析の結果、自己申告された、過去の性的加害行為の頻度や将来の強姦を容認する傾向について、最も大きいエフェクト・サイズを示したものは、女性への攻撃の容認と、女性に対する否定的で敵対的なビリーフを含む、男性性イデオロギーの多面的な内容の測定法であった。加えて、Murnen et al. によれば、Burt (1980) の “Rape Myth Acceptance scale” は 21 の研究で使用されており、その回答結果得点は、自己申告された、過去の性的加害行為の頻度や将来の強姦を容認する傾向と有意の関係があったが、エフェクト・サイズはより小さかった。

ここまで述べてきたことをまとめると、先行研究は、大人を被害者とする強姦や強制わいせつの性犯罪者が、一般的に、(a) 女性への性的加害行為を同意性交であると考える傾向があり、(b) 性的加害行為の問題性や被害の重大さをわい小化し、(c) 飲酒や不快な感情によって性的加害行為をすることがあることに同意する考えを有し、(d) 性的加害行為を受けた被害者を非難する考えを容認しやすく、(e) 女性への性的権利意識を有している、ということを示してきた。これらの認知は、大人を被害者とする強姦や強制わいせつの性犯罪者の、大人を対象とする一般的な性的認知の歪みの内容であり、前節に述べた、自分自身の性犯罪に関する特定の性的認知の歪みの内容と類似している。ただし、Burt

(1980) や Hermann et al. (2012) は、一般的な性的認知の歪みの一つとして、性的加害行為の問題性や結果の重大性のわい小化と、女性への性的権利意識を挙げており、これらは、性犯罪者の自身の犯罪行為に関する特定の性的認知の歪みの内容には含まれていなかったものである。

**Table 4** “Rape Myth Acceptance Scale” を用いた先行研究

文献名	対象	結果
<b>強姦犯罪者を対象とする研究</b>		
Epps et al. (1993)	(a) イギリスの少年処遇サービスにおいて同意を得た、女性 <sup>a</sup> への暴力的性犯罪（強姦，強姦未遂，暴行）によって処罰された男子少年 ( $n = 27$ ，平均年齢 17.3， $SD$ ・人種不明) (b) 同サービスにおいて同意を得た、性的ではない暴力犯罪で処罰された性犯罪歴のない男子少年 ( $n = 34$ ，年齢・人種不明)	両群の有意差はなく，“Attitude Toward Women Scale” <sup>b</sup> (Spence et al., 1973) の回答結果との相関関係も認められなかった。
<b>非犯罪者を対象とする研究</b>		
Burt (1980)	無作為抽出されたアメリカの一般成人 ( $n = 598$ ，平均年齢 42 歳 [ $SD = 17.6$ ]，男性が 40%，人種不明)	関連するサブスケールとして，(a) 性別による役割分担への満足，(b) 性的役割のステレオタイプ，(c) 攻撃的性的ビリーフ，(d) 性に関する保守的な考え，(e) 対人暴力の容認のそれぞれを測定する質問紙も開発，実施した。多くの調査対象者が，多くの強姦神話を信じていた。加えて，強姦を支持する態度は，他の三つの態度である性的役割のステレオタイプ，敵対的な性的ビリーフ，対人暴力の容認と強く結びついていた。
Murphy et al. (1986)	アメリカで，研究スタッフの知人に協力を依頼し，報酬を支払った成人男性のボランティア ( $n = 189$ ，欠損値除外前の 208 人の平均年齢 31.5， $SD$ 不明，黒人 55%，白人 38%)	“Rape Myth Acceptance scale” の得点が，自己申告された強制的な性的行為（意思に反してキスする，胸を触る，性器を触る，性的なことをさせる）と有意の相関があった。

<sup>a</sup> 被害者の年齢区分は不詳である。

<sup>b</sup> “Attitude Toward Women Scale” (Spence, et al., 1973) は，女性の社会的な権利や役割についての保守的な考え方を測定する 25 項目の質問紙である。

**Table 5** “RAPE Scale” を用いた先行研究

文献名	対象	結果
<b>強姦犯罪者を対象とする研究</b>		
Arkowitz & Vess (2003)	(a) アメリカで民事的拘禁 <sup>a</sup> を受けており、施設内プログラムに同意した、性暴力の捕食的性犯罪者 <sup>b</sup> の強姦犯罪者 <sup>c</sup> ( $n = 40$ , 平均年齢 45.3, $SD$ ・性別・人種不明) にアセスメントとして実施 (b) 上記施設の子どもを被害者とする性犯罪者 ( $n = 86$ , 平均年齢 45.6, $SD$ ・性別・人種不明) にアセスメントとして実施	強姦犯罪者は、子どもを被害者とする性犯罪者よりも、有意に得点が低く、つまり、性的認知の歪みが小さかった。
Bumby (1996)	アメリカの矯正施設のアセスメントとして、同意を得た (a) 大人 <sup>c</sup> の女性を被害者とする男性強姦犯罪者 ( $n = 25$ , 平均年齢 30.4 [ $SD = 10.2$ ], 96%が白人) (b) 子どもを被害者とする男性性犯罪者 ( $n = 44$ , 平均年齢 34.2 [ $SD = 7.3$ ], 91%が白人) (c) 性犯罪以外の対人暴力の男性犯罪者 ( $n = 20$ , 平均年齢 29.3 [ $SD = 8.7$ ], 90%が白人)	強姦群は、性犯罪ではない暴力犯罪者よりも、有意に得点が高く、つまり、性的認知の歪みが大きかった。ただし、強姦群と子どもを被害者とする性犯罪者との有意差は認められなかった。
Feelgood et al. (2005)	(a) オーストラリアの刑務所で秘匿を保証し、同意を得た、16歳以上の被害者の強姦犯受刑者 ( $n = 25$ , 平均年齢 36.04 [ $SD = 5.59$ ], 性別・人種不明) (b) 上記施設で秘匿を保証し、同意を得た、16歳未満の子どもを被害者とする性犯罪受刑者 ( $n = 36$ , 平均年齢 43.47 [ $SD = 11.68$ ], 性別・人種不明) (c) 暴力犯受刑者 ( $n = 25$ , 平均年齢 31.84 [ $SD = 6.63$ ], 性別・人種不明)	有意差が認められなかった。

- Pervan & Hunter (2007)
- (a) オーストラリアの大人<sup>c</sup>を被害者とする男性強姦犯罪受刑者 ( $n = 36$ , 平均年齢・人種不明)
  - (b) 子どもを被害者とする男性性犯罪受刑者 ( $n = 64$ , 平均年齢・人種不明)
  - (c) 性的ではない暴力事件で身体的被害を与え、かつ、性犯罪歴のない男性暴力犯罪受刑者 ( $n = 25$ , 平均年齢・人種不明)
  - (d) 暴力犯罪や性犯罪歴のない男子大学生 ( $n = 14$ , 平均年齢・人種不明)
- 有意差が認められなかった。

#### 強姦犯罪者と強制わいせつ事犯者を対象とする研究

- Blumenthal et al. (1999)
- (a) イギリスにおいて秘匿を保証し、同意を得た、16歳以上の大人を被害者とする男性性犯罪受刑者 ( $n = 30$ , 平均年齢 33.2 [SD = 12.1], 人種不明)
  - (b) 16歳未満の子どもの被害者とする男性性犯罪受刑者 ( $n = 36$ , 平均年齢 46.5 [SD = 13.6], 人種不明)
- 有意差が認められなかった。

- 
- <sup>a</sup> 民事的拘禁とは、精神疾患等により性犯罪に及ぶ危険があると認められる人を、専門家による鑑定後、裁判所の決定をもって、受刑後も治療施設等に収容する措置である。
- <sup>b</sup> 性暴力の捕食的性犯罪者とは、面識がない、あるいは、犯罪遂行目的で面識を得た複数の被害者に性犯罪を行い、精神障害と診断され、かつ、診断された精神障害の結果として性暴力の犯罪行動をする傾向がある人である。
- <sup>c</sup> 被害者の年齢区分は不詳である。

**Table 6** その他の質問紙を用いた先行研究

文献名	質問紙	対象	結果
<b>強姦犯罪者を対象とする研究</b>			
Feild (1978)	“Attitudes Toward Rape” <sup>a</sup>	アメリカの (a) 精神病院収容中の強姦犯 <sup>b</sup> ( $n = 20$ , 平均年齢・性別・人種不明) (b) 警察官 ( $n = 254$ , 平均年齢・性別・人種不明) (c) 女性の強姦危機対応カウンセラー ( $n = 118$ , 平均年齢・人種不明) (d) 市民 ( $n = 1,056$ , 半数が男性, 平均年齢・人種不明)	強姦犯のスコアは強姦カウンセラー群に比して, 有意に高く, つまり, 強姦犯群は, 性的認知の歪みが大きかった。警察官と市民が最も類似していた。さらに, 強姦犯と警察官との有意差は, 強姦を支持する態度の測定分野のうちの半分において, 認められなかった。
Hall et al. (1986)	“Rape Attitude”	(a) 同意した, アメリカの刑務所の男性強姦犯受刑者 <sup>b</sup> ( $n = 27$ , 平均年齢 26.8 [ $SD = 5.5$ ], 白人 67%) (b) 同意した上記施設の男性暴力犯 (拳銃強盗) 受刑者 ( $n = 19$ , 平均年齢 24.4 [ $SD = 3.8$ ], 白人 47%) (c) 産業機会センターの職業プログラムからの参加者, 州兵, ルーテル教会からの参加者からなる男性対照群 ( $n = 30$ , 平均年齢 25.8 [ $SD = 4.5$ ], 白人 47%)	強姦犯罪者群と暴力犯罪者群は, 対照群よりも, 強姦に寛容で, 性差別的態度が強いことを見いだした。ただし, 強姦犯罪者群と暴力犯罪者群との間には有意差は認められなかった。
Marolla & Scully	“Rape Stereotype Scale” <sup>c</sup>	アメリカの刑務所で, 募集に応じたボランティアの (a) 男性強姦犯受刑者 <sup>b</sup> ( $n = 114$ , 平均年齢 28.8, $SD$ 不明,	10% の有意水準で, 強姦犯受刑者のほうが重大事犯受刑者よりも得点が

(1986)		白人 47%) (b) 強姦以外の男性重大事犯 (強盗, 殺人, 誘拐) 受刑者 ( $n = 75$ , 平均年齢 30.2, $SD$ 不明, 白人 49%)	高かった。
Scott & Tetreault (1987)	“Attitude Toward Women Scale” (Spence et al., 1973)	(a) アメリカの刑務所に収容されていた男性強姦犯罪者 <sup>b</sup> ( $n = 20$ , 平均年齢・人種不明) (b) 上記施設の性犯罪ではない男性暴力犯罪者 ( $n = 20$ , 平均年齢・人種不明) (c) 職業訓練プログラム男性受講者 ( $n = 20$ , 平均年齢・人種不明)	強姦犯罪者群は, 女性に関して, より保守的な考え方を有していた。
Segal & Stermac (1984)	“Attitude Toward Women Scale” (Spence et al., 1973)	(a) カナダの精神衛生センターまたは刑務所に拘禁されている男性強姦犯罪者 <sup>b</sup> ( $n = 40$ , 平均年齢・人種不明) (b) 上記施設に拘禁されている性犯罪歴のない人 ( $n = 40$ , 性別, 平均年齢・人種不明) (c) 犯罪前歴のないボランティア ( $n = 40$ , 性別, 平均年齢・人種不明)	有意差が認められなかった。

### 強姦犯罪者と強制わいせつ事犯者を対象とする研究

大淵他 (1985)	「レイプ神話尺度」 <sup>d</sup>	(a) 強姦および強制わいせつ犯罪 <sup>b</sup> の男性受刑者 ( $n = 19$ , 平均年齢 22.2, $SD$ ・人種不明) (b) 性犯罪歴のない男性受刑者 ( $n = 56$ , 平均年齢 22.3, $SD$ ・人種不明) (c) 男子大学生 ( $n = 70$ , 平均年齢 20.3, $SD$ ・人種不明) (d) 女子大学生 ( $n = 73$ , 平均年齢 21.0, $SD$ ・人種不明)	潜在的被強姦願望サブスケールについては性犯罪者が他の3群に比べて得点が高く、つまり、性犯罪者は性的認知の歪みが大きかった。
---------------	------------------------	---	---

### 非犯罪者を対象とする研究

Abbey & McAuslan (2004)	女性への敵意を測る 質問紙など	(a) 性的加害行為 <sup>c</sup> を繰り返している男子大学生 ( $n = 17$ ) (b) 性的加害行為を繰り返していない男子大学生 ( $n = 117$ ) 全体としては、平均年齢 22.90 [ $SD = 6.21$ ], 66%がヨーロッパ系アメリカ人, 18%がアフリカ系アメリカ人	性的加害行為を繰り返している人は、そうでない人に比べ、女性への敵対的な認知の得点が有意に高かった。
Malamuth et al. (1980)	複数の質問紙調査と強姦に関する物語を読んだときの性的興奮の測定	秘匿を保証し、同意を得た、カリフォルニア州の大学の男子学生 ( $n = 53$ ) と女子学生 ( $n = 38$ ) のボランティア (平均年齢・人種不明)	男性被験者の半数以上は、刑罰を受けなければ自分が強姦するかもしれないと考えていることが明らかになった。

<sup>a</sup> 1: strongly agree, から, 6: strongly disagree までの 6 段階, 32 項目の質問紙である。

<sup>b</sup> 被害者の年齢区分は不詳である。

<sup>c</sup> Feild (1978) と Burt (1980) の質問紙を改編した質問紙である。

<sup>d</sup> “Rape Myth Acceptance Scale” (Burt, 1980) を改編した, 全く反対から全く賛成まで 5 段階評定 10 項目の質問紙である。

<sup>e</sup> 性的加害行為とは, 姦淫以外の強制的性的接触, 脅迫による性行為, 強姦を含む。

## 2.5. 質問紙研究に対する批判と意義について

これまで示してきたとおり、性犯罪者が有すると仮定されている性的認知の歪みの程度を測定するために様々な質問紙が開発され、分析の対象となってきた。このような質問紙研究の限界として、社会的望ましさの影響を指摘する先行研究がある (e.g., Ward et al., 1997)。社会的望ましさの影響を回避するため、たとえば、Bumby (1996) は、4段階の Likert スケールを用いることで、中立の反応ができないように工夫した。多くの先行研究では、社会的望ましさの影響を測定する測定法を用いてきたが、性的認知の歪みの程度を測定する質問紙の回答結果に、社会的望ましさの影響がみられるか否かについて、研究の結果は一定していない (Arkowitz & Vess, 2003; Blumenthal et al., 1999; Hanson et al., 1994; Mann et al., 2007; McGrath et al., 1998; Pervan & Hunter, 2007; Stermac & Segal, 1989)。ニュージーランドの心理学者である Tan & Grace (2008) は、性犯罪者の自己申告における社会的望ましさを統制する方法は、まだ、確立されていないとした。

質問紙研究への批判の一つとして、質問紙の測定対象が認知的生産物であるという指摘がある。Ward et al. (1997) は、性犯罪者の性的認知の歪みに関する研究においては、(a) 認知的生産物、(b) 認知的構造、(c) 認知的過程、(d) 変化のメカニズム、ならびに、(e) 認知的過程と感情の過程の間の相互的關係を識別すべきであると論じた上で、性的認知の歪みの程度を測定する質問紙は、自己申告に依存していることに加え、認知的構造と認知的生産物である自己言明とを明確に識別できないことによる限界があると指摘した。何人かの研究者は、犯罪者のアセスメントや再犯防止のためには、性犯罪者処遇の実務や研究は、性犯罪者の認知の歪みの背景にある、認知的構造と認知的プロセスに焦点を当てるべきであると主張してきた (Beech, Fisher, & Ward, 2005; Mann & Beech, 2003; Maruna & Mann, 2006; Polaschek & Gannon, 2004; Polaschek & Ward, 2002; Thakker, Ward, & Navathe, 2007; Ward, 2000; Ward & Keenan, 1999)。

しかしながら、人間が多少なりともその内面にアクセスし、表現することができるのは、認知的構造や認知的過程ではなく、認知的生産物であり、それは、Langton (2007) によれば、考え、推論、理解ならびにイメージである。つまり、認知的構造やプロセスは可視的ではなく、客観的に把握が可能なものは認知的生産物のみであるため、認知的生産物を手掛かりとして、背後にある認知の構造や処理過程について推論する必要がある。上述の Ward et al. (1997) は、性犯罪者への質問紙研究は、自己申告の信頼性、認知的構造と自己申告の識別の困難さ、社会的望ましさの影響という限界があるが、認知的生産物に関する

有益な情報をもたらすと指摘した。したがって、質問紙等によって、性犯罪者の性的認知の歪みを測定することは、上記のような批判にかかわらず、今なお重要な意義があると言えよう。

## 2.6. 性犯罪のプロセスに関する研究について

すでに述べてきたように、欧米諸国の多くの研究者は、質的研究によって性犯罪のプロセスを明らかにし、犯罪プロセスにおける認知的要因を見いだしてきた (e.g., Polaschek et al., 2001; Ward et al., 1998; Ward et al., 1995)。欧米諸国における性犯罪のプロセス研究の嚆矢となったのは、アメリカの心理学者である Pithers (1990) だった。Pithers は、性犯罪が、衝動性の高さ、あるいは、パーソナリティの問題から生じると考えられてきたことを批判し、性犯罪を自己統制の失敗のプロセスとしてとらえ、リラプス・プリベンションの考え方を基盤とするモデルを提唱した。リラプス・プリベンションとは、もともと、物質乱用者を対象とし、問題行動を誘発する状況と対処をあらかじめ考えさせ、効果的な対処行動を実行させることによって、物質乱用を止める行動変化を維持しようとするセルフマネジメントのプログラムの一つである (Marlatt & Donovan, 2005)。なお、リラプス・プリベンションのモデルにおいて、問題行動を誘発する状況とは、たとえば、酒屋の前を通りかかることなど、主として日常的な出来事が想定されている。

Pithers (1990) は、リラプス・プリベンションの考え方を性犯罪者処遇に応用し、性犯罪者が再犯に至るプロセスのモデルを提唱した。具体的には、性犯罪者は、性犯罪者処遇を受けて、当初は自己統制に成功するが、ひとたび再犯リスクの高い状況への対処に失敗すると (たとえば、書店でポルノを購入する)、孤立や混乱等の感情が生じ、性的空想や歪んだ認知に基づいて犯罪を計画し、最終的には再犯に至るという。このモデルにおいて、性犯罪に至るきっかけとして想定されているのは、たとえば、強姦犯罪者が配偶者との喧嘩から逃れて自動車を運転している時に女性のヒッチハイカーに出会った場面、あるいは、子どもを被害者とする性犯罪者が隣人からベビーシッターを頼まれた場面などの日常的で偶然生じるようなものだった。

リラプス・プリベンションのモデルは、欧米諸国の性犯罪者処遇に取り入れられ (McGrath et al., 2010)、日本の性犯罪者処遇プログラムにおける 5 段階モデルの基盤となった (法務省, 2006)。しかし、リラプス・プリベンションのモデルにはいくつかの批判がなされてきた。たとえば、Ward et al. (1995) は、リラプス・プリベンションのモデルにおい

ては、性犯罪のプロセスの具体的内容や、認知、感情および責任帰属の相互作用が明らかではないと指摘した。Hudson, Ward, & McCormack (1999) は、性犯罪の過程は多様であり、単一のパスでは犯罪プロセスを説明することが困難であるとした。

これらの批判を踏まえ、多様な性犯罪のプロセスとそのプロセスにおける相互作用を明らかにするために、質的研究が多くなされてきた。たとえば、上記の Ward et al. (1995) は、ニュージーランドにおいて、子どもを被害者とする性犯罪者 ( $n = 26$ ) の犯罪プロセスに関する陳述を収集し、グラウンデッド・セオリーの方法を用いて、犯罪の連鎖 (offence chain) の仮説的モデルを構築した。具体的には、(a) 背景要因、(b) 被害者への接近、(c) 被害者との接触、(d) 認知再構成あるいは評価、(e) 犯罪行為の計画、(f) 犯罪の発生、(g) 犯罪後の評価、(h) 将来の行動の決定、(i) 新たな背景要因の形成からなっていた。Ward et al. (1998) は、子どもを被害者とする性犯罪者受刑者 20 人の心理アセスメントにおける供述をグラウンデッド・セオリーの方法により分析した。それによると、性犯罪プロセスは、(a) 背景要因、(b) 高リスク状況、(c) ラプス、(d) リラプスならびに (e) リラプスの後という五つの段階によって構成されていた。強姦犯罪者に関しては、Polaschek et al. (2001) が、ニュージーランドにおいて、16 歳以上の人を被害者とする受刑者 24 人に面接調査を行った。グラウンデッド・セオリーの方法による分析の結果、(a) 犯罪への背景、(b) 目的形成、(c) 被害者への接近、(d) 準備、(e) 犯罪、(f) 犯罪後の 6 段階が仮説的モデルとされた。

上記の Ward et al. (1998), Ward et al. (1995) および Polaschek et al. (2001) の三つの研究によって見いだされた性犯罪のプロセスにおいて、性犯罪の背景要因として共通していたのは、対人関係、就労および経済状態だった。一方、この三つのモデルに共通していない背景要因として、Ward et al. (1995) は、余暇活動の状況、日常的な感情の状態、自己評価、ならびに、未解決の子ども時代の葛藤を指摘し、Ward et al. (1998) は、配偶者との離別、孤独や愛情を求める気持ち、精神障害、あるいは、子ども時代のトラウマ体験が背景にあるとした。Polaschek et al. (2001) は、余暇活動の状況、アルコールや薬物の使用を背景要因に加えていた。また、Polaschek et al. は、性犯罪者が、問題を解決し、あるいは、否定的感情を解消するため、問題への対処行動をしていることと、その結果として様々な感情が生じていることも性犯罪の背景要因であるとした。

Ward et al. (1998), Ward et al. (1995) ならびに Polaschek et al. (2001) の三つの先行研究のモデルでは、性犯罪に至る前に、被害者への接近や性犯罪行動の準備の段階があるとされた。すでに述べたように、子どもを被害者とする性犯罪者を対象とする Ward et al. (1998)

と Ward et al. (1995) のモデルによれば、子どもを被害者とする性犯罪者は、被害者への接近や犯罪準備の段階において、(a) 被害者の面倒を見るためだと思い、(b) 自分の子どもには何をしても良いと考え、(c) 被害者に性行為について尋ねられて教えただけだと考え、(d) 被害者が身体的接触を求めてきたと認識し、あるいは、(e) 被害者も楽しんでいたと認知していたという。Polaschek et al. (2001) の強姦犯罪者の犯罪プロセスのモデルでは、強姦犯罪者は、性的快楽あるいは自分への害悪の埋め合わせという目的に基づいて、行動の計画を立てているとされた。

加えて、同じくこれら三つの先行研究は、性犯罪者は、性犯罪の後に、その行動への評価を行うとした。たとえば、性犯罪者は、犯罪行動をわい小化し、同意による性行為だったと主張し、あるいは、被害者を非難することがある一方で、満足、怒り、罪悪感、抑うつなどの感情を示すこともあるという。

Ward et al. (1998), Ward et al. (1995) ならびに Polaschek et al. (2001) のモデルは、共通して、(a) 性犯罪の背景要因、(b) 被害者への接近や性犯罪行動の準備、(c) 犯罪行動と犯罪後という三つの段階を含んでいた。そして、本研究のテーマである性的認知の歪みは、被害者への接近や性犯罪行動の準備の段階と犯罪後の段階で生じると指摘されていた。

性犯罪のプロセスをいくつかのパターンに分ける研究もなされてきた。Hudson et al. (1999) は、ニュージーランドの、子どもを被害者とする性犯罪者 ( $n = 72$ ) と 16 歳以上の人を被害者とする強姦犯罪者 ( $n = 14$ ) の受刑者を対象として、犯罪プロセスに関する面接調査を行い、上述の Ward et al. (1995) の仮説的モデルを用いて分析を行った。また、Polaschek & Hudson (2004) は、強姦犯罪者を対象とする Polaschek et al. (2001) の研究結果を再分析した。これら二つの研究の結果、性犯罪に至る主要なパスとして、(a) 被害者と親密な関係になるための性的加害行為、(b) 抑うつや孤立等の否定的感情の解消のための性犯罪、(c) 怒りや自分への加害の埋め合わせのための性加害の 3 種類のパスが示された。

日本の研究状況について付言すると、日本の性犯罪者の属性や犯行の経緯を調査した研究がいくつかある (田村, 1992a; 田村, 1992b; 内山, 2000; 渡邊・田村, 1999)。たとえば、性犯罪における飲酒の影響や、配偶者や交際相手との問題 (田村, 1992a ; 内山, 2000)、あるいは、就労の問題 (内山, 2000) が指摘されてきた。しかし、上記の日本の四つの研究 (田村, 1992a; 田村, 1992b; 内山, 2000; 渡邊・田村, 1999) は日本の性犯罪者の特徴を分析したものであり、性犯罪のプロセスを明らかにした研究ではない。

### 3. 考察

#### 3.1. 子どもを被害者とする性犯罪者と大人を被害者とする性犯罪者の性的認知の歪みの異同について

第2節において、性犯罪者が有すると仮定されている性的認知の歪みの内容とその検証に関する先行研究を概観してきた。前述の通り、当初、うつ病患者の抑うつの原因となる逸脱した思考を意味していた認知の歪みという言葉 (Beck, 1963; 1964) は、Abel et al. (1984) によって、性犯罪者のアセスメントに使用されるようになった。さらに、性的認知の歪みの内容は、犯罪行動の正当化を含むものに変容していた (Maruna & Mann, 2006)。先行研究の概観の結果、子どもを被害者とする性犯罪者の、子どもを対象とする性的認知の歪みと、大人を被害者とする強姦や強制わいせつの性犯罪者の、大人を対象とする性的認知の歪みは、異質な面があるものとされ、区別されていた (e.g., Polaschek & Ward, 2002; Ward, 2000)。さらに、性的認知の歪みに関する先行研究は、(a) 自分自身の性犯罪行動に関する特定の認知を探求したものと、(b) 性犯罪や性的行動への一般的認知に焦点を当てたものに分類された。

子どもを被害者とする性犯罪者の、自分自身の性犯罪行動に関する特定の性的認知の歪みの内容については、(a) 被害者への性的加害行動を容認する認知、(b) 性的加害行動の問題性や被害の重大さを軽視する認知、あるいは、(c) 加害行動の責任を飲酒、被害者の言動あるいは自分の心理状態に帰属させる認知をしていることが、先行研究において明らかにされてきた (e.g., Ward et al., 1998)。さらに、子どもを被害者とする性犯罪者の一般的な性的認知の歪みとして指摘されてきたものは、上述の、自分自身の性犯罪行動に関する特定の性的認知の歪みの内容と類似していた。ただし、一般的な性的認知の歪みには、加害者の権利意識が含まれていた (e.g., Hanson et al., 1994)。

大人を被害者とする強姦や強制わいせつの性犯罪者の、自分自身の性犯罪行動に関する特定の性的認知の歪みの内容について、先行研究では、(a) 性的加害行為を同意性交と考え、(b) 飲酒や不快な感情のせいにし、あるいは、(c) 被害者への非難をすると指摘されてきた (e.g., Beech et al., 2009)。加えて、大人を被害者とする性犯罪者の一般的な性的認知の歪みは、自身の性犯罪に関する特定の性的認知の歪みの内容と類似していた。ただし、一般的な性的認知の歪みとして、性的加害行為の問題性や被害の重大さのわい小化と、女

性への性的権利意識が指摘されており (e.g., Burt, 1980), これらは, 自身の犯罪行為に関する特定の性的認知の歪みの内容には含まれていなかった。

以上の先行研究の整理を踏まえ, 子どもを被害者とする性犯罪者に仮定される性的認知の歪みの内容と, 大人を被害者とする強姦や強制わいせつの性犯罪者に仮定される性的認知の歪みの内容を対比する。この 2 種類の性犯罪者の性的認知の歪みの内容は, (a) 性的加害行為を容認している点, (b) 加害行為の責任を飲酒や自分の心理状態に転嫁させる点, ならびに, 一般的な性的認知の歪みとして, (c) 性的加害行為の問題性や被害の重大さを軽視し, (d) 性的権利意識を示す点で類似していると言えるだろう。一方, それぞれ独自の性的認知の歪みの内容に着目すると, 子どもを被害者とする性犯罪者は, 自身の性犯罪行動に関して, 性的加害行動の問題性や被害の重大さを軽視する認知を示し, 大人を被害者とする強姦や強制わいせつの性犯罪者は, 性的加害行為の被害者を非難する認知が認められている点が, 大きく異なると言えよう。

### 3.2. 日本の性犯罪者の性的認知の歪みに関する研究の方法について

日本の性犯罪者について, (a) 性的認知の歪みを有しており, あるいは, 歪みが大きいという仮説と, (b) その歪みの存在または大きさが性犯罪を促進しているという仮説を検証する前提として, 本章は, 欧米諸国の研究者が積み重ねてきた先行研究を概観し, 性犯罪者の性的認知の歪みの内容とその検証の状況を整理してきた。欧米諸国においては, 性犯罪者の性的認知の歪みの仮説が検証され, 性犯罪との関連が明らかにされてきていた。一方, 冒頭に述べたとおり, 性犯罪者に性的認知の歪みがあり, または, 歪みが大きいとする仮説について, 日本の性犯罪者を対象に検証した研究はほとんどない。加えて, 日本の性犯罪者の性的認知の歪みと性犯罪との結びつきに関する研究は全くなされてきていない。

欧米における先行研究の議論を踏まえるなら, 日本の性犯罪者においても性的認知の歪みの存在があると仮定できるか否かの検証を行うためには, まず, 性犯罪の態様を被害者が子どもであるか大人であるかによって分類した上での研究が求められると言えよう。さらに, 自分自身の性犯罪に関する特定の性的認知の歪みと一般的な性的認知の歪みを区別し, それぞれについての研究を進めていくことが必要であろう。その際, 欧米諸国の先行研究は, まず, 性犯罪者の一般的な性的認知の歪みの検証に関して, 質問紙調査を実施し, その回答結果を分析することを通じて, 性的認知の歪みの内容を明らかにし, さらに,

性犯罪者が性的認知の歪みを有するか否かを検証してきた。したがって、日本の性犯罪者の、一般的な性的認知の歪みを測定するためには、質問紙調査による探求が第一義的な方法論となると言ってよいであろう。そして、質問紙調査を実施する際には、先述の先行研究の整理を踏まえると、性犯罪者の一般的な性的認知の歪みとされてきた、(a) 性的加害行為の容認、(b) 加害行為のわい小化や責任転嫁、ならびに、(c) 性的権利意識の程度などを測定することが求められるだろう。これらの事項に加えて、大人を被害者とする強姦や強制わいせつの性犯罪者については、被害者への非難の程度を測定する質問紙を使用することが必要であろう。

次に、日本の性犯罪者の、自分自身の犯罪行動に関する特定の性的認知の歪みの検証に関しては、先行研究同様に、性犯罪者が自身の犯罪行動について述べた供述や記述を質的に分析し、性犯罪のプロセスを明らかにすることを通じて、性的認知の歪みの内容や性犯罪との結びつきを明らかにしていく必要があると指摘できよう。このように、西欧諸国で実施されてきた研究方法と同様のアプローチをとることによって、これらの国々において仮定され、実証されてきた性犯罪者の性的認知の歪みが、日本の性犯罪者にも認められかどうかを検討しうるからである。

以上を踏まえ、本研究は、第Ⅱ部として、日本の性犯罪者を対象とする実証研究を行う。具体的には、第2章で、子どもを被害者とする性犯罪者を対象とし、第3章で、大人を被害者とする強姦や強制わいせつの性犯罪者を対象とし、それぞれ、質問紙研究を行う。第4章では、日本の性犯罪者が自分自身の性犯罪プロセスについて述べた供述や記述を質的に分析する。

## 注

- 1 認知不協和の理論 (Festinger, 1957 末永訳 1965) によれば、人間には、環境、自己、行動に関する知識、意見、信念が矛盾した状態（認知不協和）に陥った場合に、それによって生じる心理学的な不快感を低減し、協和を獲得するように動機づけられる傾向がある。また、このような不協和を増大させる状況や情報を回避しようとする傾向もあるとされた。
- 2 Beck (1963, 1964) が提唱した認知の歪みの理論は次のようなものだった。まず、うつ病患者には、低い自己評価、喪失感、問題の過剰視、自己批判と自制、逃避と希死念慮という典型的な特徴があるとした。また、うつ病患者は、(a) 恣意的な推論、(b) 選

扱的抽象化, (c) 過度の一般化, (d) 誇張とわい小化という四つの逸脱した特徴的な考えを有する傾向があり, これらの特徴的な思考や情動は, スキーマ (schema) と呼ばれる, 固着的な認知パターンによって決定されるとした。Beck によれば, 人間は, 環境を知覚し, 重要な事項を識別し, レッテル貼りをを行い, 体験を概念化しているが, スキーマは, これらの活動の方法に影響を与える態度, ビリーフ, 仮説であるという。Beck は, うつ病に特徴的なスキーマは, 人間の価値, 個性, 行動や健康への否定的な評価と, 虚無主義的な予測を含んでおり, これらのスキーマが誘発されると, 抑うつ感情が生じ, 適応的なスキーマや, 現実的な認知プロセスを妨げると論じた。そして, うつ病患者の心理療法において, 治療者は, 患者が保持している非論理的・非現実的な結論や価値観について患者と議論することを通じて, 患者がより論理的・現実的な判断ができるよう援助することが有益であるとした。

## 第Ⅱ部

### 実証研究

## 第2章 保護観察中の性犯罪者における子どもを対象とする一般的性的認知の歪みの検証

### 1. 研究の目的

第1章に述べたように、子どもを被害者とする性犯罪者は、(a) 性的加害行為の容認、(b) 行動の問題性や被害の重大さの軽視、(c) 加害行為の責任転嫁、ならびに、(d) 性的権利意識という、4種類の一般的な性的認知の歪みを有し、あるいは、その歪みが大きいことが、欧米諸国における質問紙を用いた先行研究を通じて、実証されてきた。序説で述べたとおり、日本の保護観察所は、性犯罪者処遇プログラムにおいて、性犯罪者の子どもや女性へのわいせつ行為の否認、わい小化、合理化あるいは正当化（法務省、2006）を測定する質問紙調査を実施してきた。この質問紙は、日本の法務省が、“MOLEST Scale”や“RAPE Scale”（Bumby, 1996）など、欧米諸国において、性犯罪者が有すると仮定される一般的な性的認知の歪みを測定するために開発、実施されてきた質問紙を参照し、日本社会の常識的な感覚や態度を考慮して作成したものである。そこで、第2章においては、子どもを被害者とする日本の性犯罪者の、この質問紙への回答結果を分析することによって、日本の性犯罪者が、欧米諸国の先行研究の結果と同様に、一般的な性的認知の歪みを有し、あるいは、歪みが大きいかどうかを明らかにする。

### 2. 方法

#### 2.1. 研究の対象

本研究の対象は、2006年6月1日から2010年12月末日までに、関東地方の四つの保護観察所において受理した成人男性の日本人の性犯罪者であった。彼らは、仮釈放により、あるいは、保護観察付執行猶予の判決により、保護観察に付された人であり、かつ、保護観察所における性犯罪者処遇プログラム受講者であった。

本研究の目的のため、性犯罪者を、二つのカテゴリに分類した。すなわち、13歳未満の子どもを被害者とする性犯罪者群（以下、「子ども対象性犯罪者群」）と、被害者が子どもではない性犯罪者群（以下、「その他の性犯罪者群」）である。このような分類の理由は、序説で述べたとおり、日本においては、被害者が13歳であるか否かによって、刑法の適用条文が異なるからである。欠損値があった1人、被害者が子どもと大人の両者である5人を除外したため、最終的な分析対象人数は116人（以下、「性犯罪者群」）となり、子ども

対象性犯罪者群は 51 人、その他の性犯罪者群は 65 人だった。

東京近郊で働く保護観察官および警察官である日本人の成人男性 90 人に、非犯罪者の対照群として、本研究への協力を依頼した。当初、対照群には、社会生活をしている一般人を含めることを計画していた。しかし、予備調査として、犯罪歴のない 3 人の男性に同意を得て質問紙に回答してもらったところ、その全員が、質問紙に記入することを通じて、子どもへのわいせつ行為を考えさせられ、極めて不快な体験だったと述べた。そこで、研究参加者の情動の安全を保護するために、一般人を対照群に含めることを断念し、対照群としては、保護観察官および警察官に協力を求めた。これらの公務員に協力を求めたもう一つの理由は、非犯罪者の犯罪歴の有無を公的に認定することは個人情報保護の点から困難であるが、これらの公務員は犯罪歴が欠格事由となるためである。先行研究において、Stermac & Segal (1989) は、裁判所の法律家や警察官を対照群とし、Fisher et al. (1999) や Mann et al. (2007) は、刑務所職員を対照群としていた。ただし、保護観察官や警察官は、職業上の立場から、より社会的に望ましい回答をする可能性があり、本研究の分析結果について、そのことを踏まえた考察が求められる。

この調査は、保護観察所長や警察署長の許可を得た。協力を依頼した計 90 名のうち、82 人からインフォームドコンセントが得られた。欠損値のあった 18 事例を除き、最終的な分析対象人数は 64 人となった（以下、「刑事司法コントロール群」）。刑事司法コントロール群の調査は、2008 年 6 月から 11 月までの間に行った。

平均年齢は、子ども対象性犯罪者群が 39.7 歳 ( $SD = 14.31$ )、その他の性犯罪者群が 37.9 歳 ( $SD = 12.10$ )、刑事司法コントロール群が 37.2 歳 ( $SD = 12.73$ ) であった。3 群を独立変数、年齢を従属変数とする一元配置の分散分析を行った結果、 $F(2, 177) = 0.59, p = .557$  であり、有意な群間差は認められなかった。

性犯罪者群のうち性犯罪前歴がある人は、子ども対象性犯罪者群が 13 人 (25.5%)、その他の性犯罪者群が 23 人 (35.4%) であった。Fisher の正確検定の結果、 $p = .313$  であり、両群の性犯罪前歴の有無についての有意差は認められなかった。性犯罪のうち同一の罪種の前歴がある人についても、子ども対象性犯罪者群が 12 人、その他の性犯罪者群が 15 人であり、Fisher の正確鑑定の結果、 $p = 1.000$  で、有意な群間差が認められなかった。

子ども対象性犯罪者群のうち、28 人が仮釈放者、23 人が保護観察付執行猶予者だった。その他の性犯罪者群については、44 人が仮釈放者で 21 人が保護観察付執行猶予者だった。両群の保護観察の種類に関しても、Fisher の正確検定の結果は  $p = .181$  で、有意な群間差

は認められなかった。

## 2.2. 測定方法

全国の保護観察所で共通に使用している質問紙による調査を行った。冒頭で述べたとおり、この質問紙によって測定しようとしているものは、子どもを対象とする一般的な性的認知の歪みである。質問紙作成のプロセスが公表されていないため、性犯罪者処遇プログラムの開発のプロセスにおいて、この質問紙の妥当性を確認したかどうかは明らかではない。また、2006年のプログラム開始以降、この質問紙は改訂されていない。この質問紙は、質問紙調査による先行研究の質問紙よりも質問項目が少ないが、同プログラムにおけるセッション（1時間から1時間半程度）の時間内で実施するため、質問項目を絞り込んでいたものである。本研究においては、欧米と日本の文化的相違を考慮し、妥当性が検証された既存の欧米の質問紙を使用せず、法務省の質問紙を使用した。

本研究において、社会的望ましさを測定することが望ましいが、性犯罪者処遇プログラムにはそのような測定法が含まれていない。加えて、同プログラムは、一定のマニュアルに基づいて定型化されており、同プログラムに社会的望ましさの質問紙を加えることはできなかった。

法務省が使用している質問紙は20項目であるが、予備調査の結果、刑事司法関係者から、「なかよくなった子どもと性的な行為をすることがあっても、普通は最初から性的な行為をするつもりで親しくなることはない」などの2項目について、性犯罪者でなければ答えられない質問項目であると指摘を受けた。そのため、これらの項目は刑事司法コントロール群への質問項目とはしなかった。その結果、性犯罪者には20項目の、刑事司法コントロール群には18項目の質問紙調査を行うこととなった。最終的に本章で分析する質問項目は18項目である。この質問紙は、5件法（1: まったくそう思わない。 - 2: あまりそう思わない。 - 3: どちらとも言えない。 - 4: 少しそう思う。 - 5: 強くそう思う。）のLikertスケールであり、スコアが高いほど歪曲が大きい。

## 2.3. 手続

序説で述べたように、仮釈放者および保護観察付執行猶予者の性犯罪者のうち、特別遵守事項によって専門的処遇プログラムの受講を義務付けられた人は、コア・プログラムを受講するために保護観察所に出頭しなければならない。この義務付けに関しては、日本語

を理解しない人、重大な疾病または障害がある人、仮釈放期間3月未満の人は、対象外となっている。コア・プログラムは、5回のセッションからなる。2回目のセッションは認知再構成であり、保護観察対象者は、保護観察官によって実施される質問紙に回答することを求められる。その回答結果はこのセッションにおいて検討の対象となる。本研究においては、保護観察所長の許可を得て、性犯罪者の質問紙への回答結果を使用した。加えて、年齢、犯罪名など、必要最低限な情報を得るために、事件記録を閲覧した。

刑事司法コントロール群については、上述のとおり、回答者が所属する保護観察所長や警察署長の許可を得た後に、回答者の個人情報の秘匿を保証した上で、回答者のインフォームドコンセントを得て、質問紙を配布した。回答者に、回答結果を記載後に持参し、あるいは、郵送することを依頼し、質問紙を回収した。

## 2.4. 分析方法

性犯罪者群および刑事司法コントロール群の質問紙の回答内容について探索的因子分析を行った。次に、子ども対象性犯罪者群、その他の性犯罪者群ならびに刑事司法コントロール群の3群を独立変数とし、抽出された各因子の得点を従属変数として、Welchの方法による一元配置の分散分析と Games-Howell の多重比較を行った。加えて、保護観察付執行猶予者と仮釈放者の2群を独立変数、各因子の得点を従属変数として、Welchの方法による一元配置の分散分析を行った。有意水準は5%とし、従属変数が複数ある場合は Bonferroni の補正を行った。分析には IBM 社の SPSS Statistics Version 19 を使用した。

## 3. 結果

### 3.1. 因子分析

質問紙の18項目の平均値、標準偏差を算出したところ、フロア効果が見られる項目が多かったが (Table 7)、質問紙の回答結果の得点が低くとも、子ども対象性犯罪者群と、その他の性犯罪者群ならびに刑事司法コントロール群との有意な差の有無を明らかにすることが重要であることから、除外しないこととした。

次に、質問紙の18項目に対して因子分析を行った。固有値の変化とスクリープロットから判断して3因子が妥当であると考えられた。回転前の3因子による説明率は54.63%であった。そこで再度3因子を仮定して、最尤法、プロマックス回転で因子分析を行った。共通性が.20未満であるか、あるいは、因子負荷量が.40未満である項目は4項目だけ

た。「子どもでも、大人との性的な行為を気持ちがいいと感じ、楽しむことができる。」( $M = 1.87, SD = 0.97$ ) という項目の因子負荷量は、第1因子が最も高かったが、.34だった。「酔っぱらって子どもに性的な行為をしてしまったような場合は、自分ではどうしようもない。」( $M = 1.41, SD = 0.84$ ) という項目と、「子どもに性的な行為をした大人の中には、『本当に性的に子どもが好き』なのではなく、子どもなら捕まらないだろうと考えた者が多い。」( $M = 2.76, SD = 1.28$ ) は、第2因子の因子負荷量が最も高く、それぞれ、.36と.31だった。「子どもが大人の性器を見て嫌がらなければ、その子はたぶん性的な行為に興味がある。」( $M = 1.46, SD = 0.77$ ) という項目の因子負荷量は、第3因子において最も高かったが、.35だった。これらの項目の内容やモデルへの適合性の評価を注意深く検証した上で、これら4項目を分析から除外したため、最終的な項目数は14項目であった。因子分析は3度繰り返した。モデル適合度の検定の結果は、 $\chi^2 = 67.34, df = 52, p = .075$  であり、データへの良好な適合を示した。

第1因子は6項目からなり、「子どもやその親は注目を集めたり賠償金を得ようとして、大人にいたづらをされたというような話をでっち上げることがある。」、「子どもの中には、しぐさや態度で大人を誘惑してくる子がいる。」などの項目を含んでいた。これらは、加害行為を合理化する態度を表している。したがって、第1因子は「加害行為の合理化」と命名した。

第2因子は5項目からなり、「ひどい目にあったり、ストレスがたまりすぎたような時には、つい子どもに性的な行為をしてしまうのは仕方がない。」、「どうせいつかは経験することなのだから、子どもとの性的な行為はその子にとって性教育になる。」などの項目を含んでいた。これらは、加害行為の責任を軽視することによって、犯罪行動を正当化しようとする態度であるので、「加害責任のわい小化」と命名した。

第3因子は3項目からなり、「子どもは性的な行為の意味がわからないので、その子がひどく抵抗したのでもないかぎりには、心に傷が残ることはないだろう。」、「同じ性的な行為でも、服の上から触るくらいならば、子どもに大きなショックをあたえることはない。」などの項目を含んでいた。これらは、被害を過度に軽視することで犯罪を正当化しようとする態度であるので、「被害のわい小化」と命名した。

これら三つの因子間相関係数は、.47 から .68 の間であり、比較的高かった (Table 7)。しかし、各因子の意味内容が異なっているため、3因子構造が適切であると判断した。「加害行為の合理化」サブスケールの平均得点は、1.89 ( $SD = .74$ )、 「加害責任のわい小化」サ

ブスケールの平均得点は 1.34 ( $SD = .55$ ), 「被害のわい小化」サブスケールの平均得点は 1.40 ( $SD = .68$ ) だった。各サブスケールの内的整合性を示す Cronbach の  $\alpha$  係数は, 「加害行為の合理化」サブスケールが .77, 「加害責任のわい小化」サブスケールが .84, 「被害のわい小化」サブスケールが .79 と良好だった。サブスケール得点間の Pearson の相関係数は「加害行為の合理化」サブスケールと「加害責任のわい小化」サブスケール間が .57, 「加害行為の合理化」サブスケールと「被害のわい小化」サブスケール間が .47, 「加害責任のわい小化」サブスケールと「被害のわい小化」サブスケール間が .67 だった。

**Table 7** プロマックス回転による探索的因子分析のパターン行列と

質問紙各項目の記述統計

質問項目	因子 1	因子 2	因子 3	<i>M</i>	( <i>SD</i> )
加害行為の合理化 ( $\alpha = .77$ )				1.89	(0.74)
子どもやその親は注目を集めたり賠償金を得ようとして、大人にいたづらをされたというような話をでっち上げることがある。	<b>.74</b>	-.15	.09	2.04	(1.13)
子どもの中には、しぐさや態度で大人を誘惑してくる子がいる。	<b>.70</b>	-.03	-.03	1.84	(1.09)
子どもが大人との性的な行為があったことを親に言わないのは、その子にとって大人との性的な行為が嫌でないからだ。	<b>.63</b>	.15	.01	1.36	(0.69)
子どもが性的な被害にあった場合、子どもを一人きりにしていた親の側に責任がある。	<b>.49</b>	-.06	.06	2.49	(1.34)
子どもは大人よりも自分を受け入れてくれ、大きな愛情をくれる。	<b>.48</b>	.31	-.26	1.77	(1.05)
子どもとの性的な行為はたいていの場合、計画的なものではなく、ゆきでたまたま起こったものだ。	<b>.48</b>	.06	.25	1.86	(1.09)
加害責任のわい小化 ( $\alpha = .84$ )				1.34	(0.55)
ひどい目にあったり、ストレスがたまりすぎたような時には、つい子どもに性的な行為をしてしまうのは仕方がない。	-.04	<b>.89</b>	-.06	1.17	(0.51)
どうせいつかは経験することなのだから、子どもとの性的な行為はその子にとって性教育になる。	-.25	<b>.69</b>	.31	1.28	(0.68)

子どもとの性的な行為は、法律違反だからいけないというだけで、大人との性的な行為とたいした違いはない。	.14	<b>.63</b>	.08	1.49	(0.88)
子ども時代に受けた性的な被害は、大人になる頃にはすっかり忘れており、その子の人生に大きな影響を与えるわけではない。	.10	<b>.56</b>	.12	1.31	(0.62)
子どもに対する肉体的な虐待（殴る蹴る）に比べれば、性的な行為はまだ、ましなことだと思う。	.17	<b>.54</b>	-.02	1.43	(0.76)
被害のわい小化 ( $\alpha = .79$ )				1.40	(0.68)
子どもは性的な行為の意味がわからないので、その子がひどく抵抗したのでもないかぎり、心に傷が残ることはないだろう。	-.00	-.05	<b>.85</b>	1.32	(0.82)
同じ性的な行為でも、服の上から触るくらいならば、子どもに大きなショックをあたえることはない。	.00	.07	<b>.78</b>	1.36	(0.70)
子どもと大人が性的な行為しても、やさしく（暴力的でなく）愛情をもって行うのであれば問題ない。	.12	.21	<b>.43</b>	1.53	(0.89)

因子間相関係数	因子 1	因子 2	因子 3
因子 1	-	-	-
因子 2	.62	-	-
因子 3	.47	.68	-

注：因子負荷量が .40 に満たない項目は除外した。

### 3.2. 各サブスケール得点を従属変数とする分散分析

子ども対象性犯罪者群, その他の性犯罪者群ならびに刑事司法コントロール群の3群の, 上記の三つのサブスケール得点を比較するため, Welchの方法による一元配置の分散分析を行った。有意水準はBonferroniの補正により $p = .016$ とした。Table 8に3群の各サブスケール得点の平均値, 標準偏差および信頼区間を示した。「加害行為の合理化」サブスケール得点は $F_{Welch}(2, 107.59) = 6.09, p = .003$ , 「加害責任のわい小化」サブスケール得点は $F_{Welch}(2, 103.16) = 5.16, p = .007$ であり, 有意な群間差が認められた。「被害のわい小化」サブスケール得点は,  $F_{Welch}(2, 105.06) = 2.35, p = .100$ であり, 有意差は認められなかった。

Games-Howellの方法による多重比較を行ったところ, 「加害行為の合理化」サブスケールと「加害責任のわい小化」サブスケール得点については, 子ども対象性犯罪者群は, 刑事司法コントロール群よりも有意に高い得点だった。また, 「加害責任のわい小化」サブスケール得点については, 子ども対象性犯罪者群は, その他の性犯罪者群よりも有意に高い得点を示した。

保護観察付執行猶予者 ( $n = 44$ ) と仮釈放者 ( $n = 72$ ) を比較した結果, 有意な群間差は認められなかった。具体的には, 「加害行為の合理化」サブスケールは $F_{Welch}(1, 106.30) = 0.53, p = .468$ , 「加害責任のわい小化」サブスケールは $F_{Welch}(1, 71.66) = 0.79, p = .377$ , 「被害のわい小化」サブスケールは $F_{Welch}(1, 101.07) = 0.00, p = .995$ だった。

**Table 8** サブスケール得点の各群の平均値, 標準偏差, 信頼区間

	加害行為の 合理化		加害責任の わい小化		被害のわい小化	
	<i>M</i> ( <i>SD</i> )	95% CI	<i>M</i> ( <i>SD</i> )	95% CI	<i>M</i> ( <i>SD</i> )	95% CI
子ども対象性犯罪者群 ( $n = 51$ )	2.20 (.88)	(1.94, 2.45)	1.59 (.77)	(1.37, 1.81)	1.60 (.87)	(1.36, 1.85)
その他の性犯罪者群 ( $n = 65$ )	1.85 (.71)	(1.68, 2.02)	1.26 (.40)	(1.16, 1.36)	1.34 (.64)	(1.18, 1.50)
刑事司法コントロール群 ( $n = 64$ )	1.70 (.57)	(1.55, 1.85)	1.22 (.38)	(1.12, 1.32)	1.31 (.49)	(1.18, 1.43)

注 CIとは信頼区間である。

#### 4. 考察

本章の目的は、子どもを被害者とする日本の性犯罪者が、欧米諸国における先行研究と同様に、子どもを対象とする一般的な性的認知の歪みを示すかどうかを検証することである。本研究の対象者の質問紙への回答を因子分析した結果、「犯罪行為の合理化」、「加害責任のわい小化」および「被害のわい小化」の3因子が抽出された。比較分析の結果、「犯罪行為の合理化」と「加害責任のわい小化」の二つのサブスケールの得点は、いずれも、子ども対象性犯罪者群のほうが、刑事司法コントロール群よりも有意に高かった。「加害責任のわい小化」サブスケール得点は、子ども対象性犯罪者群のほうが、その他の性犯罪者群よりも有意に高かった。なお、本研究では、「被害のわい小化」サブスケールに関して、子ども対象性犯罪者群と対照群との有意差が認められなかった。その理由として、このサブスケールを構成する項目数が少なかったことが挙げられるかもしれない。

本研究で見いだされた三つの因子の意味について、欧米諸国の先行研究と対比しながら考察を進める。第1章で論じたように、欧米諸国の先行研究において、性犯罪者の一般的な性的認知の歪みと仮定されてきたものは、(a) 子どもを性的魅力があり、性的に動機づけられているとするなど、子どもへの性的加害行動を容認する認知、(b) 性的加害行動の問題性や被害の重大さを軽視する認知、(c) 加害行動の責任を飲酒、被害者の言動あるいは自分の心理状態に帰属させる認知、ならびに、(d) 加害者の権利意識だった (e.g., Hanson et al., 1994; Mann et al., 2007)。本研究で示された「加害行為の合理化」は、上記 (a) に、「被害のわい小化」は上記 (b) に、「加害責任のわい小化」は、上記 (c) に相当するものと言えよう。ただし、本研究の質問紙には、上記 (d) の性的権利意識を測定する項目は含まれていない。

以上から、本研究は、法務省が開発した18項目の質問紙が、先行研究が指摘してきた、子どもを被害者とする性犯罪者の一般的な性的認知として特徴的な、(a) 子どもへの性的加害行動を容認する認知、(b) 性的加害行動の問題性や被害の重大さを軽視する認知、ならびに、(c) 加害行動の責任を飲酒、被害者の言動あるいは自分の心理状態に帰属させる認知に相当する内容を測定していることを示したと言えるだろう。

### 第3章 保護観察中の性犯罪者における女性を対象とする一般的性的認知の歪みの検証

#### 1. 研究の目的

第1章で示したとおり、大人を被害者とする強姦や強制わいせつの性犯罪者は、一般的な認知として、(a) 性的加害行為を同意性交と考え、(b) 性的加害行為の問題性と被害をわい小化し、(c) 性的加害行為を飲酒や不快な感情のせいにし、(d) 被害者を非難し、あるいは、(e) 性的加害行為への権利意識を示すことが、欧米諸国における質問紙研究を通じて、実証されてきた (e.g., Bumby, 1996; Hermann et al., 2012)。序説および第2章で述べたとおり、日本の法務省は、欧米諸国の質問紙を参考にして、性犯罪者の子どもや女性へのわいせつ行為の否認、わい小化、合理化あるいは正当化（法務省、2006）を測定する質問紙を開発し、日本の保護観察所の性犯罪者処遇プログラムにおいて質問紙調査を実施してきた。本章においては、女性を被害者とする日本の性犯罪者の、この質問紙への回答結果を分析し、非犯罪者の回答結果と比較することによって、日本の性犯罪者が、欧米諸国の先行研究と同様に、一般的な性的認知の歪みを有しているか、あるいは、歪みが大きいか否かを検証する。

#### 2. 方法

##### 2.1. 研究の対象

本研究の対象は、2006年6月1日から2014年11月末日までに、関東地方の四つの保護観察所において受理した日本人の成人男性の性犯罪者である。彼らは、仮釈放により、あるいは、保護観察付執行猶予の判決により、保護観察に付された人であり、かつ、保護観察所で性犯罪者処遇プログラムを受講した人である。

日本の法務省は、保護観察所における性犯罪者処遇プログラムの対象者に、強姦、強制わいせつ、痴漢、下着窃盗、公然わいせつなどの様々な罪種を含めている。本研究は、このうち、暴行または脅迫により被害者の抵抗を抑制して、13歳以上の女性の被害者への直接的な性的加害行為を行っている強姦犯罪者と強制わいせつ事犯者を対象とした。13歳以上とした理由は、序説で述べたとおり、刑法の規定による。罪種を強姦と強制わいせつとしたのは、他の性犯罪である下着窃盗、覗き、公然わいせつと比べて、被害者への直接的な身体攻撃がある点で、より重大犯罪であるからである。四つの保護観察所から提供を受け

た、強姦ならびに強制わいせつの性犯罪者のデータは、93 人だった。強姦、強制わいせつ、ならびに、その他の性犯罪の 3 種類のうち、同時に 2 種類以上の性犯罪をしている 10 人を除外した。これにより、強姦犯罪者と強制わいせつ事犯者の質問紙への回答結果における相違の有無を比較することができる。さらに、欠損値があった 3 人を削除した結果、最終的な性犯罪者群の人数は 80 人であった（以下、「性犯罪者群」）。性犯罪者群のうち強姦者は 39 人（以下、「強姦群」）、強制わいせつ者は 41 人（以下、「強制わいせつ群」）だった。

関東地方で働く保護観察官および警察官の日本人成人男性 127 人に対照群として、本研究への協力を依頼した。対照群に一般市民を含めなかった理由は、第 3 章の研究と同様に、一般人の心理的な安定を守る必要があるためであり、刑事司法関係者は犯罪歴を有しないことが明らかであるからである。先行研究においては、Field (1978) が警察官を対照群としていた。ただし、保護観察官や警察官は、職業上の立場から、より社会的に望ましい回答をする可能性があるため、これを踏まえた、分析結果の考察が求められる。

協力を求めた 127 人のうち、115 人の公務員からインフォームドコンセントが得られた。この調査は、保護観察所長や警察署長の倫理審査および許可を得た。欠損値のあった 20 事例を除いた結果、最終的な人数は 95 人であった（以下、「刑事司法コントロール群」）。刑事司法コントロール群の調査は、2008 年 6 月から 2016 年 3 月までの間に行った。

性犯罪者群の平均年齢は、34.6 歳 ( $SD = 8.82$ )、刑事司法コントロール群の平均年齢は 35.5 歳 ( $SD = 11.38$ ) であった。2 群を独立変数、年齢を従属変数とする一元配置の分散分析を行った結果、 $F(1, 173) = 0.36, p = .550$  であり、有意な群間差は認められなかった。性犯罪者群のうち、強姦群は平均 35.5 歳 ( $SD = 9.30$ )、強制わいせつ群は平均 33.7 歳 ( $SD = 8.35$ ) だった。一元配置の分散分析の結果、 $F(1, 78) = 0.84, p = .363$  であり、有意な群間差は認められなかった。

性犯罪者群のうち、性犯罪前歴があった人は、強姦犯罪者では 13 人 (33.3%)、強制わいせつ犯罪者では 15 人 (36.6%) だった。Fisher の正確検定の結果、有意差は認められなかった ( $p = .817$ )。保護観察付執行猶予者と仮釈放者の数は、強姦犯罪者では、それぞれ、6 人、33 人、強制わいせつ群では、それぞれ 13 人、28 人だった。Fisher の正確検定の結果、有意差は認められなかった ( $p = .116$ )。

## 2.2. 測定方法

全国の保護観察所で共通に使用している 18 項目の質問紙による調査を行った。この質

問紙は、性犯罪者に限らない、犯罪者一般の犯罪に関する認知を問う項目を二つ含んでいる。具体的には、「一度警察に捕まれば、普通はもう二度と事件を起こさない。」、ならびに、「事件を起こした回数などは、警察に捕まったときなどつい少なくて済むが、実際にはもっとやっていることが多い。」である。予備調査の結果、刑事司法関係者は、これら二つの質問に自分自身の視点で回答するのではなく、彼らが犯罪者について考えていることを回答していた。そのため、これら2項目は本研究では除外した。その結果、性犯罪者群には18項目の、刑事司法コントロール群には16項目の質問紙調査を行ったことになる。分析の対象となった質問項目は16項目である。この質問紙は、5件法（1: まったくそう思わない。-2: あまりそう思わない。-3: どちらとも言えない。-4: 少しそう思う。-5: 強くそう思う。）のLikert スケールであり、スコアが高いほど歪曲が大きい。

### 2.3. 手続

第2章の2.3と同じである。概略を記すと、保護観察中の性犯罪者のうち、特別遵守事項に性犯罪的処遇プログラムの受講を定められた人は、コア・プログラムの2回目のセッションにおいて、保護観察官から上記の質問紙の回答を求められる。本研究は、保護観察所長の許可を得て、この質問紙の回答結果を使用した。加えて、年齢、犯罪名、前歴など、必要最低限な情報を得るために、事件記録を閲覧した。

刑事司法コントロール群については、先述のとおり、回答者が所属する保護観察所長や警察署長の許可を得た後に、個別に個人情報秘匿を保障した上で、回答者のインフォームドコンセントを得て、質問紙を配布した。回答者に、回答結果を記載後に持参し、あるいは、郵送するよう依頼し、質問紙を回収した。

### 2.4. 分析方法

性犯罪者群および刑事司法コントロール群の質問紙の回答内容について探索的因子分析を行った。性犯罪者群と刑事司法コントロール群の因子得点の相違を検証するために、Welchの方法による一元配置の分散分析を行った。続いて、性犯罪者群内の相違を確認するために、二つの犯罪態様（強姦、強制わいせつ）と、性犯罪前歴の有無でグループ化し、Steel-Dwassの方法による多重比較を行った。

犯罪態様、性犯罪前歴に加え、仮釈放者か保護観察付執行猶予者かによるグループ分けをし、比較検討することもありえる。しかし、犯罪態様の2種のうち強姦罪は特に重大な

犯罪であり、刑法における強姦罪の刑は3年以上の懲役であるが（刑法177条）、刑の執行猶予が可能なのは3年以下の懲役に限られている（刑法25条）。したがって、論理的に、強姦罪で刑の全部の保護観察付執行猶予となる可能性は極めて低く、実際にも、ある保護観察所の1年間のデータを対象とする予備調査では、強姦者9人のうち執行猶予者は0人だった。そこで、性犯罪者のグループ分けでは、仮釈放者か保護観察付執行猶予者かによる区別を加えなかった。有意水準は5%とし、従属変数が複数ある場合はBonferroniの補正を行った。分析にはIBM社のSPSS Statistics Version 19を使用した。

### 3. 結果

#### 3.1. 因子分析

質問紙の16項目の平均値、標準偏差を算出したところ、フロア効果が見られる項目が多かった（Table 9）。しかし、質問紙の回答結果の得点が低くとも、性犯罪者群と刑事司法コントロール群の有意な差や、性犯罪者群の罪種による相違の有無を明らかにすることが重要であることから、除外しないこととした。

次に、質問紙の16項目に対して因子分析を行った。スクリープロットと固有値から3因子が妥当であると考えられた。回転前の3因子による説明率は50.78%であった。そこで再度3因子を仮定して、最尤法、プロマックス回転で因子分析を行った。回転後の因子負荷量は、「警察に届け出ないのは、性的な行為が嫌ではなかったからだ。」という項目が1項目で1因子を示し、かつ、負荷量が1.0よりも大きかった。そこで、この項目を除外して、再度因子分析を行った結果、3因子構造が示され、回転前の説明率は51.23%だった。

共通性が.20未満、または、因子負荷量が.40未満の項目は3項目だった。具体的には、「一度性欲が高まってしまったら、事件を起こしてでも何でも、それを発散しなければ落ち着かない。」（ $M=2.01, SD=1.13$ ）という項目と、「一般的に、性的な行為は計画されるのではなくて、なりゆきでたまたま事件になってしまったということがほとんどだ。」（ $M=2.36, SD=1.10$ ）という項目、ならびに、「ひどい目にあったり、ストレスがたまりすぎたような時には、つい事件を起こしてしまうことも仕方がない。」（ $M=1.50, SD=0.85$ ）という項目だった。これらの3項目は、項目の内容やモデルへの適合性を注意深く検証した上で、分析から除外したため、最終的な項目数は12項目であった（Table 9）。適合度の検定の結果、このモデルは、データと良好な適合を示し、 $\chi^2=39.11, df=33, p=.214$ だった。

第1因子には、4項目が含まれており、たとえば、「性的な行為に対して『嫌』と言う女

性であっても、大声をあげたり、ひどく暴れたりしなければ本当に拒否しているわけではない。」や、「深夜に一人で歩いていた女性や酒に酔払った女性が性的な被害にあった場合、それはその女性の責任である。」という項目が含まれていた。これらの項目は、性犯罪の行為の責任を、被害者の女性の言動に帰属させているので、「被害者への非難」と命名した。

第2因子には、5項目が含まれており、たとえば、「子どもに対する性的虐待に比べれば、大人の女性に対する性的な行為の方が悪質でない。」や「女性をはたいたり殴ったりしない限りは、性的な行為を強引にしてもそんなに悪いことではない。」が含まれていた。この因子に含まれる項目は、加害行為の結果、あるいは、加害行為の責任をわい小化することによって、性犯罪を正当化している態度を示している。そこで、「わい小化」と命名した。

第3因子には、3項目が含まれており、たとえば、「女性は注目を集めたいために、しばしば男性にむりやり性的な行為をされたとうそを言うことがある。」や「性的な行為をされてからずっと後になり警察に届出を出す女性がいるが、それは当てつけか金目当てであることが多い。」という項目が含まれていた。これらの項目は、被害者の言動を否定的に解釈し、被害者が本音とは異なる言動をしていると主張することによって、性犯罪行為の責任を免れようとする態度を示している。そこで、第3因子は「責任の回避」と命名した。

因子間相関係数は、.44 から .64 であり、比較的高い相関関係を示した (Table 9)。しかし、それぞれの因子の意味は異なっていることから、3因子構造が適当であると判断した。各因子サブスケール平均得点は、「被害者への非難」サブスケールが 2.48 ( $SD = 0.87$ )、「わい小化」サブスケールが 1.59 ( $SD = 0.61$ )、「責任の回避」サブスケールが 2.00 ( $SD = 0.84$ ) だった。

Cronbach の  $\alpha$  係数は、「被害者への非難」サブスケールが .78、「わい小化」サブスケールが .74、「責任の回避」サブスケールが .70 であり、内的整合性は許容レベルだった。三つのサブスケール間の Pearson の相関係数は、「被害者への非難」サブスケールと「わい小化」サブスケール間が .50、「わい小化」サブスケールと「責任の回避」サブスケール間が .41、「被害者への非難」サブスケールと「責任の回避」サブスケール間が .56 と中程度の相関を示した。

**Table 9** プロマックス回転による探索的因子分析のパターン行列と  
質問紙各項目の記述統計

質問項目	因子 1	因子 2	因子 3	<i>M</i>	( <i>SD</i> )
被害者への非難 ( $\alpha=.78$ )				2.48	(0.87)
性的な行為に対して「嫌」と言う女性であっても、大声をあげたり、ひどく暴れたりしなければ本当に拒否しているわけではない。	<b>.76</b>	.11	-.14	1.97	(1.05)
男性の誘いに乗ってきた女性は、当然、ある程度は性的な行為を望んでいる。	<b>.67</b>	-.08	.11	2.87	(1.07)
深夜に一人で歩いていた女性や酒に酔払った女性が性的な被害にあった場合、それはその女性の責任である。	<b>.65</b>	.00	-.02	2.27	(1.26)
女性のほうが思わせぶりの態度をとったようなときは、男性がつい性的な行為をしてしまうのも仕方がない。	<b>.61</b>	-.05	.13	2.82	(1.13)
わい小化 ( $\alpha=.74$ )				1.59	(0.61)
子どもに対する性的虐待に比べれば、大人の女性に対する性的な行為の方が悪質でない。	-.06	<b>.74</b>	.00	1.66	(0.99)
女性をはいたり殴ったりしない限りは、性的な行為を強引にしてもそんなに悪いことではない。	-.12	<b>.70</b>	.10	1.25	(0.59)
酔っぱらってむりやり性的な行為をしてしまったような場合は、自分ではどうしようもない。	-.01	<b>.52</b>	.07	1.89	(1.07)
同じ性的な行為でも、のぞかれたり下着を盗まれたくらいならば女性がうけるショックはたいしたことはない。	<b>.29</b>	<b>.51</b>	-.18	1.73	(0.87)

被害にあった女性でも、時がたったり、新しく恋人ができれば、昔あった事件のことなど忘れてしまう。	.07	<b>.50</b>	-0.02	1.45	(0.77)
責任の回避 ( $\alpha = .70$ )				2.00	(0.84)
女性は注目を集めたいために、しばしば男性にむりやり性的な行為をされたとうそを言うことがある。	-0.06	-0.06	<b>.70</b>	2.15	(1.11)
性的な行為をされてからずっと後になり警察に届出を出す女性がいるが、それは当てつけか金目当てであることが多い。	.09	.16	<b>.54</b>	1.99	(1.02)
女性は誰しも、少なからずむりやり性的な行為をされてみたいという願望を持っている。	.35	.04	<b>.44</b>	1.86	(1.04)

---

因子相関係数	因子 1	因子 2	因子 3
因子 1	-	-	-
因子 2	.64	-	-
因子 3	.61	.44	-

---

注：因子負荷量が .40 に満たない項目は除外した。

### 3.2. 比較分析

性犯罪者群と刑事司法コントロール群を比較するために Welch の方法による一元配置の分散分析を行った。有意水準は Bonferroni の補正により  $p = .016$  とした。平均値と標準偏差を Table 10 に示す。分析の結果、各サブスケールにおける性犯罪者群の得点は刑事司法コントロール群よりも有意に高かった。「被害者への非難」サブスケールは、 $F_{Welch}(1, 165.21) = 7.33, p = .008$ 、「わい小化」サブスケールは、 $F_{Welch}(1, 148.21) = 6.99, p = .009$ 、「責任の回避」サブスケールは、 $F_{Welch}(1, 159.01) = 11.03, p = .001$  だった。

強姦群、強制わいせつ群と性犯罪前歴があった群となかった群の計 4 群について、三つのサブスケール得点を、Steel-Dwass 法により、多重比較した。その結果、いずれのサブスケール得点においても、すべての群間の比較で有意差が認められなかった。

Table 10 サブスケール得点の各群の平均値と標準偏差

	被害者への非難		わい小化		責任の回避	
	<i>M</i> ( <i>SD</i> )	95% CI	<i>M</i> ( <i>SD</i> )	95% CI	<i>M</i> ( <i>SD</i> )	95% CI
性犯罪者群 ( <i>n</i> = 80)	2.68 (.88)	(2.48, 2.87)	1.73 (.67)	(1.58, 1.88)	2.23 (.87)	(2.03, 2.42)
刑事司法コント ロール群 ( <i>n</i> = 98)	2.32 (.84)	(2.15, 2.49)	1.48 (.53)	(1.37, 1.59)	1.81 (.77)	(1.65, 1.97)

注 CI とは信頼区間である。

## 4. 考察

### 4.1. 強姦と強制わいせつの性犯罪者の一般的な性的認知の歪みについて

本章の目的は、日本の強姦と強制わいせつの性犯罪者が、欧米諸国の先行研究で仮定され、検証されてきた、女性への性的加害に関する一般的な性的認知の歪みを示すかどうかを検証することである。本研究の対象者の質問紙への回答を因子分析した結果、「被害者への非難」、「わい小化」ならびに「責任の回避」の 3 因子が見いだされた。各サブスケールの得点は、性犯罪者群のほうが、刑事司法コントロール群よりも有意に高かった。

第 1 章で述べたように、Feild (1978) は、警察官の回答結果を対照群の一つとして用いていた。これは、本研究の刑事司法コントロール群と類似している。Feild の研究結果では、

警察官と強姦犯罪者との間に、強姦を支持する態度の領域のうち半数において、有意差が認められなかった。しかし、本研究の結果では、刑事司法コントロール群と性犯罪者群との間に、三つのサブスケールについて有意差が認められた。

次に、本研究で見いだされた三つの因子の意味について、欧米の先行研究と比較して論じていく。第1章でまとめたとおり、欧米諸国の先行研究においては、大人を被害者とする強姦や強制わいせつの性犯罪者は、一般的に、(a) 女性への性的加害行為を同意性交であると考える傾向があり、(b) 性的加害行為の問題性や被害の重大さをわい小化し、(c) 飲酒や不快な感情によって性的加害行為をすることがあることに同意する考えを有し、(d) 性的加害行為を受けた被害者を非難する考えを容認しやすく、(e) 女性への性的権利意識を有していると仮定され、その仮説の検証が行われてきた。本研究における「責任の回避」は上記 (a) に、「わい小化」は上記 (b) および (c) に、「被害者への非難」は上記 (d) に、それぞれ相当すると言えるだろう。ただし、本研究の質問紙には、上記 (e) の性的権利意識を測定する項目は含まれていない。

以上のことから、本研究は、日本の法務省が開発した質問紙は、欧米諸国の先行研究が性的認知の歪みとして指摘してきた、(a) 性的加害行為を同意性交とする認知、(b) 性的加害行為の問題性や被害のわい小化、(c) 性的加害行為を飲酒や不快な感情のせいにする認知、ならびに、(d) 被害者を非難する認知に相当する内容を測定していることを示したと言えよう。

#### 4.2. 日本の性犯罪者の一般的な性的認知の歪みについて

ここで、前章の結果と、本章での結果をまとめた考察を加える。第1章で述べたとおり、質問紙を用いた欧米諸国の多くの先行研究は、子どもを被害者とする性犯罪者が、他の犯罪者や非犯罪者と比較して、性的認知の歪みが大きいことを示唆する結果を示していた。加えて、強姦や強制わいせつの性犯罪者が、他の犯罪者や非犯罪者と比較して、性的認知の歪みが大きいことを示す先行研究は少なくなかった。

前章の比較分析の結果、子どもを被害者とする性犯罪者は、子どもを対象とする「加害行為の合理化」と「加害責任のわい小化」サブスケールで有意に高い得点を示した。本章においても、強姦または強制わいせつの性犯罪者は、女性を対象とする「被害者への非難」、「わい小化」ならびに「責任の回避」サブスケールについて、有意に高い得点を示した。この結果は、日本の性犯罪者は、欧米諸国と同様に、他の性犯罪者や非犯罪者よりも、性

的認知の歪みが大きいことを示唆するものである。これらの発見から、欧米諸国の多くの先行研究によって検証され続けてきた、性的加害に関する一般的な性的認知の歪みが、民族や文化の違いを超えて、子どもや女性を加害した性犯罪者に共通するものだ、という可能性が示されたと言えよう。

なお、前章および本章の刑事司法コントロール群は、全員が男性であり、年齢に差異がない点において、性犯罪者群と類似している。したがって、前章および本章で見いだされた因子は、性犯罪者の性的認知の歪みを反映しており、比較的若い男性成人に共有されている文化的なビリーフではないと言えるだろう。また、前章の分析の結果、子どもを被害者とする性犯罪者について、子どもを対象とする性的認知の歪みを測定する質問紙の回答結果得点に、仮釈放者と保護観察付執行猶予者との有意差は認められなかった。本章の分析の結果、強姦と強制わいせつ、性犯罪前歴の有無で分けた四つの性犯罪者群においては、女性を対象とする性的認知の歪みを測定する質問紙の回答結果得点に有意差は認められなかった。したがって、本研究の結果からは、仮釈放者または保護観察付執行猶予者の、子どもを被害者とする性犯罪者、強姦犯罪者あるいは強制わいせつ事犯者は、保護観察官や警察官からなる対照群よりも、子どもや女性への性的加害に関する一般的な性的認知の歪みが大きいことが示されたと言えるだろう。

## 第4章 保護観察中の性犯罪者の犯罪行動のプロセス

### 1. 問題と目的

第1章で述べたとおり、欧米諸国においては、性犯罪者の供述を質的に分析することにより、性犯罪のプロセスを明らかにする研究が行われてきた。たとえば、Ward et al. (1998), Ward et al. (1995) ならびに Polaschek et al. (2001) は、共通して、(a) 性犯罪の背景要因、(b) 被害者への接近や性犯罪行動の準備、(c) 犯罪行動と犯罪後という三つの段階を含むモデルを見いだした。加えて、これら三つの先行研究は、性犯罪者が有すると仮定される、自分自身の犯罪行動に関する特定の性的認知の歪みが、被害者への接近や性犯罪行動の準備の段階と犯罪後の段階で生じていることを明らかにした。

第1章の3.2で考察したように、日本の性犯罪者が、自分自身の犯罪行動に関する特定の性的認知の歪みを有するか否か、有するならば、その歪みが性犯罪と関連しているかについて検証するためには、先行研究と同様に、性犯罪者が自身の犯罪行動について述べた供述や記述を質的に分析し、性犯罪のプロセスを明らかにすることを通じて、性的認知の歪みの内容や、その歪みと性犯罪との結びつきを明らかにしていく必要がある。そこで、本章では、日本の性犯罪者が、自分が行った犯罪を振り返って述べた発言や記述等を収集し、質的に分析することとした。

### 2. 方法

#### 2.1. 研究の対象

本研究は、日本人の性犯罪者の犯罪プロセスを明らかにするため、保護観察中の性犯罪者を対象とした。罪種は、第2章および第3章の対象と同様に、強姦犯罪者、強制わいせつ事犯者、ならびに、子どもを被害者とする性犯罪者とした。

#### 2.2. 情報の収集

性犯罪者の性犯罪行動は、裁判において事実認定され、犯罪に至った経緯についても捜査の対象となる。したがって、判決書や裁判の資料には、性犯罪のプロセスに関する記述が含まれている。しかし、裁判において認定された事実は、証拠に基づいて裁判官が判断したものであり、性犯罪者自身の主観的体験と一致しないことが少なくない。加えて、捜査は、犯罪事実の認定や情状の立証のために行われており、犯罪行動のプロセスを明らか

にするための十分な情報が含まれていない。

本研究の目的である、日本の性犯罪者の、自分自身の犯罪行動における特定の性的認知の歪みの検証をするためには、性犯罪者が性犯罪に至る過程で体験した認知、感情などの主観的体験を重視し、思考や感情と、性犯罪に結びつく状況や行動との相互作用を分析することが重要である。そこで、本研究においては、性犯罪者が、裁判外において、自分が行った犯罪に関して発言し、あるいは、記述した内容を収集することとした。

ある保護観察所長の協力を得て、24人の男性性犯罪者（平均年齢 31.3 [SD = 9.6]）の事件記録を閲覧することができた。その内訳は、13歳以上の女性を被害者とする強姦犯罪者 6人、強制わいせつ事犯者 8人、および、13歳未満の子どもを被害者とする性犯罪者 10人である。強姦または強制わいせつ事犯者 14人中、性犯罪の前歴がある人は 3人 (21.4%) だった。14人全員が初対面の被害者への性的加害行為を行っており、本件の被害者の合計人数は 27人（性犯罪者 1人当たり平均 1.9人）だった。子どもを被害者とする性犯罪者 10人中、性犯罪前歴がある人は 3人 (30.0%) だった。この 10人のうち 9人が初対面の被害者への性的加害行為を行っており、本件の被害者の合計人数は 16人（性犯罪者 1人当たり平均 1.6人）だった。

特定個人が犯罪をした事実やその経緯は重要な個人情報である。本来ならば、事例として公にする人の同意を得ることが望ましい。しかしながら、本研究の対象者の多くがすでに保護観察期間を終えており、保護観察所が関与する権限が及ばない人となっている。このような元保護観察対象者に保護観察所が保護観察期間終了後に再度接触を図ることは、本人の了解がなければ、許されないことである。

ただし、保護観察対象者の保護観察事件記録は、保護観察所の長が保管責任者であり、保護観察所の長は、本人や第三者の利益を不当に侵害しない場合には、学術研究の目的のために個人情報を提供することができる（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律〔平成 15 年法律第 58 号〕第 8 条第 2 項）。本研究については、発表に当たって、個人を特定できないように配慮することを条件として、個人情報の提供を受けることができた。

### 2.3. 収集した情報の内容

上記により収集した事件記録には、本件の内容の情報のほか、性犯罪者処遇プログラムを実施する前に保護観察対象者が作成した事件に関する反省文や、保護観察官等との面接で保護観察対象者が犯罪の前後の状況について話した内容があった。この面接には 2 種類

あり、まず、仮釈放者については、ほとんどの事例について、仮釈放になる前の段階で、仮釈放を審理する地方更生保護委員会事務局所属の保護観察官等が面接を行っていた。この面接は、1時間程度行うことが一般的である。もう一つの種類の面接は、保護観察所の保護観察官が行ったものであり、同プログラム開始前のアセスメントのために1時間程度の面接をしていた。以上の事件記録から収集した24人のデータの量は、反省文がA4用紙21頁（1人当たり平均0.9頁）、面接の記録151頁（1人当たり平均6.3頁）だった。これらの記録には、性犯罪の詳細な過程が示されていた。

事件記録中には、上記の情報の他に、性犯罪者処遇プログラムのコア・プログラムにおいて保護観察対象者が自ら記入したワークシートや質問紙、同プログラム中の発言等の記録が含まれていた。同プログラムは、5回実施するが、1回2時間程度であることが一般的である。収集したワークシートはA4用紙338頁（1人当たり平均14.1頁）、発言の記録は362頁（1人当たり平均15.1頁）だった。これらの書類には、性犯罪に至ったプロセスが、序説の3.3で述べた同プログラムが仮定する五つの段階のモデルを踏まえたテーマに沿いつつも、具体的に表現されていた。

戈木(2013)は、質的研究におけるデータ収集の方法として、面接により対象者に自由に語ってもらうインタビュー法や、対象者の状況の観察法によって、内容が豊かなデータを集めることが重要であると指摘している。本研究においては、収集可能なデータが保護観察終了者の事件記録に限られているものの、自由記載欄の記述や保護観察対象者の発言の中に、性犯罪へのプロセスを明らかにしていくための比較的豊富な情報が含まれていた。

### 3. 分析

#### 3.1. 分析の方法

先述のように、本研究の目的は、保護観察中の性犯罪者の発言や記述を基盤として、日本の性犯罪者の性犯罪の具体的なプロセスを明らかにし、性犯罪者が自分自身の犯罪行動に関する特定の性的認知の歪みを有するかどうか、ならびに、その歪みと性犯罪との関連性を検証することである。グラウンデッド・セオリーの方法は、広範な記述データからカテゴリを見だし、カテゴリ間の関連を考察することを通じて、社会的事象のプロセスと構造を明らかにするものである。したがって、本研究の目的と適合する分析方法である。

グラウンデッド・セオリーの方法の利点として、データの切片化により、データを読む際のバイアスを減らし、データを多角的に見て、事象を正確に理解することが可能になる

とされている（戈木，2013）。先述のとおり，保護観察官は，すでに5段階のモデルによって性犯罪者処遇プログラムを実施してきた。グラウンデッド・セオリーの方法に準拠することによって，バイアスをできる限り排除し，性犯罪の多様な要素を含む過程をとらえることが可能になると言える。

そこで，本研究においては，研究目的を踏まえ，グラウンデッド・セオリーのアプローチに準じ，個々の性犯罪者の一つ一つの陳述を丁寧に分析し，多様な性犯罪プロセスを統合しつつ，カテゴリ間の結びつきを考察することとした。なお，本来であれば，グラウンデッド・セオリーのアプローチにおいては，データ収集と分析を同時に行う理論的サンプリングの方法が用いられる。しかし，閲覧可能な事件記録の数には限りがある。加えて，保護観察対象者の発言や記述は，性犯罪者処遇プログラムにおいてなされたものであって，研究の目的で追加の調査を行うことは，上述のとおり不可能であった。厳密な理論的サンプリングが困難な状況において，坂口（2013）は，分析するインフォーマントの順番を工夫することで理論的サンプリングの方法に近づける手法によって，質的分析を行った。本研究では，罪種の順に分析を進めることによって，理論的サンプリングに近い方法をとるよう工夫した。

### 3.2. 分析の過程

研究において閲覧した事件記録の罪種は，上述のとおり，13歳以上の被害者への強姦，強制わいせつ，および，13歳未満の子どもを被害者とする性犯罪だった。まず，強姦および強制わいせつ罪の事例を分析し，次に，被害者が13歳未満である性的加害事例の分析を行った。

分析に当たっては，性犯罪者処遇プログラムの5段階の性犯罪のサイクルのモデルを前提とせずにカテゴリを生成した。具体的なプロセスは，まず，一つの事例における性犯罪者の発言や記述を，意味ごとに切片に分離することから始めた。次に，各切片のプロパティとディメンジョンの分析を行った上で，類似する切片をまとめるカテゴリを命名した。各カテゴリをさらに抽象的なレベルにまとめ，上位のカテゴリに分類した。このように初期カテゴリを生成するとともに，カテゴリ間の結びつきの考察を行った。

この結果を踏まえて，次の事例の分析に進んだ。その結果，新たなサブカテゴリやカテゴリが認められたときには，それらを追加した。さらに，必要に応じて，サブカテゴリやカテゴリの名称を修正し，カテゴリ間の関連を改めて考察した。このような分析を24事例

について順次繰り返し、サブカテゴリやカテゴリの分析、精緻化を進めた。

カテゴリの生成、結びつきの検討は、犯罪・非行臨床の専門家、すなわち、心理学の専門家、複数の保護観察官、ならびに、少年鑑別所の鑑別技官の協力を得て、意見を聴きながら進めた。これらの協力者には、性犯罪者処遇プログラムを実施した経験がない人や、保護観察業務に携わったことがない人も含まれていた。

#### 4. 結果

24人の記述内容から15個のカテゴリと49個のサブカテゴリが生成された。カテゴリとサブカテゴリ、それらの関係をFigure 7に図示した。以下、カテゴリは《 》を、サブカテゴリは〈 〉を用いて表示する。

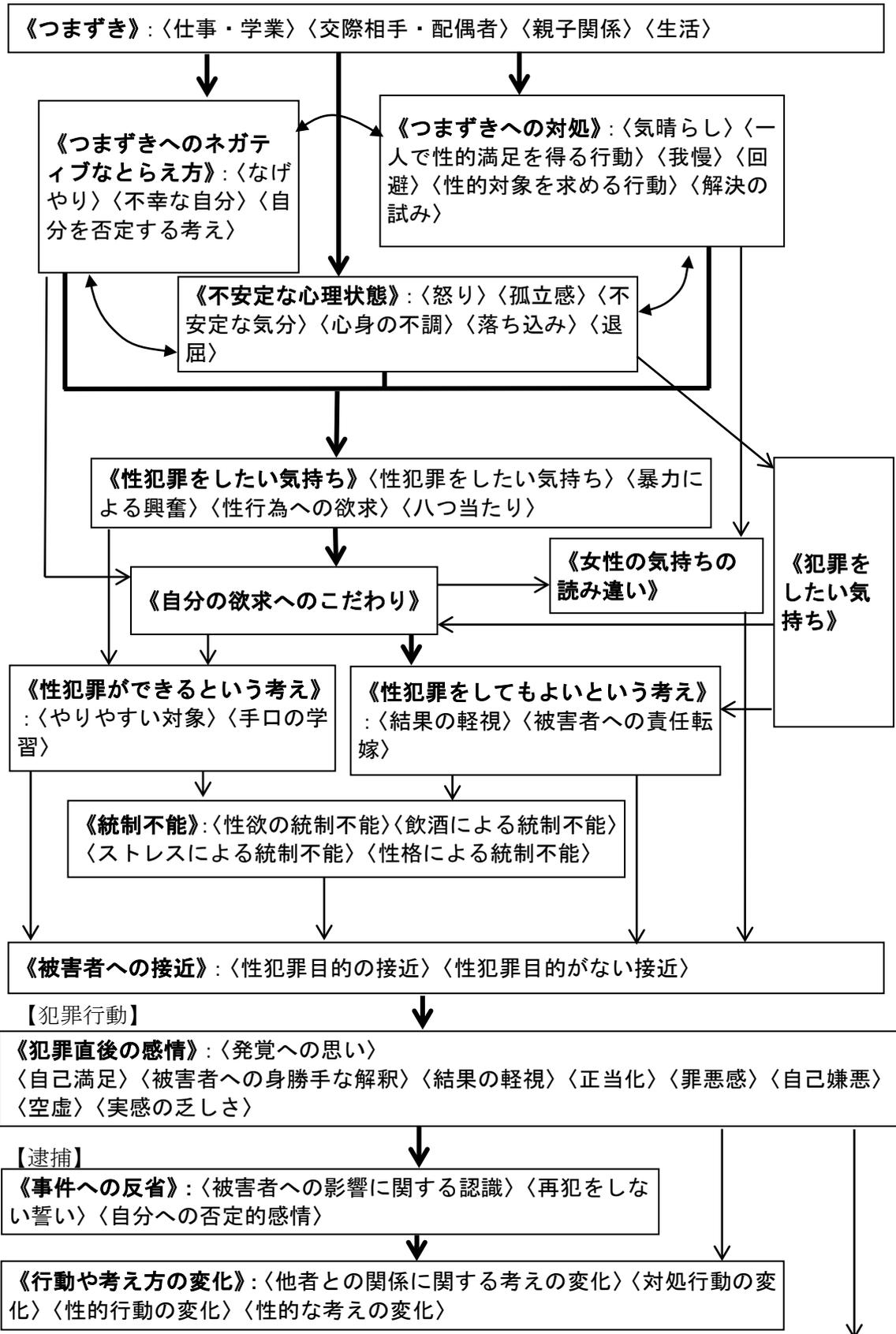


Figure 7 性犯罪のプロセス

#### 4.1. つまずき

本研究の対象となった 24 人全員について、性犯罪に至る前の生活状況の問題が認められた。まず、職場における過労・多忙 (6 人), 対人関係がうまくいかない (4 人) という状況のほか、アルバイトなどの不安定な雇用形態 (3 人), 仕事内容への不満 (1 人), 仕事での失敗や成績不良 (1 人), 就労できない (1 人) など〈仕事・学業〉(13 人) の問題が述べられていた。加えて、交際相手や配偶者との喧嘩 (6 人), 性行為の減少 (5 人), 離別 (4 人), 交際相手等の浮気 (1 人), 交際相手等への不満 (1 人) などの〈交際相手・配偶者〉(17 人) に関するトラブルが認められた。さらに、親から疎外される (2 人), 親子喧嘩 (2 人), 親からの小言 (1 人), 親に行動を制限される (1 人), 親から非難される (1 人) など〈親子関係〉の悪化を 6 人が述べていた。その他には、経済状態の悪さ (2 人), 体調不良 (2 人), 借金 (1 人), 引きこもり (1 人) など〈生活〉面の問題を述べた人が 3 人だった。

このように、24 人のすべての事例において、上記の (a) 〈仕事・学業〉, (b) 〈交際相手・配偶者〉, (c) 〈親子関係〉あるいは (d) 〈生活〉のいずれかの問題が生じていた。これら四つのサブカテゴリを《つまずき》というカテゴリにまとめた。なお、複数のサブカテゴリにわたる《つまずき》がある事例が 10 人だった。

《つまずき》の内容は重大なものが少なくなかった。例えば、〈仕事・学業〉について、仕事で失敗して解雇されて、社会的に孤立した人がいた。〈交際相手・配偶者〉との関係でも、交際相手が自分の同僚と浮気を繰り返していた人などが認められた。〈親子関係〉では、日常的に叱責を受け、家から追い出された人などがあつた。

《つまずき》に対して、23 人が何らかの行動をしていた。そのうち 12 人は、飲酒 (7 人), ギャンブル (2 人), 趣味活動 (2 人), スポーツ (1 人) などによって〈気晴らし〉をしていた。ビデオ, インターネットなどを利用して性的画像を見ることや (9 人), 自慰行為 (5 人) によって、〈一人で性的満足を得る行動〉をしていた人が 10 人認められた。加えて、〈我慢〉した人が 10 人だったほか、家に帰らない (5 人), 問題の相手との接触を避ける (4 人), 言い訳をして問題への対応を先延ばしにする (1 人), 問題を考えない (1 人), 引きこもる (1 人) など〈回避〉の行動が 10 人にあつた。さらに、ナンパ (4 人), 風俗の利用 (3 人) のほか、性犯罪が可能な状況を探して徘徊する行動 (2 人) や被害者 (子ども) と一緒に寝る (1 人) という犯罪に直結する行動があり、これらは、〈性的対象を求める行動〉(9 人) とした。その他に、問題の対応を人に相談し (3 人), あるいは、自分で解決策を考える (2 人) という〈解決の試み〉(4 人) をしていた人がいた。以上の (a) 〈気晴らし〉, (b)

〈一人で性的満足を得る行動〉、(c) 〈我慢〉、(d) 〈回避〉、(e) 〈性的対象を求める行動〉ならびに (f) 〈解決の試み〉の六つのサブカテゴリから、《つまずきへの対処》というカテゴリを生成した。なお、上記の六つのサブカテゴリには多様な組み合わせがあり、21人が複数の方法を用いていた。

《つまずき》に起因する心理状態に関する記述も認められた。まず、いらいらなどの〈怒り〉(15人)や〈孤立感〉(12人)のほか、不安(8人)、そう状態(1人)、混乱(1人)、もやもやした気分(1人)を含む〈不安定な気分〉(10人)が認められた。さらに、睡眠不足(3人)、だるさ(1人)といった〈心身の不調〉を5人が示していた。加えて、落ち込み(2人)、楽しい気持ちの減少(1人)、ゆううつ(1人)、あるいは、生活全体のすさみ(1人)を含む〈落ち込み〉が4人にあった。他には、「家にいてもやることがなく退屈で、暇つぶしをしたい。」など〈退屈〉していた人が2人あった。以上の六つのサブカテゴリである、(a) 〈怒り〉、(b) 〈孤立感〉、(c) 〈不安定な気分〉、(d) 〈心身の不調〉、(e) 〈落ち込み〉ならびに (f) 〈退屈〉から、これらを包括する《不安定な心理状態》(21人)のカテゴリを見いだした。

《つまずき》について、さまざまにとらえ方をしている人がいた。まず、「何もかもがどうでもいい。」など、自暴自棄あるいは諦め(3人)、むなしさ(2人)などの〈なげやり〉(6人)な考えが示された。次に、「人生の行き詰まり感」(2人)、「何をやってもうまくいかない。」(1人)、「自分だけが不幸だ。」(1人)など自分のことを〈不幸な自分〉(4人)ととらえる例が認められた。さらに、劣等感(1人)、無職であることを恥じる気持ち(1人)、「自分はおかしい人間だ。」(1人)などという〈自分を否定する考え〉(4人)もあった。以上の(a) 〈なげやり〉、(b) 〈不幸な自分〉および(c) 〈自分を否定する考え〉の三つのサブカテゴリは、《つまずきへのネガティブなとらえ方》(9人)というカテゴリにまとめた。

《つまずき》、《つまずきへの対処》、《不安定な心理状態》および《つまずきへのネガティブなとらえ方》の結びつきをみると、《つまずき》が生じると、次に、《つまずきへの対処》、《不安定な心理状態》、《つまずきへのネガティブなとらえ方》という三つのカテゴリが相互につながるサイクルに至っていた。たとえば、ある事例では、仕事のミスなどから職場の人間関係が悪化するという《つまずき》があり、イライラや不安の《不安定な心理状態》から、《つまずきへの対処》として飲酒量が増えていき、「何もかもがどうでもいい。」という《つまずきへのネガティブなとらえ方》に至っていた。

先述のように、〈孤立感〉を感じていたのは12人だった。ほとんどの事例において、問

題への対応を人に相談していなかった (21 人)。加えて、問題を誰かに相談していた 3 人も、その全員が、家族と相談していなかった。

## 4.2. 犯罪に関する認知

### 4.2.1. 性犯罪をしたい気持ち

《つまずき》, 《つまずきへの対処》, 《不安定な心理状態》および《つまずきへのネガティブなとらえ方》に続いて、犯罪行動に結びつく認知に関する記述が認められた。

まず、《つまずきへの対処》として性的画像を見るうちに、あるいは、《不安定な心理状態》から逃れるために、性犯罪行動の空想をし、または、性犯罪行動をしたくなっていた事例があった。あるいは、《つまずきへの対処》として外出し、被害者を見たときに性犯罪をしたい気持ちが高まったと述べていた人もいた。強姦をしたい、女性を触りたい、子どもへのわいせつ行為をしたいなどの罪種に応じた〈性犯罪をしたい気持ち〉が 15 人に認められた。

《つまずきへの対処》として〈一人で性的満足を得る行動〉をしているうちに、アダルトビデオで強姦等の暴力的内容を見て興奮するようになった例 (2 人) があった。さらに、《不安定な心理状況》になると、過去の強制わいせつ事件を思い出し、「女性が嫌がったり悲鳴を上げたりするのが楽しい。」と考えていた事例 (1 人) があった。これらは、〈暴力による興奮〉を感じていた事例であった (3 人)。

《つまずきへの対処》として、〈性的対象を求める行動〉または〈一人で性的満足を得る行動〉をしていた人 (15 人) のうちの 3 人は、「誰でもいいから (性行為を) したい。」など〈性行為への欲求〉が高まっていた。

《つまずき》の結果、《不安定な心理状態》である〈怒り〉を示していた人の中には、「自分の嫌な気持ちを誰かに分からせたい。」(2 人) あるいは「うさを晴らしたい。」(1 人) という考えを示す人が 3 人いた。これらは他者に自分のイライラした感情等をぶつける〈八つ当たり〉であり、3 人全員が子どもを被害者とする性犯罪者だった。なお、この 3 人は、〈性的対象を求める行動〉や〈一人で性的満足を得る行動〉による《つまずきへの対処》をしていなかった。

これまで述べてきた (a) 〈性犯罪をしたい気持ち〉, (b) 〈暴力による興奮〉, (c) 〈性行為への欲求〉, (d) 〈八つ当たり〉の四つのサブカテゴリは、《性犯罪をしたい気持ち》(17 人) というカテゴリにまとめた。

#### 4.2.2. 自分の欲求へのこだわり

《つまずき》の結果、うさを晴らしたい気持ちが生じ、あるいは、《性犯罪をしたい気持ち》から性的欲求が高まり、被害者に苦痛を与えることを考えず、自分のことしか考えない状態に至って、性犯罪行動をしたくなったという人が13人だった。これらの事例から、《自分の欲求へのこだわり》のカテゴリを見いだした。

《自分の欲求へのこだわり》の、他のカテゴリやサブカテゴリとの関連を見ると、全対象者24人のうち《性犯罪をしたい気持ち》が認められた人は17人だったが、その中で9人に《自分の欲求へのこだわり》があった。

#### 4.2.3. 性犯罪ができるという考えと性犯罪をしてもよいという考え

本研究の結果、性犯罪行動の可否や是非に関する認知も認められた。まず、性犯罪行動に当たって、「子どもだから騒がないだろう。」など〈やりやすい対象〉(2人)として子どもを被害者に選んだ事例があった。また、アダルトビデオやインターネットの情報から〈手口の学習〉をし、「自分もできる。」などと考えていた人(6人)もいた。これら〈やりやすい対象〉と〈手口の学習〉は、《性犯罪ができるという考え》(6人)としてカテゴリ化した。

性犯罪が発覚しないだろう、犯罪には該当しないだろうなど〈結果の軽視〉をしていた人が14人認められた。さらに、被害者が薄着だった、抵抗しなかったなどとして、〈被害者への責任転嫁〉をした人が2人あった。これら〈結果の軽視〉と〈被害者への責任転嫁〉から《性犯罪をしてもよいという考え》(14人)というカテゴリを生成した。

他のカテゴリやサブカテゴリとのつながりを見ると、全24事例のうちで《性犯罪ができるという考え》あるいは《性犯罪をしてもよいという考え》のいずれかを示したのは16人だったが、その中の14人には《性犯罪をしたい気持ち》または《自分の欲求へのこだわり》があった。特に、〈暴力による興奮〉がある人は、3人全員が〈性犯罪をしたい気持ち〉と《自分の欲求へのこだわり》の両者を示していた。加えて、〈被害者への責任転嫁〉があったのは3人だが、うち2人に、《自分の欲求へのこだわり》が認められた。さらに、《自分の欲求へのこだわり》があった13人中9人には、《性犯罪をしてもよいという考え》のうち〈結果の軽視〉が認められた。

#### 4.2.4. 統制不能

性犯罪行動に関連する認知として、自己統制の困難さに関する記述が認められた。まず、

犯罪の対象となり得る人を見ると「性欲が抑えられない」など〈性欲の統制不能〉を示した人が3人いた。彼らは、子どもを被害者とする性犯罪者だった。この3人全員が、《つまずき》への対処として〈一人で性的満足を得る行動〉を行い、《性犯罪をしたい気持ち》を示し、かつ、《性犯罪をしてもよいという考え》のうち〈結果の軽視〉をしていた。

飲酒によって自分の行動を統制できなかったとする事例(2人)と、飲酒によって性的欲求が高まった事例(1人)があった。これら〈飲酒による統制不能〉を記述したのは3人だが、その全員について、《つまずき》が〈仕事・学業〉または〈交際相手・配偶者〉のいずれかであり、かつ、《つまずきへの対処》が〈気晴らし〉だった。この3人のうち2人は、《性犯罪をしたい気持ち》も示していた。

「いらいらやストレスをどうしても解消したかった。」(1人)という事例、強度のストレスを感じていて、自分でも理解できないうちに犯罪をしていた事例(1人)と自暴自棄になった事例(1人)があった。これらは〈ストレスによる統制不能〉であり、このサブカテゴリに該当した3人の全員が子どもを被害者とする性犯罪者だった。この3人中2人は、《つまずきへの対処》において〈解決の試み〉をしていたが、〈八つ当たり〉にも該当していた。この3人は、〈仕事〉で《つまずき》、《不安定な心理状態》として〈怒り〉を示し、かつ、対処として〈解決の試み〉を行っていた。加えて、この3人は、上記の飲酒、性格、性欲による統制不能には該当していなかった。なお、自分の欲求や怒りを「抑えることができない性格」だとして、〈性格による統制不能〉を主張した人も1人いた。

ここまで述べてきた、(a)〈性欲の統制不能〉、(b)〈飲酒による統制不能〉、(c)〈ストレスによる統制不能〉ならびに(d)〈性格による統制不能〉の四つのサブカテゴリから、《統制不能》というカテゴリを生成した。他のカテゴリとの関係を見ると、すべての研究対象者24人中、何らかの《統制不能》があったのは10人だが、その全員が、《性犯罪をしてもよいという考え》のうち〈被害者への責任転嫁〉をしていなかった。この10人は、また、《性犯罪ができるという考え》のうち〈やりやすい対象〉を選択していなかった。《統制不能》が認められた10人のうちの9人では、他の認知、すなわち、《性犯罪をしたい気持ち》、《自分の欲求へのこだわり》、《性犯罪をしてもよいという考え》または《性犯罪ができるという考え》のいずれかが併存していた。

#### 4.2.5. 女性の気持ちの読み違いと犯罪をしたい気持ち

本研究の対象となった24人のうち、《性犯罪をしたい気持ち》は17人に認められたが、

《性犯罪をしたい気持ち》を示していなかった7事例を見ると、《つまずきへの対処》において〈気晴らし〉と〈性的対象を求める行動〉としてナンパを繰り返すうちに、ナンパをした相手が自分を拒否していた言動を「軽い」(1人)、「ちょっと押せば(性行為)できる。」(1人)などと誤解していた事例があった。これらは《女性の気持ちの読み違い》(3人)とカテゴリ化した。さらに、《性犯罪をしたい気持ち》を述べていなかった事例のなかには、「刑務所に入りたい。」(1人)、「重い罪を犯そう。」(1人)などという考えで、行動を起こした人もいた。これらは、性犯罪行動に関する認知ではないため、《犯罪をしたい気持ち》(2人)というカテゴリとした。

他のカテゴリとの結びつきを見ると、《性犯罪をしたい気持ち》を述べていなかった7人のうち5人は《女性の気持ちの読み違い》または《犯罪をしたい気持ち》を示しており、残りの2人は《自分の欲求へのこだわり》があった人と、〈ストレスによる統制不能〉の事例だった。《女性の気持ちの読み違い》があった3人は、〈性犯罪をしたい気持ち〉、《性犯罪ができるという考え》ならびに《統制不能》のいずれも認められなかった。他方、《犯罪をしたい気持ち》があった2人には、《性犯罪をしてもよいという考え》または《性犯罪ができるという考え》があった。

以上をまとめるならば、性犯罪に関する認知として (a) 《性犯罪をしたい気持ち》、(b) 《自分の欲求へのこだわり》、(c) 《女性の気持ちの読み違い》、(d) 《犯罪をしたい気持ち》、(e) 《性犯罪をしてもよいという考え》、(f) 《性犯罪ができるという考え》および (g) 《統制不能》の七つのカテゴリが見いだされた。これらのカテゴリの結びつきを見ると、《性犯罪をしたい気持ち》があった人の過半数には《自分の欲求へのこだわり》が認められた。《性犯罪をしてもよいという考え》あるいは《性犯罪ができるという考え》のいずれかを示した人のほとんどに《性犯罪をしたい気持ち》または《自分の欲求へのこだわり》があった。さらに、《統制不能》のカテゴリは、《性犯罪をしたい気持ち》、《自分の欲求へのこだわり》、《性犯罪をしてもよいという考え》または《性犯罪ができるという考え》と併存していることが多かった。

#### 4.3. 被害者への接近

本研究の対象者は、上述のように性犯罪に関する認知を示し、被害者に近づく行動に移っていた。全対象者24人中10人は、当初から、性犯罪をする目的を有し、性的加害行為の対象となりうる人を探していた。この10人は、被害者を特定するとき、好みのタイプ

かどうか (3 人), 子どもなど抵抗されないかどうか (3 人), 着衣の露出の多さ (1 人) などを考慮して〈性犯罪目的の接近〉をしていた。〈性犯罪目的がない接近〉をしていた人も 13 人あった。当初の目的がナンパである 3 人, 男性との喧嘩の途中で一緒にいた女性への性的加害意思が生じた 1 人のほか, 9 人は, 被害者となる女性や子どもに遭遇した後に性犯罪をしようと思いついていた。〈性犯罪目的の接近〉と〈性犯罪目的がない接近〉は, 《被害者への接近》としてカテゴリ化した。

《被害者への接近》の他のカテゴリとの結びつきを見ると, 本研究の対象者 24 人中〈暴力による興奮〉があった 3 人のうち 2 人は〈性犯罪目的の接近〉をしていた。〈八つ当たり〉に該当した 3 人も, 全員が〈性犯罪目的の接近〉であった。これに対して, 《女性の気持ちの読み違い》による性犯罪をしていた 3 人は, 全員が被害者への〈性犯罪目的の接近〉をしていなかった。

#### 4.4. 犯罪直後の感情

犯罪の直後に, 「発覚しないだろう。」と考えた人が 7 人であった。「発覚しないだろう。」という考えの根拠には, 「被害者が子どもだから」 (1 人), 被害者が「恐怖を感じているから」 (1 人) などの理由があった。「発覚するかもしれない。」と考えた事例が 8 人認められた。「発覚しないだろう。」と考えつつも, 「発覚するかもしれない。」という考えも同時に持っていた事例も 2 人あった。加えて, 捕まってもよいという開き直りがみられた人が 1 人いた。以上のような, 「発覚しないだろう。」あるいは「発覚するかもしれない。」という考え, ならびに, 開き直りを〈発覚への思い〉 (15 人) のサブカテゴリにまとめた。

犯罪行動について, 「すっきりした」 (1 人) などと述べ, 犯罪の結果, 優越感, 達成感または満足感を感じている〈自己満足〉が 11 人に認められた。

被害者が無言だったことや強い抵抗をしなかったことについて, 「嫌がってはいなかった。」 (2 人), あるいは, 「たいしたことではなかった。」 (2 人) との解釈をする事例もあった。これらは〈被害者への身勝手な解釈〉 (4 人) とした。なお, この 4 人は, 強制わいせつ事犯者と子どもを被害者とする性犯罪者であり, 強姦犯罪者の事例は認められなかった。

犯罪の結果について, 「ちょっと悪いことをしたかな。」 (1 人), 「謝れば許してもらえる。」 (1 人) などと犯罪の結果を軽く考える〈結果の軽視〉が 2 人にあった。自分のせいではないという〈正当化〉が 1 人だった。以上に述べた〈自己満足〉, 〈被害者への身勝手な解釈〉, 〈結果の軽視〉ならびに〈正当化〉は, 加害者にとって有利なとらえ方 (17 人) である。

犯罪の直後において、「とんでもないことをしてしまった。」(1人)、「もうやらない。」(1人)などの後悔や反省を含む〈罪悪感〉があった人が7人だった。なお、この7人は、強姦犯罪者、または、子どもを被害者とする性犯罪者であり、この中に強制わいせつの事例はなかった。この他には、犯罪をした自分を「情けない」と思った人(1人)、「自分は欠陥品だ。」と述べていた事例(1人)など〈自己嫌悪〉があった人が3人だった。さらに、むなしさ(2人)、疲労感(1人)あるいは自棄(1人)を含む〈空虚〉を感じていた人が3人あった。加えて、「自分の感情が分からない。」「自分が自分から離れる感じ」といった(各1人)〈実感の乏しさ〉を示した人が2人あったが、いずれも子どもを被害者とする性犯罪者だった。これらの〈罪悪感〉、〈自己嫌悪〉、〈空虚〉ならびに〈実感の乏しさ〉は、犯罪行動への否定的なとらえ方(13人)である。加害者にとって有利なとらえ方をしていた人は17人だったが、そのうち7人には否定的なとらえ方も併存していた。

ここまで述べてきた〈発覚への思い〉と犯罪行動のとらえ方に関する八つのサブカテゴリである〈自己満足〉、〈被害者への身勝手な解釈〉、〈結果の軽視〉、〈正当化〉、〈罪悪感〉、〈自己嫌悪〉、〈空虚〉ならびに〈実感の乏しさ〉は、《犯罪直後の感情》のカテゴリにまとめた。《犯罪直後の感情》と他のカテゴリとのいくつかの関連が見いだされた。まず、〈性欲の統制不能〉を示した3人中2人において〈発覚への思い〉が認められなかった。第二に、〈暴力による興奮〉があった3人中2人と〈八つ当たり〉のあった3人全員の計5人は、先述のように《被害者への接近》が〈性犯罪目的の接近〉であり、その《犯罪直後の感情》は〈自己満足〉だった。第三に、〈性行為への欲求〉について述べた3人全員が、その後の《犯罪直後の感情》においては〈自己満足〉または〈結果の軽視〉を示しており、かつ、〈罪悪感〉等の否定的なとらえ方は認められなかった。第四に、《自分の欲求へのこだわり》があった15人中9人には、《性犯罪をしてもよいという考え》のうち〈結果の軽視〉が認められ、15人中8人では《犯罪直後の感情》が〈自己満足〉だった。第五に、《性犯罪ができるという考え》のあった6人中3人は本件直後に〈自己満足〉を示していた。第六に、《性犯罪をしてもよいという考え》として〈被害者への責任転嫁〉があった2人を見ると、全員が、《統制不能》ではないが、《自分の欲求へのこだわり》が認められ、かつ、事件直後に自分自身の行為に対して否定的なとらえ方(〈罪悪感〉、〈自己嫌悪〉、〈空虚〉または〈実感の乏しさ〉)を示していなかった。第七に、〈性欲の統制不能〉を示した3人中2人が、本件後に〈自己満足〉または〈被害者への身勝手な解釈〉をしていた。最後に、〈飲酒による統制不能〉を記述したのは3人だが、《犯罪直後の感情》が〈自己満足〉だったのはその

3人中1人だった。

#### 4.5. 裁判後

裁判後には、被害者に重大な被害を与えたことへの気づき (20人) などの〈被害者への影響に関する認識〉があったと述べていた人が21人だった。〈再犯をしない誓い〉は19人が述べていた。「人としてやってはいけない異常なことをした。」(1人) などの自己嫌悪(6人)、周囲に知られることへの恐怖(3人) などを含む〈自分への否定的感情〉は6人が示していた。〈被害者への影響に関する認識〉、〈再犯をしない誓い〉ならびに〈自分への否定的感情〉は、《事件への反省》(23人) にカテゴリ化した。《事件への反省》が認められなかったのは1人だけだったが、被害者に関するコメントがなく、「自分の人生がだいなしになった。」という認識だった。なお、〈自己嫌悪〉は6人に認められたが、強制わいせつ事犯者と子どもを被害者とする性犯罪者であり、強姦犯罪者には該当者がいなかった。

裁判後に関して、《事件への反省》を踏まえた変化が述べられていた。第一に、他者の気持ちを理解するようになったなど〈他者との関係に関する考えの変化〉を8人が示していた。ただし、依然として「人の痛みが分からない。」という例も1人あった。第二に、ストレスの解消(2人)、自分の考えを他人に伝えること(2人)、断酒(1人) など〈対処行動の変化〉(8人) も述べられていた。第三に、ナンパ(2人)、アダルトビデオ(1人)、満員電車(1人) など性的興奮を生じるものの使用をやめたという〈性的行動の変化〉を語った人も5人あった。ただし、裁判後も風俗やアダルトビデオの利用を続けていた例(1人) もあった。第四に、「ナンパの危険性を知った。」(1人)、「ちょっとなら大丈夫とは考えなくなった。」(1人) など〈性的な考えの変化〉があると2人が述べていた。これに対して、「考えることがないと女性のことが頭に浮かぶ。」という例が1人あった。なお、逮捕後に〈他者との関係に関する考えの変化〉または〈性的な考えの変化〉があった8人は、〈被害者への影響に関する認識〉が認められた。以上に示された〈他者との関係に関する考えの変化〉、〈対処行動の変化〉、〈性的行動の変化〉ならびに〈性的な考えの変化〉の四つのサブカテゴリから、《行動や考え方の変化》(13人) というカテゴリを生成した。なお、《行動や考え方の変化》について述べていなかった人は全24事例中11人だった。

## 5. 考察

### 5.1. カテゴリの内容について

本研究の結果から、日常生活における《つまずき》から始まる《つまずきへの対処》, 《不安定な心理状態》, 《つまずきへのネガティブなとらえ方》のサイクルに引き続き, 《性犯罪をしたい気持ち》, 《自分の欲求へのこだわり》, 《性犯罪をしてもよいという考え》, 《性犯罪ができるという考え》, 《統制不能》, 《女性の気持ちの読み違い》ならびに《犯罪をしたい気持ち》の七つの犯罪に関する認知が生じ, 《被害者への接近》という現実の行動に繋がっていく性犯罪の過程が明らかになった。本研究の結果見いだされた性犯罪のプロセスは, Ward et al. (1998), Ward et al. (1995) および Polaschek et al. (2001) が構築した性犯罪のプロセスに類似している部分が少なくないが, いくつかの相違点も認められる。そこで, 各カテゴリの内容について, 先行研究と対比させて考察する。

#### 5.1.1. 《つまずき》の段階

本研究において, すべての対象者が《つまずき》を体験していた。さらに, 本研究では, 前述のように, 《つまずき》が生じると, 《つまずきへの対処》, 《不安定な心理状態》, 《つまずきへのネガティブなとらえ方》という三つのカテゴリが相互につながるサイクルが生じていることが明らかになった。性犯罪のプロセスにおいて, 対人関係や仕事, 感情の状態, 対処行動などを含む背景要因があることは, Ward et al. (1998), Ward et al. (1995) ならびに Polaschek et al. (2001) も指摘していた。加えて, 日本の性犯罪者の性犯罪の背景に仕事や家庭の問題がある点については, 田村 (1992a) や内山 (2000) も述べていた。

しかし, Ward et al. (1998), Ward et al. (1995) あるいは Polaschek et al. (2001) の性犯罪の背景要因は, 日常的な対人関係, 仕事の状況, または, 感情状態であり, 必ずしも重大なものとはされていない。また, 田村 (1992a) や内山 (2000) は, 性犯罪者が飲酒, 対人関係または就労の問題を抱えていたと指摘しているものの, それらの問題の重大性やその後の対処行動, 心理状態, 認知に関する言及はなされていない。一方, 本研究の対象者の《つまずき》は, 身近な人との離別等のライフ・イベントや, 仕事や家庭における困難などの重大な出来事であった。加えて, そのような《つまずき》があった場合に, 性犯罪者がほとんど人に相談をしていないことも見いだされた。

ここで, Ward et al. (1998), Ward et al. (1995) および Polaschek et al. (2001) の先行研究における背景要因と異なり, 本研究の《つまずき》が重大なものであったことの意味を考察

するため、これらの先行研究と本研究の対象者の前歴等の特徴に焦点を当てる。Ward et al. (1998) の研究対象である子どもを被害者とする性犯罪者 (20 人) は、平均 10.6 年 ( $SD = 9.8$ ) にわたり、平均 8.5 人 ( $SD = 4.6$ ) の被害者への性犯罪を繰り返していた。Ward et al. (1995) の対象者 (26 人) は、平均 145 月 ( $SD = 112$ ) に平均 15.5 人 ( $SD = 39.2$ ) の被害者への性犯罪を行っていた。つまり、これらの研究の対象者は、多数の被害者に長期間にわたる性犯罪を繰り返してきた人であったと言える。なお、これらの先行研究には、研究対象者の性犯罪前歴の数や、被害者と初対面かどうかについての記述はなかった。一方、本研究の対象者のうち、子どもを被害者とする性犯罪者 (10 人) は、本件と性犯罪前歴を含めて、平均 336.2 日間 ( $SD = 461.4$ ) に、1 人から 4 人まで、平均 2.0 人 ( $SD = 1.2$ ) の被害者への性的加害行為を行っていた。性犯罪前歴は、10 人中 3 人に 1 件認められ、残りの 7 人には前歴がなかった。加えて、10 人中 9 人が初対面の被害者を対象とした犯罪行為をしていた。つまり、本研究の子どもを被害者とする性犯罪者は、先行研究の対象者と異なり、初めてまたは 2 回目の性犯罪行為を、主に初対面の被害者数人に行った人だった。

Polaschek et al. (2001) の研究対象である強姦犯罪者 (24 人) のうち、性犯罪前歴のある人は 5 人 (20.8%) だった。本件の被害者は合計 27 人 (平均 1.1 人) であり、27 人中、初対面の被害者は 9 人だった。一方、本研究の強姦および強制わいせつの性犯罪者 (14 人) のうち、性犯罪前歴のある人は 3 人 (21.4%) であり、いずれも 1 件の前歴だった。本件の被害者は合計 27 人 (平均 1.9 人 [ $SD = 1.2$ ]) であり、全員が加害者と初対面の被害者だった。つまり、本研究の強姦または強制わいせつの性犯罪者は、性犯罪の累犯者ではなく、初めてまたは 2 回目の性犯罪行為を、初対面の被害者に行った人だった。

以上のことを踏まえると、本研究の結果は、常習的な性犯罪者ではない人が、重大な《つまりき》を経験したことによって、初対面の被害者への性的加害に結びつくプロセスを浮き彫りにしたと言えよう。

### 5.1.2. 性犯罪に結びつく認知要因

本研究においては、《性犯罪をしたい気持ち》、《自分の欲求へのこだわり》、《女性の気持ちの読み違い》、《犯罪をしたい気持ち》、《性犯罪をしてもよいという考え》、《性犯罪ができるという考え》ならびに《統制不能》という認知に関する七つのカテゴリが見いだされた。

第 1 章で述べたように、先行研究は、子どもを被害者とする性犯罪者が、自分自身の性

犯罪行動に関する特定の性的認知の歪みを有していると仮定してきた。具体的には、性犯罪者が、(a) 被害者への性的加害行動を容認する認知、(b) 性的加害行動の問題性や被害の重大さを軽視する認知、あるいは、(c) 加害行動の責任を飲酒、被害者の言動、あるいは、自分の心理状態に帰属させる認知をしているとされている (e.g., Ward et al., 1998)。大人を被害者とする強姦や強制わいせつの性犯罪者の、自分自身の性犯罪行動に関する特定の性的認知の歪みの内容として、先行研究は、性犯罪者が、(d) 性的加害行為を同意性交と考え、(e) 飲酒や不快な感情のせいにし、あるいは、(f) 被害者への非難をすることでしてきた (e.g., Beech et al., 2009)。

上記 (a), (b), (d) ならびに (f) は、本研究で見いだされた七つの認知的要因のうち、《性犯罪をしてもよいという考え》に、上記 (c) と (e) は《統制不能》に、上記 (d) は《女性の気持ちの読み違い》に、それぞれ対応しているととらえることができるだろう。この結果は、欧米諸国の先行研究で指摘されてきた、性犯罪者の自分自身の性犯罪行動に関する特定の性的認知の歪みが、日本の性犯罪者の供述から明らかになった犯罪プロセスの認知的要因の中に含まれていることを示している。

本研究の結果明らかになった性犯罪プロセスの認知的要因は、先行研究において性的認知の歪みとされていない、《性犯罪をしたい気持ち》、《自分の欲求へのこだわり》、《犯罪をしたい気持ち》ならびに《性犯罪ができるという考え》の四つの認知を含んでいた。Ward et al. (1995) は、子どもを被害者とする性犯罪者が性犯罪のプロセスにおいて、性的に興奮し、性的加害行為の計画を立てることを指摘しており、Polaschek et al. (2001) は、強姦犯罪者の犯罪プロセスの仮説的モデルにおいて、性犯罪者が性的快楽の追求、あるいは、自分への害悪の埋め合わせという目的を設定しているとした。これらの先行研究で指摘されている認知は、本研究の《性犯罪をしたい気持ち》に相当するものと言えるだろう。したがって、本研究の結果明らかになった性犯罪プロセスの認知要因のうち、《自分の欲求へのこだわり》、《犯罪をしたい気持ち》と《性犯罪ができるという考え》は、性的認知の歪みの内容にも、先行研究の認知的要因にも含まれていない、本研究独自の認知的要因と言える。

性犯罪の過程における認知的要因のプロセスを見ると、《性犯罪をしたい気持ち》は、《自分の欲求へのこだわり》、《性犯罪をしてもよいという考え》、《性犯罪ができるという考え》あるいは《統制不能》と結合することによって現実の行動に移されていた。加えて、《性犯罪をしたい気持ち》はなく、《女性の気持ちの読み違い》からそのまま《被害者への接近》

を開始するプロセスも認められた。

性犯罪プロセスにおける《つまずき》は、仕事の失敗、家族や交際相手との不和、生活苦などであり、性犯罪者に限らず、経験し得ることである。これらの《つまずき》は、前述のとおり、重大なものが少なくなかった。しかし、それだけでは、その後の犯罪行動に至った理由を説明することは困難である。上述の認知の七つのカテゴリは、いずれも、本研究の対象となった保護観察対象者が犯罪行動に向けたプロセスを進んでいく鍵となった、重要な契機あるいは要因として位置づけられる。つまり、重大な《つまずき》の経験に加え、本研究で明らかとなった七つの認知が生じた結果として、性犯罪者が性犯罪に至ったことが浮き彫りになったと言えよう。

したがって、本研究の結果、日本の性犯罪者は、自身の性犯罪行動に関する特定の性的認知の歪みを有しており、かつ、その歪みが性犯罪に結びついている可能性が示されたと言えよう。

### 5.1.3. 《被害者への接近》と《犯罪直後の感情》

本研究の結果からは、《被害者への接近》として、性犯罪目的の接触に加えて、ナンパをするつもりで声を掛けていた事例など、性犯罪目的ではない被害者への接近があることが見いだされた。Ward et al. (1995) や Polaschek et al. (2001) も、性的目的の接触と性的でない目的での接触があるとしており、本研究の結果は、これらの先行研究の指摘と一致する。

さらに、本研究の対象となった性犯罪者は、犯罪の直後に多様な心理状態を生じていた。すなわち、〈発覚への思い〉と8種類の犯罪行動へのとらえ方であり、犯罪行動へのとらえ方には、加害者にとって有利なとらえ方をする〈自己満足〉、〈被害者への身勝手な解釈〉、〈結果の軽視〉、〈正当化〉と否定的感情である〈罪悪感〉、〈自己嫌悪〉、〈空虚〉、〈実感の乏しさ〉が見いだされた。

第1章で述べたように、先行研究は、性犯罪者が、犯罪行動後に、犯罪行動に至るプロセスにおけるものと類似した内容の、自身の性犯罪行動に関する特定の性的認知の歪みを示すとしている。繰り返しになるが、先行研究において、子どもを被害者とする性犯罪者の犯罪行動後の、自身の犯罪行動に関する特定の性的認知の歪みとして、(a) 被害者への性的加害行動を容認する認知、(b) 性的加害行動の問題性や被害の重大さを軽視する認知、または、(c) 性的加害行動の責任を飲酒、被害者の言動、あるいは、自分の心理状

態に帰属させる認知の3種類が指摘されている (e.g., Ward et al., 1995)。先行研究によれば、強姦や強制わいせつの性犯罪者の、自身の性犯罪行動に関する事後的で特定の性的認知の歪みは、(d) 被害者との同意性交を主張すること (e) 性的加害行為を飲酒や不快な感情のせいにする、あるいは、(f) 被害者を非難することとされている (e.g., Beech et al., 2009)。

本研究で見いだされた《犯罪直後の感情》のうち、〈被害者への身勝手な解釈〉は上記 (a), (d) に、〈結果の軽視〉は上記 (b) に、〈正当化〉は上記 (c), (e), (f) に、それぞれ対応するものであるだろう。

なお、《犯罪直後の感情》のうち、〈自己満足〉は、Polaschek et al. (2001) が指摘した強姦犯罪者の犯罪後の満足等の肯定的感情に相当すると考えることができる。加えて、《犯罪直後の感情》のうちの否定的感情である〈罪悪感〉、〈自己嫌悪〉、〈空虚〉、〈実感の乏しさ〉は、Ward et al. (1998) と Ward et al. (1995) が見いだした、子どもを被害者とする性犯罪者が、犯罪後に有することがある罪悪感や嫌悪感、あるいは、Polaschek et al. (2001) が、強姦犯罪者について指摘した、犯罪後の怒り等の感情に対応するものととらえることができるだろう。本研究は、このような性犯罪者の犯罪後の感情状態の具体をより詳細に示したと言えよう。加えて、加害者にとって有利なとらえ方と否定的な感情が混在しうることも明らかにしたものである。

## 5.2. 性犯罪の具体的プロセスについて

これまでの結果分析を踏まえ、最後に、性犯罪のいくつかの具体的なプロセスについてまとめる。まず、〈暴力による興奮〉がある人に関しては、《つまずきへの対処》として、〈一人で性的満足を得る行動〉をしているうちに、〈暴力による興奮〉をし、〈性行為への欲求〉を高めるとともに、《自分の欲求へのこだわり》も加わり、性犯罪をする目的で行動を開始し、行動の結果に〈自己満足〉している、というプロセスが見いだされた。なお、このプロセスは、第1章で述べた、Hudson et al. (1999) ならびに Polaschek & Hudson (2004) の三つのパスのうち、抑うつ、孤立等の否定的感情の解消のための性犯罪のパスに類似していた。

次に、生活に《つまずき》、〈怒り〉を感じた人のなかには、その〈怒り〉を他者、特に弱者である子どもにぶつける〈八つ当たり〉をしたくなり、《自分の欲求へのこだわり》、〈性犯罪したい気持ち〉や〈ストレスによる統制不能〉が加わって、性犯罪に至り、性犯

罪をしたことに満足を感じていた人が認められた。なお、同様に《つまずき》の段階での〈怒り〉を感じていても、〈性的対象を求める行動〉や〈一人で性的満足を得る行動〉を通じて、〈性行為への欲求〉が現れる事例もあった。この性犯罪プロセスは、Hudson et al. (1999) ならびに Polaschek & Hudson (2004) が指摘した、怒りや自分への加害の埋め合わせのための犯罪のパスに近いものと位置づけられる。

《統制不能》は犯罪行動のコントロールの困難さを示している。《つまずき》への対処として〈一人で性的満足を得る行動〉を通じて性的欲求を高め、〈性欲の統制不能〉に至っているプロセスが認められた。これらの事例の多くは、〈結果の軽視〉をして、犯罪行動が発覚しないなどと考えていたり、〈被害者への身勝手な解釈〉による合理化をしていた。《統制不能》に関する他のプロセスとして、〈仕事・学業〉あるいは〈交際相手・配偶者〉との関係で《つまずき》、〈気晴らし〉をしているうちに〈飲酒による統制不能〉となつて、性犯罪に至ったものの、〈自己満足〉は得られなかった、という過程も見いだされた。なお、《統制不能》が認められた人は、〈被害者への責任転嫁〉をしていなかったことから、自分のセルフコントロールに問題があることを認めていると思われる。さらに、《統制不能》の人に〈やりやすい対象〉の選択が認められなかったことを踏まえると、本研究において《統制不能》を示した性犯罪者は、自己統制が困難な状況に至つて、犯罪行為がやりやすいかどうかを考慮せずに、犯罪行動に突き進んでいた可能性があるだろう。

他方、当初は、性的ではない《犯罪をしたい気持ち》で犯行に至った人や強姦犯罪者は《統制不能》のカテゴリに含まれていなかった。これらの性犯罪者は、犯罪行動の目的を達成するための判断をした上で、犯罪行動に及んでいたことが示唆されよう。

先述の Ward et al. (1998) と Ward et al. (1995) は、子どもを被害者とする性犯罪のプロセスの犯罪実行段階において、性欲や飲酒による統制不能を示す事例があることを指摘した。しかし、これら二つの先行研究では、《統制不能》が犯罪プロセスにおいて果たす役割は明らかにされていない。本研究は、《統制不能》と背景要因、あるいは、他の認知要因との結びつきを明らかにしたと言えるだろう。

第Ⅲ部  
総合的考察

序論で述べたとおり、本研究の課題は、次の3点であった。まず、第一に、欧米諸国の先行研究において、性犯罪者が有すると仮定されてきた性的認知の歪みの内容に関する議論を概観し、整理することだった。第二に、日本の性犯罪者が、性的認知の歪みを有している可能性があるか否か、あるとすれば、歪みが大きいかどうかを検証し、さらに、その歪みの内容を実証的に明らかにすることを課題とした。第三の課題は、日本の性犯罪者の性的認知の歪みと性犯罪行動の関連を探求することだった。本研究の最終的目的は、第一から第三の研究結果を踏まえ、欧米諸国で発展してきた認知行動療法の考え方に基づく性犯罪者処遇を、日本の性犯罪者に実施することの理論的基盤を整備することであった。

この総合的考察においては、第1節において、これまで行ってきた研究の結果や議論を整理した上で、認知行動療法を基盤とする性犯罪者処遇の前提仮説が日本の性犯罪者に妥当するか否かについて論じる。さらに、第2節で、性犯罪者処遇の実践上の留意事項について考察する。最後に、第3節において、本研究の学術的意義を位置付け、今後の課題を展望する。

## 1. 各章の研究結果と議論のまとめ

### 1.1. 理論研究

第1章において、性犯罪者の性的認知の歪みに関する先行研究を概観し、整理した。その結果、子どもを被害者とする性犯罪者の、子どもを対象とする性的認知の歪みと、大人を被害者とする強姦や強制わいせつの性犯罪者の、大人を対象とする性的認知の歪みは、異質な側面があるとして、区別されていた。さらに、性的認知の歪みに関する先行研究は、(a) 自分自身の性犯罪行動に関する特定の認知を探求したものと、(b) 性犯罪や性的行動への一般的認知に焦点を当てたものに分類された。

先行研究において、子どもを被害者とする性犯罪者と、大人を被害者とする強姦や強制わいせつの性犯罪者に、共通して指摘されてきた性的認知の歪みの内容は、(a) 性的加害行為の容認、(b) 飲酒や自分の心理状態への加害行為の責任転嫁、ならびに、(c) 一般的な性的加害行為の問題性と被害の重大さの軽視、(d) 一般的な性的権利意識の四つだった。それぞれの性犯罪者に独自の性的認知の歪みの内容に着目すると、子どもを被害者とする性犯罪者は、自身の性的加害行為の問題性や被害の重大さをわい小化する特定の認知を示し、大人を被害者とする強姦や強制わいせつの性犯罪者は、性的加害行為の被害者を非難する認知が認められている点が、大きく異なっていた。

次に、先行研究の整理を踏まえて、日本においてはほとんどなされていない、性犯罪者の性的認知の歪みの検証を行うための研究方法について考察した。まず、性犯罪の態様を、被害者が子どもであるか大人であるかによって分類した上での研究が求められることを指摘した。さらに、自分自身の性犯罪に関する特定の性的認知の歪みと一般的な性的認知の歪みを区別し、それぞれについての研究を進めていくことが必要であることを論じた。そして、性犯罪者の一般的な性的認知の歪みの検証をするためには、先行研究で検証されてきた、(a) 性的加害行為の容認、(b) 性的加害行動の問題性や被害の重大さの軽視、(c) 加害行為の責任転嫁、(d) 性的権利意識の程度、ならびに、(e) 大人を対象とする性犯罪の被害者への非難の程度などを測定する質問紙調査による探求が、第一義的な方法論となると論じた。加えて、日本の性犯罪者の、自分自身の犯罪行動に関する特定の性的認知の歪みの検証をするためには、性犯罪者が自身の犯罪行動について述べた供述や記述を質的に分析し、性犯罪のプロセスを明らかにすることを通じて、性的認知の歪みの内容や性犯罪との結びつきを明らかにしていく必要があることを指摘した。

## 1.2. 実証研究

### 1.2.1. 子どもを対象とする一般的な性的認知の歪みの検証

日本の保護観察所は、性犯罪者処遇プログラムにおいて、性犯罪者の、子どもへのわいせつ行為の否認、わい小化、合理化あるいは正当化を測定する質問紙調査を実施してきた。この質問紙は、欧米諸国において、性犯罪者の一般的な性的認知の歪みを測定するために開発され、実施されてきた質問紙 (e.g., Bumby, 1996) を参照し、日本社会の常識的な感覚や態度を考慮して、日本の法務省が作成したものである (法務省, 2006)。

第2章と第3章は、本研究の第二の目的である、日本の性犯罪者の一般的な性的認知の歪みの検証のため、保護観察中の性犯罪者や刑事司法関係者が上記の質問紙に回答した結果を収集し、分析した。第2章は、子どもを対象とする一般的な性的認知の歪みを検証する質問紙研究を行った。

子どもを被害者とする性犯罪者 ( $n = 51$ , 平均年齢 39.7 [ $SD = 14.31$ ]), その他の性犯罪者 ( $n = 65$ , 平均年齢 37.9 [ $SD = 12.10$ ]) および刑事司法関係者 ( $n = 64$ , 平均年齢 37.2 [ $SD = 12.73$ ]) から質問紙の回答を収集し、各群の回答結果を因子分析した結果、「加害行為の合理化」、「加害責任のわい小化」ならびに「被害のわい小化」の3因子が抽出された。各群の比較分析の結果、「加害行為の合理化」と「加害責任のわい小化」の各サブスケール得点

は、いずれも、子どもを被害者とする性犯罪者群のほうが、刑事司法コントロール群よりも有意に高かった。「加害責任のわい小化」サブスケール得点は、子どもを被害者とする性犯罪者群のほうが、その他の性犯罪者群よりも有意に高かった。

第1章で述べたとおり、欧米諸国の先行研究において、子どもを被害者とする性犯罪者の一般的な性的認知の歪みと仮定されてきたものは、(a) 子どもを性的魅力があり、性的に動機づけられているとするなど、子どもへの性的加害行動を容認する認知、(b) 性的加害行動の問題性や被害の重大さを軽視する認知、(c) 加害行動の責任を飲酒、被害者の言動、あるいは、自分の心理状態に帰属させる認知、ならびに、(d) 加害者の権利意識だった (e.g., Hanson et al., 1994; Mann et al., 2007)。第2章の研究の結果見いだされた「加害行為の合理化」、「加害責任のわい小化」ならびに「被害のわい小化」の一般的な性的認知の歪みは、上記の (a), (c) ならびに (b) にそれぞれ相当しているととらえられた。したがって、この研究で使用した、法務省が開発した18項目の質問紙が、先行研究が指摘してきた、子どもを被害者とする性犯罪者に特徴的とされる一般的な性的認知のうち、(a) 子どもへの性的加害行動を容認する認知、(b) 性的加害行動の問題性や被害の重大さを軽視する認知、(c) 加害行動の責任を飲酒、被害者の言動、あるいは、自分の心理状態に帰属させる認知に相当する内容を測定している可能性が高いことが示された。

### 1.2.2. 女性を対象とする一般的な性的認知の歪みの検証

第3章は、日本の強姦または強制わいせつの性犯罪者を対象とし、性犯罪者の、女性を対象とする一般的な性的認知の歪みを検証するため、前節で述べた質問紙と同様に、日本の法務省が開発した質問紙を使用した研究を行った。強姦犯罪者 ( $n = 39$ , 平均年齢 35.5 [ $SD = 9.30$ ]) と強制わいせつ事犯者 ( $n = 41$ , 平均年齢 33.7 [ $SD = 8.35$ ]) からなる性犯罪者群 ( $n = 80$ , 平均年齢 34.6 [ $SD = 8.82$ ]) と刑事司法コントロール群 ( $n = 95$ , 平均年齢 35.5 [ $SD = 11.38$ ]) の質問紙の回答結果を因子分析した結果、(a) 性犯罪行為の責任を、被害者の女性の言動に帰属させる「被害者への非難」、(b) 加害行為の結果、あるいは、加害行為の責任をわい小化することによって、性犯罪を正当化している態度である「わい小化」ならびに (c) 被害者の言動を否定的に解釈し、被害者が本音とは異なる言動をしていると主張することによって、性犯罪行為の責任を免れようとする態度である「責任の回避」の3因子が見いだされた。比較分析の結果、この三つのサブスケールの得点は、それぞれ、強姦または強制わいせつの性犯罪者群のほうが、刑事司法コントロール群よりも有意に高か

った。

第1章でまとめたとおり、欧米諸国の先行研究においては、大人を被害者とする強姦や強制わいせつの性犯罪者は、一般的に、(a) 女性への性的加害行為を同意性交であると考えられる傾向があり、(b) 性的加害行為の問題性や被害の重大さを軽視し、(c) 飲酒や不快な感情によって性的加害行為をすることがあることに同意する考えを有し、(d) 性的加害行為を受けた被害者を非難する考えを容認しやすく、(e) 女性への性的権利意識を有しているとされてきた (e.g., Hermann et al., 2012)。第3章の研究の結果見いだされた「被害者への非難」は上記 (d) に、「わい小化」は上記 (b) と (c) に、「責任の回避」は上記 (a) に、それぞれ相当していると考えられた。したがって、第3章の研究で使用した、日本の法務省が開発した質問紙は、欧米諸国の先行研究が指摘してきた性的認知の歪みのうち、(a) 性的加害行為を同意性交とする認知、(b) 性的加害行為の問題性や被害をわい小化する認知、(c) 性的加害行為を飲酒や不快な感情のせいにする認知、ならびに、(d) 被害者を非難する認知に相当する内容を測定しているであろうことが示唆された。

ここで、第2章と第3章の研究における、いくつかの限界を指摘する。第一に、研究の対象者が関東地方の居住者に限られており、比較的研究対象者数が少なかった。第二に、性犯罪者群は、保護観察官の指導監督を受ける立場にあり、保護観察官の前で質問紙に回答したため、回答結果に社会的望ましさの影響があったことを否定できない。これに対して、刑事司法コントロール群は、回答者個人を特定できる情報の秘匿を保証されていた。さらに、質問紙調査は、性犯罪者処遇プログラムの5課程のセッションのうち、第2セッションで実施されたため、第1セッションを受講した結果に影響された可能性も否定できない。第三の限界として、刑事司法コントロール群は、専門家であるとの自覚から、より社会的に望ましい回答をしたかもしれない。つまり、同コントロール群が、一般的な成人男性を代表する集団であるとは言い切れない。第四に、本研究の被害者の定義は、日本の刑法にのっとり、13歳未満の人が「子ども」、13歳以上の人が「女性」としたが、欧米の法律における性交同意年齢は13歳よりも高いことが少なくない。したがって、本研究の第3章の犯罪者は、欧米の先行研究では、子どもを被害者とする性犯罪者と分類される可能性がある。

このような限界にかかわらず、第2章において、子どもを被害者とする性犯罪者群は、子どもを対象とする「加害行為の合理化」と「加害責任のわい小化」サブスケールで有意に高い得点を示した。第3章においても、強姦または強制わいせつの性犯罪者群は、女性

を対象とする「被害者への非難」, 「わい小化」ならびに「責任の回避」サブスケールについて, 有意に高い得点を示した。これらの結果は, 日本の性犯罪者は, 欧米諸国と同様に, 性的認知の歪みを有し, かつ, その歪みが, 他の性犯罪者や非犯罪者よりも大きいことを示唆している。つまり, 第2章と第3章の研究結果は, 欧米諸国の多くの先行研究によって検証され続けてきた, 性的加害に関する一般的な性的認知の歪みが, 民族や文化の違いを超えて, 性犯罪者に共通する可能性があることを示していると言えよう。

### 1.2.3. 性犯罪のプロセス

第4章においては, 保護観察中の強姦犯罪者, 強制わいせつ事犯者, および, 子どもを被害者とする性犯罪者 ( $n = 24$ , 平均年齢 31.3 [ $SD = 9.59$ ]) の供述や記述を質的に分析し, 日本の性犯罪者が犯罪に至ったプロセスを明らかにした。24人の記述内容から15個のカテゴリと49個のサブカテゴリが生成された。分析の結果, 本研究の対象となった性犯罪者は, 性犯罪の背景要因となる《つまずき》を経験し, 《つまずきへの対処》, 《つまずきへのネガティブなとらえ方》, 《不安定な心理状態》が相互に作用する状況に至っていた。《つまずき》の次には, 犯罪行動に結びつく鍵となる, 《性犯罪をしたい気持ち》, 《自分の欲求へのこだわり》, 《性犯罪をしてもよいという考え》, 《性犯罪ができるという考え》, 《統制不能》, 《女性の気持ちの読み違い》ならびに《犯罪をしたい気持ち》の七つの認知的要因が認められた。さらに, 《被害者への接近》から犯罪行為に至ると, 多様で, 時として両価的な《犯罪直後の感情》があることが見いだされた。そして, 逮捕後における感情や考えも認められた。

第1章で述べたように, 欧米諸国の先行研究で指摘されてきた, 子どもを被害者とする性犯罪者の, 自分自身の性犯罪行動に関する特定の性的認知の歪みの内容は, (a) 性的加害行動の容認, (b) 性的加害行動の問題性や被害の重大さの軽視, ならびに, (c) 飲酒, 被害者の言動, あるいは, 自分の心理状態への加害行動の責任帰属だった (e.g., Ward et al., 1998)。大人を被害者とする強姦や強制わいせつの性犯罪者の, 自分自身の性犯罪行動に関する特定の性的認知の歪みの内容は, (d) 性的加害行為を同意性交と考えること, (e) 飲酒や不快な感情への責任帰属, ならびに, (f) 被害者への非難だった (e.g., Beech et al., 2009)。

第4章の研究で見いだされた七つの認知的要因のうち, 《性犯罪をしてもよいという考え》は, 上記 (a), (b), (d) ならびに (f) に, 《統制不能》は, 上記 (c) と (e) に, 《女性の気持ちの読み違い》は, 上記 (d) に, それぞれ対応しているととらえられた。第4章の

研究の結果、欧米諸国の先行研究で指摘されてきた、性犯罪者の自分自身の性犯罪行動に関する特定の性的認知の歪みが、日本の性犯罪者の犯罪プロセスに含まれているであろうことが明らかになった。したがって、本研究の結果、日本の性犯罪者は、自身の性犯罪行動に関する特定の性的認知の歪みを有しており、かつ、その歪みが性犯罪に結びついている可能性が示された。

加えて、この研究で見いだしたモデルは、Ward et al. (1998), Ward et al. (1995) および Polaschek et al. (2001) が明らかにした、(a) 背景要因、(b) 被害者への接近や犯罪行動の準備、ならびに、(c) 性犯罪後の評価という性犯罪のプロセスに類似している部分が少なかつたが、先行研究とのいくつかの相違点も認められた。重要な発見として、この研究の対象者の《つまずき》は、身近な人との離別等のライフ・イベントや、仕事や家庭における困難などの重大な出来事であることが明らかになった。さらに、そのような《つまずき》があった場合に、性犯罪者がほとんど人に相談をしていないことも見いだされた。

## 2. 総合的考察

### 2.1. 日本の性犯罪者における性的認知の歪みについて

本研究の目的と課題を改めて示すならば、本研究の目的は、欧米諸国で実施されてきた認知行動療法の考え方に基づく性犯罪者処遇の基盤となる次の二つの仮説、すなわち、(a) 性犯罪者が性的認知の歪みを有しており、かつ、その歪みが大きいという仮説と、(b) その性的認知の歪みが性犯罪行動に関連しているという仮説について、日本の性犯罪者を対象として検証することだった。

第2章と第3章において、日本の性犯罪者の一般的な性的認知の歪みについて検証するために、質問紙研究を行った結果、日本における子どもを被害者とする性犯罪者と、女性への強姦や強制わいせつの性犯罪者は、欧米諸国の先行研究で仮定されてきた一般的な性的認知の歪みと類似する認知の特徴を示した。加えて、質問紙調査の回答の分析結果は、日本の性犯罪者の一般的な性的認知の歪みが非犯罪者等よりも大きいという可能性を示唆するものだった。第4章において、日本の強姦犯罪者、強制わいせつ事犯者、および、子どもを被害者とする性犯罪者の陳述や記述を質的に分析し、性犯罪のプロセスを明らかにした。その結果、日本の性犯罪者は、性犯罪プロセスにおいて、欧米諸国の先行研究で論じられてきた、自分自身の犯罪行動に関する特定の性的認知の歪みに対応するような認知を示していた。以上のことから、性犯罪者が性的認知の歪みを有し、あるいは、その歪

みが大きいという第一の仮説が、日本の性犯罪者においても成り立ちうることが明らかになった。

先述のとおり、第4章の研究の結果、日本の性犯罪者の、自分自身の犯罪行動に関する特定の性的認知の歪みが、性犯罪行動に結びついていることが明らかになった。したがって、本研究の結果、認知行動療法を基盤とする性犯罪者処遇の前提となる、(a) 性犯罪者が性的認知の歪みを有し、あるいは、歪みが大きく、かつ、(b) その性的認知の歪みが性犯罪行動に関連しているという二つの仮説が、日本の性犯罪者についても、欧米諸国の性犯罪者と同様に、妥当する可能性があることが示されたと言えるだろう。

## 2.2. 実践上の示唆

### 2.2.1. 質問紙の回答結果の解釈について

第1章で述べたように、先行研究は、性犯罪者の、自身の性犯罪の被害者に対する特定の性的認知の歪みの背後に、子どもや大人への性的加害に関する一般的な性的認知の歪みがあると論じてきた (Hartley, 1998; Nunes & Jung, 2013; Schneider & Wright, 2004)。また、Beech & Ward (2004) は、性犯罪者の性的認知の歪みを性犯罪者の犯罪への心理的脆弱性の要素の一つとし、心理的脆弱性の高い人にひきがねとなる文脈的要因が生じることによって、性犯罪の危険性が高まるとした。

第2章と第3章の結果、本研究で使用した質問紙は、性犯罪者の一般的な性的認知の歪みを測定できることが示された。したがって、性犯罪者のこの質問紙への回答結果は、犯罪行動の原因となった認知的要因を明らかにし、性犯罪者処遇の焦点とする認知を特定するための手がかりを与えてくれるだろう。

第1章で概観したように、先行研究において、性犯罪者自身の性犯罪行動に関する特定の性的認知の歪みは、性犯罪行動に至る場面と犯罪行動後の場面のいずれにおいても生じるとされ、かつ、この両者の歪みの内容は類似していた。加えて、第4章の性犯罪プロセスの研究の結果からも、日本の性犯罪者の自身の犯罪行動に関する特定の性的認知の歪みは、性犯罪に至る認知的要因として、あるいは、《犯罪直後の感情》として、性犯罪者が有しているであろうことが認められた。

第1章の2.2で述べたとおり、Maruna & Mann (2006) は犯罪を誘発する性的認知の歪みと事後的合理化の性的認知の歪みを識別し、犯罪者処遇においては前者に焦点を当てることが重要であると指摘した。しかし、性犯罪者が一般的な性的認知の歪みを測定する質問紙

の項目に対して、歪みが大きいことを示唆する回答をした場合に、事後的な正当化があるのか、犯罪を支持する態度があるのかは、質問項目の内容のみから決定できない。性犯罪者処遇において、本研究で使用した質問紙の回答結果を活用するためには、回答結果に示されている一般的な性的認知の歪みが、性犯罪のプロセスにおいて、犯罪を誘発する認知に結びついているのか、犯罪後の認知に結びついているのか、あるいは、その両者であるのか、という視点から性犯罪者をアセスメントすることが必要であろう。なお、日本社会では、言い訳や正当化よりも、罪を認めることが求められ、かつ、評価されることを踏まえると (Maruna, 2001), 犯罪後に犯罪行動を正当化することは、社会適応的でない。したがって、日本の性犯罪者処遇においては、Maruna & Mann (2006) が指摘したように、犯罪を誘発する性的認知の歪みに焦点を当てるだけでなく、事後的な合理化も重視する必要があるだろう。

### 2.2.2. 性犯罪のプロセスを踏まえた性犯罪者処遇について

性犯罪者の犯罪者処遇のためのアセスメントを行う際は、犯罪行動への動機や犯罪行動に結びつく要因を、状況、思考、感情および行動の相互作用を含めて、詳細に分析する必要がある (cf. Beech et al., 2003)。第4章の研究の結果、日常生活における《つまずき》から始まる《つまずきへの対処》、《不安定な心理状態》、《つまずきへのネガティブなとらえ方》のサイクルに引き続き、《性犯罪をしたい気持ち》、《自分の欲求へのこだわり》、《性犯罪をしてもよいという考え》、《性犯罪ができるという考え》、《統制不能》、《女性の気持ちの読み違い》ならびに《犯罪をしたい気持ち》の七つの犯罪に関する認知が生じ、《被害者への接近》という現実の行動に繋がっていく性犯罪の過程が明らかになった。

序説と第1章で述べたとおり、日本の性犯罪者処遇プログラムは、欧米諸国で用いられてきたリラプス・プリベンションの考え方に基づいた5段階の性犯罪のサイクルを中心的な仮説としている。性犯罪者の処遇において性犯罪のサイクルのモデルを用いる際には、本研究で明らかになったカテゴリやカテゴリ間の結びつきに留意しつつ、一人ひとりの性犯罪者の性犯罪のプロセスを検討することが求められよう。そのためには、性犯罪に関する性犯罪者の発言を丁寧に聴き取り、自由記載を分析することを通じて、性犯罪者が性犯罪行動に至ったプロセスをより精緻にアセスメントする必要があると言えよう。

ここで、第4章の研究で《つまずき》として抽出された〈仕事・学業〉、〈交際相手・配偶者〉、〈親子関係〉および〈生活〉の問題について取り上げる。欧米諸国の先行研究の仮

説モデルにおいても、日本の性犯罪者処遇で採用されている性犯罪のサイクルのモデルにおいても、性犯罪の背景要因に指摘されていたものは、比較的日常的な出来事であった。第1章の2.6で述べたとおり、欧米と日本の性犯罪のモデルの基盤となったリラプス・プリベンションの考え方は、再犯の高リスク状態に、主として日常の生活場面を想定していた。

性犯罪処遇を行う際に、誰にでも起き得る日常的な事柄が性犯罪につながるかもしれないとしながら、性犯罪者に、問題解決の方法を考えさせ、実践するよう指導や援助をしていくことが、再犯防止のために有意義な事例もあろう。しかしながら、第4章で明らかになったとおり、性犯罪の犯罪プロセスにおける《つまずき》は、重大なライフ・イベントであり、さらに、問題が多重的に重なることが少なくなかった。そして、性犯罪の前段階に、危機場面に立たされた対象者が、問題への効果的な対応ができず、否定的感情やネガティブなとらえ方に陥っていくプロセスがあることが示された。この結果は、性犯罪者処遇の実践に、極めて有益な示唆を与えうる。たとえば、現状の保護観察では、誰にでも起こりうる日常的な事柄という、やや漠然とした「日常の出来事やきっかけ」をテーマにした面接を行っている。しかし、本研究の結果を踏まえるなら、性犯罪に至る前に重大なライフ・イベントがあった可能性があり、したがって、性犯罪者から《つまずき》の具体的な内容を丁寧に聴取することは、性犯罪者処遇やアセスメントの実施上、必要不可欠であることは自明となる。加えて、本研究で見いだされた、《つまずき》とその後のサイクルは、《性犯罪をしたい気持ち》などの次のプロセスに進む前の段階にある。このことは、再び《つまずき》に直面しても、この段階での行動などを変えることによって、再犯を防止できる可能性があるという重要な示唆をもたらす。そのためにも、まずは、性犯罪者自身が、今後、自分の危機を危機として自覚できるようになることが求められる。性犯罪者処遇の実践家が性犯罪者の《つまずき》を丁寧に聴取することは、性犯罪者自身に、性犯罪につながるかもしれない《つまずき》がどのようなものであり、それが自分にとって危機的なものであるかどうかについての、より具体的な理解をもたらさう。

さらに、本研究の対象者は、重大な《つまずき》があったにもかかわらず、孤立気味で、他人にも家族にもあまり相談をしていなかった。これは、性犯罪者の再犯を防止するための鍵となる重要な発見である。性犯罪者処遇においては、本人自身に、他者に相談することを助言するとともに、その家族に対して、性犯罪が、性的な認知や行動の問題以前の、生活がうまくいかない悪循環から生じていることを説明し、その理解を求めることが肝要

であろう。また、本人に危機が生じたときに本人の身近な支え手として、積極的に相談に乗るように家族に伝えることも有益だろう。

以上の考察を踏まえると、本研究の結果、リラプス・プリベンションに基づく仮説モデルに不足していた、《つまずき》の重大性という観点を補完し、これまで指摘されてこなかった、性犯罪者処遇の留意事項を明らかにすることができたと言えよう。

### 3. 本研究の意義と今後の課題

本研究には、以下の重要な学問的意義が認められる。

第一に、本研究は、日本において、強姦犯罪者、強制わいせつ事犯者、および、子どもを被害者とする性犯罪者の性的認知に焦点を当てた初めての研究である。性犯罪者の性的認知の歪みの存在を仮定した上で、認知行動療法の考え方に基づく専門的処遇プログラムが導入されてすでに10年を経過した。しかしながら、日本の犯罪学、更生保護学は、性犯罪者処遇の基盤となる理論的研究も実証的研究も極めて立ち遅れていると指摘せざるをえない。その現状において、本研究は、欧米の主要な先行研究を精緻に概観し、整理した上で、性犯罪者が有すると仮定される性的認知の歪みの検証を行った。その結果、日本の性犯罪者は、子どもを被害者とする性犯罪者も大人の女性を被害者とする性犯罪者も、(a) 欧米諸国の性犯罪者と類似した内容の性的認知の歪みを示していること、(b) 性的加害に関する一般的な性的認知の歪みが、非犯罪者よりも大きい可能性が極めて高いこと、(c) 性犯罪のプロセスにおいて性的認知の歪みが性犯罪に結びついていると考えられることを明らかにした。このような研究結果を通じて、我が国の認知行動療法を基礎とする性犯罪者処遇の前提仮説を検証し、実践の理論的基盤を整えた本研究の意義は極めて大きい。

第二に、本研究は、日本の性犯罪者の性犯罪のプロセスを明らかにした我が国初の研究である。この研究における分析の結果、性犯罪プロセスの鍵となる《つまずき》や認知などの要因を見だし、その相互関係や、性犯罪行動との関連を詳細に明らかにし、性犯罪者処遇の実践のための極めて重要な示唆を得ることができた。本研究の結果は、今後の性犯罪者処遇の進展に大きく寄与するものと言える。

今後の課題をまとめるなら、第一に、文化間の性的認知の歪みの相違の有無を明らかにするため、たとえば、欧米の研究で妥当性が確認されている質問紙を使用して、日本と欧米の性犯罪者の性的認知の歪みを測定し、その結果を比較することが考えられよう。このような研究によって、性的認知の歪みの仮説が、文化差を超えて、性犯罪者に妥当するも

のかどうかをさらに検証することが可能になる。第二に、性犯罪のプロセスのモデルの一層の精緻化のため、《つまずき》や性犯罪に結びつく認知があっても、性犯罪行動に至らなかった体験をした人への調査を行うことによって、性犯罪行動を抑止する要因を分析することが可能となろう。

日本の犯罪者処遇機関においては、現在、認知行動療法の考え方を基盤とする専門的処遇プログラムが、性犯罪者だけでなく、薬物事犯者、暴力事犯者、ならびに、飲酒運転常習者を対象として開発され、実施されている。これらの犯罪者処遇についても、その前提となる仮説を検証していくこと、さらには、犯罪者処遇そのものの理論的基盤を実証的・科学的に確立していくことが求められる。性犯罪者処遇の理論的基盤を整備した本研究の成果が、そのための礎となることを願いつつ、本論文を締めくくることとしたい。

## 謝辞

千葉大学大学院人文社会科学研究科において、主任指導教員として、緻密かつ丁寧な御指導・御助言をいただきました千葉大学教育学部・羽間京子教授に深謝申し上げます。基本的な構想、統計分析や考察の進め方、論文の書き方から、研究者としてのあり方に至るまで、懇切な御指導をいただいたことは、今後、更生保護官署で実務に携わりながらも研究活動を続けていく上で、極めて有益でした。

千葉大学教育学部・藤川大祐教授、千葉大学法政経学部・水島治郎教授にも、指導教員として、新たな研究課題や考察の方向性などの御示唆をいただきました。藤川教授、水島教授、そして、千葉大学教育学部・戸田善治教授には、ご多忙のところ、本論文の審査を行っていただきましたことに感謝申し上げます。

文教大学人間科学部・岡村達也教授には、統計分析の方向性や解釈について貴重な御助言をいただきました。心より謝意を申し上げます。

本論文における実証研究に当たっては、まずは、研究への協力を承認いただいた関東地方の保護観察所長、警察署長に謝意を表します。また、厚生労働省社会・援護局総務課・田中健太郎課長補佐（元保護観察官）、さいたま保護観察所・牧山夕子保護観察官、千葉刑務所・西慶子統括矯正処遇官（元少年鑑別所法務技官）には、第4章の性犯罪プロセスの分析での助言をいただきました。その他多くの保護観察官や職員の方々に、事件記録や質問紙の回答結果の収集について御尽力いただきました。皆様の協力なくして本研究は成り立たなかったものであり、深謝申し上げます。

## 文 献

- Abbey, A., & McAuslan, P. (2004). A longitudinal examination of male college students' perpetration of sexual assault. *Journal of Consulting and Clinical Psychology, 72*, 747-756.
- Abel, G. G., Becker, J. V., & Cunningham-Rathner, J. (1984). Complications, consent, and cognitions in sex between children and adults. *International Journal of Law and Psychiatry, 7*, 89-103.
- Abel, G. G., Gore, D. K., Holland, C. L., Camp, N., Becker, J. V., & Rathner, J. (1989). The measurement of the cognitive distortions of child molesters. *Annals of Sex Research, 2*, 135-153.
- Andrews, D. A., & Bonta, J. (2010). *The psychology of criminal conduct*. 5th ed. New Providence, NJ: Matthew Bender & Company.
- Arkowitz, S., & Vess, J. (2003). An evaluation of the Bumby RAPE and MOLEST scales as measures of cognitive distortions with civilly committed sexual offenders. *Sexual Abuse: A Journal of Research and Treatment, 15*, 237-249.
- Bandura, A. (1977). *Social learning theory*. Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall.
- Bandura, A. (1991). Social cognitive theory of moral thought and action. In W. M. Kurtines, & J. L. Gewirtz (Eds.). *Handbook of moral behavior and development*. Vol. 1 (pp. 45-103). Hillsdale, NJ: Erlbaum.
- Barbaree, H. E., & Cortoni, F. A. (1993). Treatment of the juvenile sex offender within the criminal justice and mental health systems. In H. E. Barbaree, W. L. Marshall, & S. M. Hudson (Eds.), *The juvenile sex offender* (pp. 243-263). New York, NY: Guilford.
- Barriga, A. Q., & Gibbs, J. C. (1996). Measuring cognitive distortion in antisocial youth: Development and preliminary validation of the "How I Think" questionnaire. *Aggressive Behavior, 22*, 333-343.
- Barriga, A. Q., Landau, J. R., Stinson II, B. L., Liao, A. K., & Gibbs, J. C. (2000). Cognitive distortion and problem behaviors in adolescents. *Criminal Justice and Behavior, 27*, 36-56.
- Beck, A. T. (1963). Thinking and depression: 1. Idiosyncratic content and cognitive distortions. *Archives of General Psychiatry, 9*, 324-333.
- Beck, A. T. (1964). Thinking and depression: 2. Theory and therapy. *Archives of General Psychiatry, 10*, 561-571.

- Beech, A. R., Fisher, D. D., & Thornton, D. (2003). Risk assessment of sex offenders. *Professional Psychology: Research and Practice, 34*, 339-352.
- Beech, A. R., Fisher, D., & Ward, T. (2005). Sexual murderers' implicit theories. *Journal of Interpersonal Violence, 20*, 1366-1389.
- Beech, A., Swaffer, T., Multra, V., & Fisher, D. (2009). Evaluating rapists' distorted beliefs and deviant sexual fantasies: A preliminary study. *Journal of Aggression, Conflict and Peace Research, 1*, 25-35.
- Beech, A. R., & Ward, T. (2004). The integration of etiology and risk in sexual offenders: A theoretical framework. *Aggression and Violent Behavior, 10*, 31-63.
- Bernal, G., Jiménez-Chafey, M. I., & Rodríguez, M. M. D. (2009). Cultural adaptation of treatments: A resource for considering culture in evidence-based practice. *Professional Psychology: Research and Practice, 40*, 361-368.
- Bernal, G., & Rodríguez, M. M. D. (2012). Cultural adaptation in context: Psychotherapy as a historical account of adaptations. In G. Bernal, M. M. D. Rodríguez (Eds.), *Cultural adaptation: Tools for evidence-based practice with diverse populations* (pp.3-22). Washington, DC: American Psychological Association.
- Blake, E., & Gannon, T. A. (2008). Social perception deficits, cognitive distortions, and empathy deficits in sex offenders: A brief review. *Trauma, Violence, & Abuse, 9*, 34-55.
- Blumenthal, S., Gudjonsson, G., & Burns, J. (1999). Cognitive distortions and blame attribution in sex offenders against adults and children. *Child Abuse & Neglect, 23*, 129-143.
- Bumby, K. M. (1996). Assessing the cognitive distortions of child molesters and rapists: Development and validation of the MOLEST and RAPE Scales. *Sexual Abuse: A Journal of Research and Treatment, 8*, 37-54.
- Burt, M. R. (1980). Cultural myths and supports for rape. *Journal of Personality and Social Psychology, 38*, 217-230.
- 男女共同参画会議 (2012). 「女性に対する暴力」を根絶するための課題と対策——性犯罪への対策の推進—— 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会  
Retrieved from [http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/houkoku/index\\_hbo07.html](http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/houkoku/index_hbo07.html)  
(2014年1月23日)
- Dean, C., Mann, R. E., Milner, R., & Maruna, S. (2007). Changing child sexual abusers' cognitions.

- In T. A. Gannon, T. Ward, A. R. Beech, & D. Fisher (Eds.), *Aggressive offenders' cognition: Theory, research, and practice* (pp. 117-134). Chichester, UK: John Wiley & Sons.
- Epps, K. J., Haworth, R., & Swaffer, T. (1993). Attitudes toward women and rape among male adolescents convicted of sexual versus nonsexual crimes. *The Journal of Psychology, 127*, 501-506.
- Feelgood, S., Cortoni, F., & Thompson, A. (2005). Sexual coping, general coping and cognitive distortions in incarcerated rapists and child molesters. *Journal of Sexual Aggression, 11*, 157-170.
- Feild, H. S. (1978). Attitudes toward rape: A comparative analysis of police, rapists, crisis counselors, and citizens. *Journal of Personality and Social Psychology, 36*, 156-179.
- Festinger, L. (1957). *A theory of cognitive dissonance*. Evanston, IL: Row, Perterson and Company.  
(フェスティンガー, L. 末永俊郎 (監訳) (1965). 認知的不協和の理論 — 社会心理学序説 — 誠信書房)
- Fisher, D., Beech, A. R., & Browne, K. (1999). Comparison of sex offenders to nonoffenders on selected psychological measures. *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology, 43*, 473-491.
- Gibbs, J. C. (2010). *Moral development & reality: Beyond the theories of Kohlberg and Hoffman*. 2nd ed. Boston, MA: Allyn & Bacon.
- Gibbs, J. C., Potter, G. B., Goldstein, A. P., & Brendtro, L. K. (1996). Equipping youth with mature moral judgment. *Reclaiming Children and Youth, 5*, 156-162.
- Griner, D., & Smith, T. B. (2006). Culturally adapted mental health interventions: A meta-analytic review. *Psychotherapy: Theory, Research, Practice, Training, 43*, 531-548.
- Hall, E. R., Howard, J. A., & Boezio, S. L. (1986). Tolerance of rape: A sexist or antisocial attitude? *Psychology of Women Quarterly, 10*, 101-118.
- Hanson, R. K., Gizzarelli, R., & Scott, H. (1994). The attitudes of incest offenders: Sexual entitlement and acceptance of sex with children. *Criminal Justice and Behavior, 21*, 187-202.
- Hartley, C. C. (1998). How incest offenders overcome internal inhibitions through the use of cognitions and cognitive distortions. *Journal of Interpersonal Violence, 13*, 25-39.
- Helmond, P., Overbeek, G., Brugman, D., & Gibbs, J. C. (2015). A meta-analysis on cognitive distortions and externalizing problem behavior: Associations, moderators, and treatment

- effectiveness. *Criminal Justice and Behavior*, 42, 245-262.
- Helmus, L., Hanson, R. K., Babchishin, K. M., & Mann, R. E. (2013). Attitudes supportive of sexual offending predict recidivism: A meta-analysis. *Trauma, Violence, & Abuse*, 14, 34-53.
- Hermann, C. A., Babchishin, K. M., Nunes, K. L., Leth-Steensen, C., & Cortoni, F. (2012). Factor structure of the Bumby RAPE Scale: A two-factor model. *Criminal Justice and Behavior*, 39, 869-886.
- Hofmann, S. G. (2012). *An introduction to modern CBT: Psychological solutions to mental health problems*. Chichester, UK: John Wiley & Sons.
- Hudson, S. M., Ward, T., & McCormack, J. C. (1999). Offense pathways in sexual offenders. *Journal of Interpersonal Violence*, 14, 779-798.
- 法務省 (2006). 性犯罪者処遇プログラム研究会報告書 平成 18 年 3 月 Retrieved from <http://www.moj.go.jp/content/000002036.pdf> (2013 年 7 月 14 日)
- 法務省保護局 (2012). 保護観察所における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析 法務省保護局 Retrieved from <http://www.moj.go.jp/content/000105239.pdf> (2013 年 7 月 14 日)
- 法務省法務総合研究所(2006). 平成 18 年版犯罪白書 ——刑事政策の新たな潮流—— 法務省法務総合研究所
- 法務省法務総合研究所 (2008). 第 2 回犯罪被害実態 (暗数) 調査 (第 2 報告) 国際比較 (先進諸国を中心に) 法務総合研究所研究部報告, 39.
- 法務省法務総合研究所 (2012). 平成 24 年版犯罪白書 ——刑務所出所者等の社会復帰支援—— 法務省法務総合研究所
- 法務省法務総合研究所 (2015). 平成 27 年版犯罪白書 ——性犯罪者の実態と再犯防止—— 法務省法務総合研究所
- 法務省矯正局成人矯正課 (2012). 刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析 研究報告書 法務省矯正局成人矯正課 Retrieved from <http://www.moj.go.jp/content/000105287.pdf> (2013 年 7 月 14 日)
- 亀山継夫・河村 博 (2013). 第 176 条 (強制わいせつ) 第 177 条 (強姦) 大塚 仁・河上和雄・中山善房・古田佑紀(編) 大コンメンタール刑法 第 3 版 9 卷(pp. 65-80.) 青林書院
- Kohlberg, L. (1969). Stage and sequence: The cognitive-developmental approach to socialization.

- In D. A. Goslin (Ed.), *Handbook of socialization theory and research* (pp. 347-380). Chicago, IL: Rand McNally. (コールバーグ, L. 永野重史 (監訳) (1987). 道徳性の形成 認知発達的アプローチ 新曜社)
- Landenberger, N. A., & Lipsey, M. W. (2005). The positive effects of cognitive-behavioral programs for offenders: A meta-analysis of factors associated with effective treatment. *Journal of Experimental Criminology, 1*, 451-476.
- Langton, C. M. (2007). Rape-related cognition: Current research. In T. A. Gannon, T. Ward, A. R. Beech, & D. Fisher (Eds.), *Aggressive offenders' cognition: Theory, research, and practice* (pp. 91-116). Chichester, UK: John Wiley & Sons.
- Liau, A. K., Barriga, A. Q., & Gibbs, J. C. (1998). Relations between self-serving cognitive distortions and overt vs. covert antisocial behavior in adolescents. *Aggressive Behavior, 24*, 335-346.
- Lonsway, K. A., & Fitzgerald, L. F. (1994). Rape myths: In review. *Psychology of Women Quarterly, 18*, 133-164.
- Malamuth, N. M. (1981). Rape proclivity among males. *Journal of Social Issues, 37*, 138-157.
- Malamuth, N. M., Haber, S., & Feshbach, S. (1980). Testing hypotheses regarding rape: Exposure to sexual violence, sex differences, and the "normality" of rapists. *Journal of Research in Personality, 14*, 121-137.
- Mann, R. E., & Beech, A. R. (2003). Cognitive distortions, schemas, and implicit theories. In T. Ward, D. R. Laws, & S. M. Hudson (Eds.), *Sexual deviance: Issues and controversies* (pp. 135-153). Thousand Oaks, CA: Sage.
- Mann, R. E., Webster, S., Wakeling, H., & Marshall, W. (2007). The measurement and influence of child sexual abuse supportive beliefs. *Psychology, Crime & Law, 13*, 443-458.
- Marlatt, G. A., & Donovan, D. M. (2005). *Relapse prevention: Maintenance strategies in the treatment of addictive behaviors*. 2nd ed. New York, NY: Guilford.
- Marolla, J., & Scully, D. (1986). Attitudes toward women, violence, and rape: A comparison of convicted rapists and other felons. *Deviant Behavior, 7*, 337-355.
- Marshall, W. L., Hamilton, K., & Fernandez, Y. (2001). Empathy deficits and cognitive distortions in child molesters. *Sexual Abuse: A Journal of Research and Treatment, 13*, 123-130.
- Marshall, W. L., Marshall, L. E., Sachdev, S., & Kruger, R. (2003). Distorted attitudes and

- perceptions, and their relationship with self-esteem and coping in child molesters. *Sexual Abuse: A Journal of Research and Treatment*, 15, 171-181.
- Maruna, S. (2001). *Making good: How ex-convicts reform and rebuild their lives*. Washington, DC: American Psychological Association.
- Maruna, S., & Mann, R. E. (2006). A fundamental attribution error? Rethinking cognitive distortions. *Legal and Criminological Psychology*, 11, 155-177.
- McGrath, M., Cann, S., & Konopasky, R. (1998). New measures of defensiveness, empathy, and cognitive distortions for sexual offenders against children. *Sexual Abuse: A Journal of Research and Treatment*, 10, 25-36.
- McGrath, R. J., Cumming, G. F., Burchard, B. L., Zeoli, S., & Ellerby, L. (2010). *Current practices and emerging trends in sexual abuser management*. The Safer Society 2009 North American Survey. Retrieved from [http://www.safersociety.org/uploads/WP141-Current\\_Practices\\_Emerging\\_Trends.pdf](http://www.safersociety.org/uploads/WP141-Current_Practices_Emerging_Trends.pdf) (December 24, 2013)
- Murnen, S. K., Wright, C., & Kaluzny, G. (2002). If “Boys will be boys,” then girls will be victims? A meta-analytic review of the research that relates masculine ideology to sexual aggression. *Sex Roles*, 46, 359-375.
- Murphy, W. D. (1990). Assessment and modification of cognitive distortions in sex offenders. In W. L. Marshall, D. R. Laws, & H. E. Barbaree (Eds.), *Handbook of sexual assault: Issues, theories, and treatment of the offender* (pp.331-342). New York, NY: Plenum.
- Murphy, W. D., Coleman, E. M., & Haynes, M. R. (1986). Factors related to coercive sexual behavior in a nonclinical sample of males. *Violence and Victims*, 1, 255-278.
- 内閣府 (2012). 平成 24 年版犯罪被害者白書 内閣府
- Nas, C. N., Brugman, D., & Koops, W. (2008). Measuring self-serving cognitive distortions with the “How I Think” questionnaire. *European Journal of Psychological Assessment*, 24, 181-189.
- Nunes, K. L., & Jung, S. (2013). Are cognitive distortions associated with denial and minimization among sex offenders? *Sexual Abuse: A Journal of Research and Treatment*, 25, 166-188.
- 大淵憲一・石毛 博・山入端津由・井上和子 (1985). レイプ神話と性犯罪 犯罪心理学研究, 23, 1-12

- Palmer, E. J. (2007). Moral cognition and aggression. In T. A. Gannon, T. Ward, A. R. Beech, & D. Fisher (Eds.), *Aggressive offenders' cognition: Theory, research, and practice* (pp. 199-214). Chichester, UK: John Wiley & Sons.
- Pearson, F. S., Lipton, D. S., Cleland, C. M., & Yee, D. S. (2002). The effects of behavioral/cognitive-behavioral programs on recidivism. *Crime & Delinquency, 48*, 476-496.
- Pervan, S., & Hunter, M. (2007). Cognitive distortions and social self-esteem in sexual offenders. *Applied Psychology in Criminal Justice, 3*, 75-91.
- Piaget, J. (1948). *The moral judgment of the child*. New York, NY: Free Press.  
(ピアジェ J. 大伴 茂 (訳) (1954). 児童の道徳判断の発達 同文書院)
- Pithers, W. D. (1990). Relapse prevention with sexual aggressors: A method for maintaining therapeutic gain and enhancing external supervision. In W. L. Marshall, D. R. Laws, & H. E. Barbaree (Eds.), *Handbook of sexual assault: Issues, theories, and treatment of the offender* (pp. 343-361). New York, NY: Plenum.
- Polaschek, D. L. L., & Gannon, T. A. (2004). The implicit theories of rapists: What convicted offenders tell us. *Sexual Abuse: A Journal of Research and Treatment, 16*, 299-314.
- Polaschek, D. L. L., & Hudson, S. M. (2004). Pathways to rape: Preliminary examination of patterns in the offence processes of rapists and their rehabilitation implications. *Journal of Sexual Aggression, 10*, 7-20.
- Polaschek, D. L. L., Hudson, S. M., Ward, T., & Siegert, R. J. (2001). Rapists' offense processes: A preliminary descriptive model. *Journal of Interpersonal Violence, 16*, 523-544.
- Polaschek, D. L. L., & Ward, T. (2002). The implicit theories of potential rapists: What our questionnaires tell us. *Aggression and Violent Behavior, 7*, 385-406.
- Pollock, N. L., & Hashmall, J. M. (1991). The excuses of child molesters. *Behavioral Sciences and the Law, 9*, 53-59.
- 戈木クレイグヒル滋子 (編) (2013). 質的研究法ゼミナール——グラウンデッド・セオリー・アプローチを学ぶ 第2版 医学書院
- 坂口由佳 (2013). 自傷行為をする生徒たちに対して学校はどのような対応をしているのか——自傷行為経験者のブログから 教育心理学研究, 61, 290-310.
- Schneider, S. L., & Wright, R. C. (2004). Understanding denial in sexual offenders: A review of cognitive and motivational processes to avoid responsibility. *Trauma, Violence, & Abuse, 5*,

3-20.

- Scott, R. L., & Tetreault, L. A. (1987). Attitudes of rapists and other violent offenders toward women. *The Journal of Social Psychology, 127*, 375-380.
- Scully, D., & Marolla, J. (1984). Convicted rapists' vocabulary of motive: Excuses and justifications. *Social Problems, 31*, 530-544.
- Segal, Z. V., & Stermac, L. (1984). A measure of rapists' attitudes towards women. *International Journal of Law and Psychiatry, 7*, 437-440.
- Spence, J. T., Helmreich, R., & Stapp, J. (1973). A short version of the Attitudes toward Women Scale (AWS). *Bulletin of the Psychonomic Society, 2*, 219-220.
- Stermac, L. E., & Segal, Z. V. (1989). Adult sexual contact with children: An examination of cognitive factors. *Behavior Therapy, 20*, 573-584.
- Sykes, G. M., & Matza, D. (1957). Techniques of neutralization: A theory of delinquency. *American Sociological Review, 22*, 664-670.
- 田村雅幸 (1992a). 幼少児誘拐・わいせつ事件の犯人の特性の分析 科学警察研究所報告 防犯少年編, 33(1), 30-41.
- 田村雅幸 (1992b). 幼少児誘拐・わいせつ事件の実態 科学警察研究所報告防犯少年編, 33(1), 95-102.
- Tan, L., & Grace, R. C. (2008). Social desirability and sexual offenders: A review. *Sexual Abuse: A Journal of Research and Treatment, 20*, 61-87.
- Thakker, J., Ward, T., & Navathe S. (2007). The cognitive distortions and implicit theories of child sexual abusers. In T. A. Gannon, T. Ward, A. R. Beech, & D. Fisher (Eds.), *Aggressive offenders' cognition: Theory, research, and practice* (pp. 11-29). Chichester, UK: John Wiley & Sons.
- 内山絢子 (2000). 性犯罪被害の実態 —性犯罪被害調査をもとにして— 警察学論集, 53(3), 76-98; 53(4), 146-156; 53(5), 164-180; 53(6), 136-150.
- Veach, T. A. (1999). Child sexual offenders' attitudes toward punishment, sexual contact, and blame. *Journal of Child Sexual Abuse, 7*, 43-58.
- Ward, T. (2000). Sexual offenders' cognitive distortions as implicit theories. *Aggression and Violent Behavior, 5*, 491-507.
- Ward, T., Fon, C., Hudson, S. M., & McCormack, J. (1998). A descriptive model of dysfunctional

- cognitions in child molesters. *Journal of Interpersonal Violence*, *13*, 129-155.
- Ward, T., Hudson, S. M., Johnston, L., & Marshall, W. L. (1997). Cognitive distortions in sex offenders: An integrative review. *Clinical Psychology Review*, *17*, 479-507.
- Ward, T., & Keenan, T. (1999). Child molesters' implicit theories. *Journal of Interpersonal Violence*, *14*, 821-838.
- Ward, T., Louden, K., Hudson, S. M., & Marshall, W. L. (1995). A descriptive model of the offense chain for child molesters. *Journal of Interpersonal Violence*, *10*, 452-472.
- 渡邊和美・田村雅幸 (1999). 13歳未満の少女を対象とした強姦事件の犯人像分析 1 加害者の特徴と犯歴に関する分析 科学警察研究所報告防犯少年編, *40(1)*, 67-81.